

福祉建設経済委員会記録

福祉建設経済委員会

委員長 田 邊 学

1 日 時 令和7年12月11日(木) 開会： 10時00分 閉会： 16時59分
水道局、福祉保健部、経済部

令和7年12月12日(金) 開会： 10時00分 閉会： 15時55分
病院局、建設部、都市政策部

2 場 所 光市議会第1委員会室

3 出席委員 井垣 伸子、大田 敏司、小林 隆司、清水 祐希、田中 陽三、田邊
学、新見 浩明、西村 慎太郎、萬谷 竹彦

4 事務局職員 前田 紀子、起本 一生

5 説明員

吉本副市長

【水道局】 宮崎水道事業管理者、中西業務課長、藤井工務課長、山根浄水課長、
中島料金担当課長

【福祉保健部】 升福祉保健部長、岡村福祉総務課長、藤岡高齢者支援課長、小熊高
齢者支援課地域包括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所
長、松尾こども政策課長、山野井こども政策課保育指導担当課長兼学
校教育課幼児教育指導担当課長兼浅江東保育園長、森永こども家庭
課長兼こども家庭センター長、清水健康増進課長

【経済部】 西村経済部長、佐々木経済部次長兼商工振興課長、影土井農林水産
課長、弘中有害鳥獣対策課長兼有害鳥獣対策センター長、岩崎農林
水産課技術担当課長、温品観光・シティプロモーション推進課長、太田
農業委員会事務局長

【病院局】 桑田病院事業管理者、佐古病院局管理部長、萬治光総合病院事務
部長、植本大和総合病院事務部長、坪井経営企画課長、西村病院局
経営企画課経営改善担当課長、田中光総合病院医事課長、吉岡光総
合病院総務課長

【建設部】 酒向建設部長、沖本建築担当次長兼建築住宅課長、秋友監理課長、
山本道路河川課長、小林建築住宅課建築担当課長

【都市政策部】 松並都市政策部長、北川都市政策課長、山本都市政策課公園緑地担
当課長、秋山公共交通政策課長、中本下水道課長、弥益下水道課下

水道技術担当課長

- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他（傍聴） 報道2社、市議会モニター

1 水道局関係分

(1) その他（所管事務調査）

質 議

○清水委員

おはようございます。それではまず、水道管事故の傾向について、近年の事故件数の推移、また破損原因とか復旧の流れ、その他対策などを教えてください。

○藤井工務課長

御質問にお答えいたします。

まず、近年の事故の件数の推移でございますが、昨年度、令和6年度の件数といたしましては、本管の修理件数29件でございます。

遡りまして、令和5年が12件、令和4年が16件、令和3年が31件と、ここ近年は20件前後というところで推移をしているところでございます。

これが10年前に遡りますと、平成26年であれば55件、平成25年であっても55件ということで、10年前と比べると、減少傾向にあるというところでございます。

破損の原因といたしましては、大きな要因といたしましては老朽化というところが大きいかと思えます。管としましては、主にVP（ビニール）管の劣化が多いところでございます。

水道管は地中に埋まっておりますので、事前に発見するというのが難しゅうございます。破損して道路上に水が出たところで、その辺で濁りとか水圧変化、またその水を見て、通報があったときに職員が現地の赴き、確認し、即時に対応を図る形で、速やかに復旧対策に入る流れで工事を行っております。

この対策といたしましては、やはり計画的な更新工事というところになろうかと思っております。配水管整備事業等で、毎年そういった重要度、破損が多いところの箇所を選定し、更新工事を行っているところでございます。

以上です。

○委員長

藤井課長、先ほどの年度ですが、平成と言われたのは令和ではないんですか。そのあたりを。逆です、すみません。

○藤井工務課長

申し訳ございません。年度だけ再度申し上げます。

令和6年度につきましては29件、令和5年度につきましては12件、令和4年度につきましては16件、令和3年度につきましては31件。

10年前程度に遡りますと、平成26年につきましては55件、平成25年度につきましても55件というところでございます。

以上です。

○清水委員

分かりました。減少傾向にあるということと、対策は計画的な更新工事というところで、その更新工事のところで、基幹管路送水管整備事業によって、光市の管路のうち、最も重要な管路の更新が令和8年度で終了となると思うんですが、市内でその次に重要な管路と位置づけられている管路のこの経年、また老朽化状況、こちらを教えてください。

○藤井工務課長

委員がおっしゃるとおり、重要である送水管整備、来年終わります。

その後、最も重要と位置づける管としましては、清山配水池に連結してある配水本管になろうかと思えます。これにつきましては、C I P 450mm、ちょっと口径の変動があります。500mmも部分的にはありますけど、おおむね主流が450mmということで説明させていただきます。

この管は、西部、東部、室積方面、浅江方面に水を配る、根元となる最も重要な管路となります。これが破損しますと、市内の半分以上が断水、濁水等の大規模な被害を被るような管になります。これについて、送水管整備事業終了後、整備に取りかかる準備、検討に入りたいと思っております。

老朽化状況ですけど、送水管と同様に海軍工廠が入れた管でございまして、昭和14年に布設された管でございまして、早急な計画を立て、整備をしていきたいと考えております。

以上です。

○清水委員

分かりました。これも本当に、昭和14年に布設しているということで、計画をしっかりとつくっていただいて、非常に重要な管ということは分かりましたので、これも計画をしっかりと立てていただきたいと思えます。

その計画を立てていく中で、先ほどの更新工事とかもそうなんですけど、下水道工事とかで、酸欠とかによる作業員の事故、これが事故事例がいろいろ出ているんですけど、水道事業においても地中への管布設だったりとか、重機の使用だったり、いろいろあると思えますが、危険作業がいろいろあると思うんです。

その中で、発注者である水道事業者サイドの作業員の安全対策指示、これはどういうふうになっているのか教えてください。

○藤井工務課長

水道工事は、重機を使いますし、坑道での工事となりますので、様々な危険性を伴います。

我々としたしましては、まず受注者、施工業者と施工台帳を提出してもらって、どのように工事を行うか、どのような安全対策で行うかというものをまず確認いたします。

その後、必要な安全対策、重機であれば監視員の確認、公道であれば交通誘導員の配置計画を確認し、相互理解の下、工事に入ります。

また、工事が始まってからは水道局職員として、午前・午後1回程度、確認に行き、その時点でいろいろ気づきがあれば指摘をしていくというふうな形等を取りながら、安全対策に努め、行っているところでございます。

以上です。

○清水委員

分かりました。水道工事、事故が起こらないようにこれ、どんどん進めていってほしいと思うんですけど、その中で収益です。こちらの財政状況を見るときに、結構、費用面、このところを目を向けがちなんですけれど、私、重要なのは、こういった人口減少していく中で、収益をどう上げていくかというところが重要だと思っておるんです。

その中で、この水道事業の主な収益というのは水道料金の収入であると思うんですけど、先ほど申し上げたとおり、人口減少と連動して、どんどん料金収入も減少していくんじゃないかなと思っておるんですけど、前回の料金改定時からの水道料金の収入の推移というのを教えてください。

○中西業務課長

前回料金改定時からの水道料金の推移についてお答えします。

現在の水道料金につきましては、平成23年度に改定し、現在まで据え置いておりますが、改定翌年度の平成24年度から減少傾向にございまして、昨年度、令和6年度と、この平成24年度を比較いたしますと、約1億700万円の減収となっております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。結構、やっぱり減少しているなというのがよく分かりました。

一方で、この水道事業では、熊毛地区への送水管業務と県企業局へ工水供給業務によって、水道料金収入以外の収益を計上していると思うんですが、これが料金収入の減少をカバーしている、今後もしていくんじゃないかなと思っておるんですけども、これらの収益の金額とその推移というのはどういうふうになっているんでしょうか。

○中西業務課長

水道料金収入以外の収入としましては、委員仰せのとおり、平成28年度から開始しております熊毛地区への送水事業、これに伴います受託業務収益、これと併せまして施設の使用料、さらには令和2年度から開始しております工水供給業務、これによりまして収益を計上しておりますところでございますが、熊毛送水関係につきましては、大体1年当たりで約4,600万円から5,100万円です。工水関係につきましては、年間2,600万円を計上しておりますので、これらを合わせますと約7,000万円、1年間、収益を計上している

ところでございます。

これらの収益によりまして、令和4年度までは料金収入の減収分をカバーできておったところでございますが、現在のところはその減収分のほうが上回っている状況でございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。これ、非常に重要なところだと思うんです。やっぱりもう、人口減少はなかなか歯止めが効かないので、この水道での事業の収入って減ると思いますので、こういった近隣のところで光市の水を売れるところ、工水とかで売ってもらうというところで、水道、この収益以外の収益も増やしていくということを計画して、いろいろとアプローチして営業していかないと、これもどんどん財政状況が厳しくなるなというのは伺えますので、ぜひこのあたり、しっかりと検討していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○小林委員

それでは、何点か御質問させていただきます。

まず、1点目の質問としましては、水道水の安全性について少しお聞きしたいと思っています。

本市では、島田川の伏流水を水源として、おいしい水を水道として提供しています。本市の水道水というところは、厚生労働省が定めるおいしい水の要件をほぼ満たしており、まるやかで飲みやすい水質が特徴だというふうに言われております。実際、私が大阪で暮らしているというときは、飲料水はほぼお店で購入していたんです。ただ、こちらに帰ってきてからは、蛇口から出る水を何の処理もせず飲んでいました。これは、各いろんな家庭がありますけれど、我が家ではそういうふうになっています。

先日、あるサークルの人たちとの談話の中で、本市の水道水の話になり、ほとんどの人が浄水器を通す、または煮沸をしてお水を飲んでいるということでした。ただ、その背景に何があるのかなというふうにもいろいろ話をしたときに、やっぱり、直接お水を飲むとよくないという漠然とした不安からでした。

これらの不安を解消するためには、より多くの市民に本市の水の安全性、こういう部分を浸透させていく必要があるというふうに考えますが、見解のほうをお示しをください。

○中西業務課長

委員仰せのとおり、光市に限ったことではございませんが、日本全国の蛇口から出る水道水というのは、水道法で定める市販のボトルウォーター以上の水質基準、この厳しい水質基準をクリアしておりまして、直接安全に飲むことが前提とされております。

さらに、光市の水道水につきましては、この安全性に加えまして、さらにおいしさに

も優位性があると考えておりました、先ほど触れられました、旧厚生省のおいしい水7項目、これらを全てクリアしております。

光市の場合につきましては、他の都市と大きく違うのが、その項目の中でも残留塩素濃度、これが極めて低いということがございまして、取水時点で既にきれいな島田川の伏流水、これの品質を損なうことなく薬品注入量をコントロールしているということがございます。

しかし、今申し上げたことが市民に浸透しているかといいますと、十分ではないと考えております。現在、取組としまして、地域づくり支援センターへの給水スポットの設置、また水道まつりとかでのイベントでの利き水体験の実施、さらには昨年度より開始しておりますサポーター制度での講座、このようなことでPRの活動で拡大をしておりますが、今後も引き続き、その他の手法についても検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○小林委員

現状の水道水の安全性を担保するための取組というところは、よく理解ができています。ありがとうございます。

やっぱり、そういう取組も非常に大事なんですが、やはり私なんかでいうと、水道局のホームページを見ると、例えばどういう検査をやっているかとか、あるいはどういう検査をやって、どの項目をどれくらいクリアしているかということも、何かこう、市民の人に広く伝えてあげるということも非常に重要だと思いますので、今後の取組の一つとして、ぜひ御検討していただけたらというふうに思います。

次の質問ですが、今度は設備更新とか設備保全について少しお聞きしたいと思っています。

先ほどの話の続きにもなりますが、やはり安全かつおいしい水を持続的に提供していくというところ、これ、パーパスにも関わることでもありますが、計画的な設備更新や的確な設備保全、こういう部分が必要だと思っています。

こういう状況を踏まえまして、本市の設備更新そして保全に対する考え方というところと、今年度の設備更新の状況と、さらにもう1点、日常の設備保全の取組、この部分についてお示しをください。

○藤井工務課長

3項目についてお答えいたします。

初めに、施設更新・保全に対する考え方です。

まず、御質問の冒頭にありました、安全かつおいしい水の持続の安全につきましては、我々の理念であり、おいしい水については、我々が重要としている目標の一つでございます。

これら理念・目標を構築していく考え方といたしましては、水道ビジョンを基軸に、効率的な耐震化の推進と修理や点検による維持管理の充実によりまして、南海トラフ地震を想定範囲内とし、発生時に被害を最小限に抑えることを目的とした体制の構築を

目指すとしております。

また、水質につきましては、水源から各過程までの水質管理の体制の強化・充実を図ることで、良質の水である伏流水のおいしさを届けるといふ、そういった体制を目指しております。

2点目、今年度の施設の更新状況です。

これにつきましては、管路整備につきましては、今年度約2,200m程度の更新を見込んでおります。そのうち、基幹管路である送水管の整備も進み、耐震化が予定どおり図れるものと考えております。

また、浄水施設といたしましては、適切な薬品管理、水質管理のための更新として、次亜注入ポンプや原水濁度計の更新を行いまして、維持管理の充実が図れたところでございます。

最後に、日常の設備保全の取組という御質問ですが、蛇口をひねればいつでも水が出るという、この当たり前を維持するために、破損事故や濁り水などのトラブルに対応できるように日々努めているところであり、また、水管橋やコンクリート構造物の施設については定期点検を行い、状態監視を進めているところでございます。

運転管理につきましても、林浄水場内で運転監視を24時間体制で行っており、水質管理につきましては水道法に定められた各検査を行い、安定供給並びに安全管理を行っているところでございますし、また、その他施設にある設備、それらにつきましても、計画的な点検・修繕を行い、健全性を保ちながら施設能力の維持に努めているところでございます。

以上です。

○小林委員

今、計画的な設備更新、そして設備更新やいわゆる保全とかこの更新に対する考え方という、この3つの部分についてお聞きしました。

今の御回答の中でも十分分かったのですが、やっぱりこういう安全かつおいしい水を持続的に提供していくためには、やはりこの計画的な設備更新とか設備保全というのがなくてはならないというふうに思っています。

特に素晴らしいと思うのは、その前提にある水道ビジョンというところをしっかりと捉まえて、被害を最小限に抑えるという部分も大変素晴らしいと思いますので、ぜひ、この部分というところは非常に費用対効果の部分を見ないといけない部分ではあると思いますが、しっかりと取組をお願いしておきたいというふうに思います。

あと、もう1点だけすみません。DXの活用について少しお聞きしたいと思っています。

本年の9月の定例会の中で、私の一般質問において、今後の水道事業の見通しが大変厳しい中で、その打開策の一つとしてDXのさらなる活用、そういう期待感を込めて提案をさせていただきましたが、現時点でのDXに対する受け止めという部分と、実際に導入している事例、こういう部分があればお示しをください。

○中西業務課長

D Xの受け止め方と併せて事例ということのお尋ねについてお答えします。

水道事業におけますデジタル技術、あと新技術等に関しましては、近年は様々な分野で導入されつつありますが、これらに関しましては常に情報収集のアンテナを張っているところがございます。

光市水道局のD Xの受け止め方、考え方としましては、費用対効果はもちろんでございますが、サービス水準の低下を招かないような効果的、効率的な運用ができるかを精査した上で導入することとしておりまして、本日は、主なものとして2つの業務について紹介させていただきます。

1つ目が、山間部などの一部地域におけますスマートメーターの設置、これをしております。これによりまして、住居が点在しております検針が非効率な地域での検針業務が効率的に行われております。

また、これまで宅地側の漏水の可能性があった場合に、その場所の特定というのが困難でございましたが、このスマートメーターを設置することによりまして、早急にこれが特定できるといった効果も期待できます。

2点目が、水道施設台帳システムの導入といったものがございます。水道施設は、管路以外にも浄水場を含め、市内に配水池、ポンプ所などが点在しておりまして、これらの図面・仕様書等につきましてはペーパーベースでございまして膨大な量になっておりまして、もし何か起きたとき、非常時につきましては、これらの図面、そういった情報を得ることに時間を要しておりました。これをデータ化し、さらにクラウド化することによりまして、対象となる図面が素早く取り出せることが可能となり、非常時の迅速な対応、措置ができることとなっております。

以上でございます。

○小林委員

今、D Xに対する受け止めの部分と実際に導入している事例の部分についてお聞きをしました。

まず、受け止めのところもそうなんですけれども、費用対効果というところもすごく大事なんですけれども、サービスを低下させないというところがすごく素晴らしいと思いますので、ここについてはぜひ、この考え方のほうをしっかりと念頭に置いて、今後も取り組んでいただきたいというふうに思います。

あと、スマートメーターと台帳システムということで、よく取組が分かりました。スマートメーターの必要性というところは、今、お話を聞く中でも非常にメリットがあるなというふうに思いました。

先ほどの御回答の中では、この山間部というところが対象になっていたというところもございますので、本当に、その費用対効果を見るということも大事な前提でございまして、ぜひ、本当に市街地に展開したときの費用対効果というところがもしあるのであれば、ぜひ御検討のほうもお願いをしておきたいというふうに思います。

あともう1点だけ、こういう提案というのが、ぜひ、いわゆる実際の職場で働いてい

る職員からどんどん出てきて、さらには専門家の意見も聞くことによって、さらに今も大変すばらしいと思いますけど、そういう取組につながってくるとと思いますので、この部分についてはしっかりと、既にできていますけど、風通しのよい組織をぜひ構築していただきたいと思います。

以上でございます。

○大田委員

送水管についてちょっとお聞きしたいと思うんですが、来年度で5か年事業で終わるといふふうに思っておるんですが、今までの進捗状況というんですか、あれの具合はどうなっているかを教えてほしいんですが。

○藤井工務課長

送水管整備事業の進捗状況です。

まず、令和7年度、今年度の進捗状況といたしましては、4工区発注を行いました。1工区、2工区につきましては、林浄水場付近の市道大田上島田線に、3工区、4工区につきましては、中島田2丁目付近の県道光玖珂線に、共に600mの管を布設いたしました。

このうち1工区、3工区、4工区につきましては、順調に進み、工事は既に終了しております。2工区につきましては、600ミリの管は既に終了し、あとは舗装や附帯工事を残すのみとなり、工事終了につきましては年明けになる予定でございます。

全体の進捗状況といたしましては、約89%程度の全体の工事の終了となる見込みでございます。

以上です。

○大田委員

となると、来年度は清山配水池に登る傾斜のところをやる予定になっていると思うんですが、そのところは傾斜がきついんですが、どのような工事を行うか、経過といますか、計画といますか、教えてほしいんですが。

○藤井工務課長

来年度、最終的に清山配水池に水道管を上げます。ここの工事としましては、かなり難易度の高い工事だと感じております。今、言われた傾斜も、約41度の傾斜の角度があり、40度を超える角度になりますと、検討がワンランク上がり、施工条件が幾らか追加されるというふうな状況になります。

そういったところで、我々としても様々な角度から検証を行い、そこに入れる管の再選定、掘削で管を埋めるか、のり面に露出させるのか、現在、最終調整を行っているところです。

以上です。

○大田委員

恐らく、まだ計画段階で決定はしていないという、露出になるか埋設になるか、前々、そののところもまだ決定していないという答えだと思ったのですが、それでいいですか。

○藤井工務課長

選定方法としては、あらかじめ決めているのですが、最終的にそれで本当に行けるかどうか精査しているところです。

例えば、のり面につきましては、今のところ掘削施工で検討しておりますし、管種もダクタイル鋳鉄管で行くのが最も経済的であり、安全性が高いというところの検証も出ております。

様々な検証がありますが、最終検討を行っている段階でございます。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうに傾斜角がきついということで、随分、危険な工事になると思いますので、十分安全に留意されて、工事されてもらいたいと思っております。

また、水道局として、多分、遊休地をお持ちと思うんですが、遊休地についてどのくらいお持ちか、また何年くらい前からお持ちか、これからどういうふうにするかということをお答え願えませんでしょうか。

○中西業務課長

水道局の遊休地につきましては、今年度、太陽光発電設備を設置したということで、浄水場内にある遊休地は有効に活用させていただく方向となっておりますが、その他の遊休地については所有しておりません。

以上でございます。

○大田委員

遊休地持っていないと。私が思うのには、今、大和町時代に美原の浄水場やら、塩田の排水場なんかをお持ちと思っておるんですが、そのところはどういうふうになっているのか教えてもらいたいんですが。

○中西業務課長

旧大和簡易水道につきましては、平成21年度に上水道と統合いたしました。上水道として引き続き使用します配水管、あとは水道メーターもそうなんですが、これらの資産のみ引き継いでおりまして、旧大和簡易水道で使用しておりました浄水場であったり配水池は引き継いでおりません。

以上でございます。

○大田委員

それはそうだと、光市が普通財産として引き継いだという考えになるんですか。

○中西業務課長

我々は引き継いだ資産は把握しておりますが、そちらの旧大和簡易水道で引き継いでいない部分についての詳細は把握しておりません。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。把握していないということで、今後、そののところ、お聞きしてみたいと思います。終わります。

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第72号 光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：松尾こども政策課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

今の説明で、光市には該当するこの施設がないと言われた。例えば、どういう施設が該当するのですか。

○松尾こども政策課長

この家庭的保育事業者等は市の認可を必要とする事業所等でございますが、主には4つの形態ございまして、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業でございます。

○大田委員

事業所内保育事業は、ゼロ歳児から預かるところも認定保育園というのがありますが、それは、該当するように私は思うんですが、それは違うんですか。ゼロ歳児から預かる認定保育園について。

○松尾こども政策課長

市内にも事業所等が開設している保育所等がございますけども、全て認可外のものとなっております。

○大田委員

これはゼロ歳児から預かる保育所でしょう。乳幼児。違うんですか。ゼロ歳児から預かるんじゃないんですか。

○松尾こども政策課長

もちろん、ゼロ歳児からお預かりする保育所というものがほとんどでございます。

○大田委員

そのとき、光市でもゼロ歳児から預かる認定外保育園とかがある、それは該当しないように今、言われたんですが、違いをちょっと教えてください。

○松尾こども政策課長

市内にある家庭的保育等事業に関係する、先ほど申しました4つの類型の事業所等は、

この条例の基準には満たしていないというか、申請をしていただいていないものになりますので認可外ということです。

この辺の管轄については、県のほうでしていただいております。
以上でございます。

○大田委員

そうすると、県のほうが指定しなくてはこの法令は適用できない。でも、ゼロ歳児から預かる子供認定保育園はそれを該当しないからこれに該当しない。でも、ゼロ歳児から預かるのは同じじゃないかと思うんですが、そののとこと、ちょっと簡単に説明してください。専門用語ではなくて分かるように。

○松尾こども政策課長

認可をするためには、この光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしていないといけないんですが、この基準に満たない事業所内の保育事業が市内にはあるということで、市の認可は受けていないというものになります。なので、認可外ということになっております。

○大田委員

認可外と認定保育園とはどう違うんですか。

○松尾こども政策課長

認可保育所については、国の基準に従ってきちんと設備等、人員配置等がなされていて、同様の基準を市で定めないといけないんですが、市がこの条例で認めた場合は認可ということになります。

その基準に満たしていないということで認可外ということになります。
なので、この条例に基づいた認可申請は行われていないというものになります。

○大田委員

運用方法はどういうふうに違うんですか。

○松尾こども政策課長

園の運営等については、それぞれの園で、県の指導等を受けながら運営がなされているものと思います。

○大田委員

だからどう違うんですかと。認可外と認定保育園はどういうふうに違うんですか。

○松尾こども政策課長

認可外はこの条例に関する基準を満たしていないということになります。

○升福祉保健部長

認可と認可外、何が違うかということでございます。

認可のほうが、例えば人員配置とか面積の基準、これが厳しくなっています。その基準を満たした場合には地域型保育給付費、そういったものが支給をされるということになります。

認可外は、ある一定の基準は当然クリアをしないといけないんですけれども、先ほど言った、こちらの認可の基準ほどは厳しくないというような違いがございます。

以上でございます。

○大田委員

補助金なんかも関係するんですか。

○松尾こども政策課長

この認可をされましたら、その後に市の確認を受けた上で、国の給付に関する事業を行うことができます。なので、そうでなければ、この家庭的保育事業等の設備及びに関する基準を満たしていない認可外のものは、直接利用者からお金を頂くというようなことになっています。

○大田委員

つまり、認可外保育園で今、光市でやっているのは、国やら県やらの補助金がないが、個人から受け取ると。それだが、認可を受けたところにおいては、直接利用者からお金を取るのが少なく、国やら県からの支援金が出ると。その違い。

それと、面倒を見る人、保育士さんなんかやら、大きさなんかもそれに合致しないと、国やら県からの支援金を入れられないというのが違いということ。

○松尾こども政策課長

この光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づいて申請を頂いた場合に、満たしていれば認可ということになり、その認可された保育所等が、ちょっと次の条例になるんですけど、議案第73号のほうでお諮りはするんですけれども、今度は光市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、こっちのほうの確認を受ければ、国の給付に関係した事業ができるという、ちょっと二段構えにはなっておりますが、元の認可を受けなければ、必ずその給付に関する事業はできないということでございます。

○大田委員

でも、利用者から直接お金を受けるんだったら、認定外で保育所は開設できると。

○松尾こども政策課長

県への届出で開設はできます。

○大田委員

よう分かったような、分からないような。次に行きましょう。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第73号 光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：松尾こども政策課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

そうすると、この施設をつくるためには、どういう条件が必要なんですか。

○松尾こども政策課長

この議案第73号については、先ほど申しましたが、認可を受けた保育所や幼稚園等が、国の給付に該当する事業を行うための基準ということになっておりますが、どのような施設をつくるかということについては、先ほど御審議いただきました議案第72号の光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例のほうで基準を定めております。

そちらのほうにどのような条文があるかという、基準があるかという御質問と捉えて回答させていただきますと、この条例としては第50条まで条文がございますけれども、その中には、施設の配置、それは例えば給食室がどうであるとか、そういったものも含めて面積の基準であるとか、あと子供たちに対して何人の配置であるとか、そういったことも含めて様々な基準が示されているものでございます。

これは、主に家庭的保育事業等のことについてお尋ねだと思うので、そういったことを御回答いたしますけれども、通常の保育の基準等と大きく異なることはございません。通常の保育施設等と家庭的保育事業についても、似たような基準を定めているということでございます。

ただ、この基準は市で基準を定めて、市で認可をするというものになるので、市のほうの条例を制定する必要があったということでございます。

○大田委員

だから、具体例として、乳幼児が1人に対して何平米以上、何人以上保育士が要るかとかいうのを、それをちょっと説明してください。それで、それがいなかったら認定外

のでできるとか。具体例として。

○松尾こども政策課長

すみません、認定外というのは、こちらのほうでちょっと分からないんですけれども、例えば、第23条には設備の基準というものが有りますけれども、その中では、乳幼児室の専用部屋を設けることで、その面積が9.9m²で、3人を超える場合は1人につき3.3m²を加えなければならないとか、そういった基準がございます。

職員のほうでございましてけれども、乳児であれば、おおむね3人に1人。満1歳以上3歳に満たない乳児については、おおむね6人につき1人。満3歳以上4歳に満たない児童は、おおむね15人に1人。満4歳以上は、おおむね25人に1人というように、通常の保育所と同様、全く同じということではないかと思いますが、同様の基準が設けられています。（発言する者あり）

ただ、設備のほうで、例えば屋外の設備を設けなければいけないとか、そういったところで、その基準を満たさないところが主に多いということがございます。

○田邊委員長

条例の部分の、今回の基準が変わった部分についての審議をしているので、基本的な保育基準などの部分になりますので、そのあたりの質疑でお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第74号 光市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

④議案第75号 光市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

説 明：松尾こども政策課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

まず、議案第74号のところからですけど、議案書の30ページ、今御説明、詳細があったところなんですけど、この背景は、先ほどの説明で分かりました。満3歳未満の保育園に通っていない子たちを一定時間の中でそういった保育するよと。その中で、浅江東保育園であれば一般型のもの、あとは今あるところの空き定員枠を利用してやる余裕活用型と、この2種類あるよというのが分かったんですけど、これ、どういった狙いでこれを制定するのかというのをひとつ教えてください。

○松尾こども政策課長

背景としまして、全国の待機児童が年々減少し、令和6年度においては2,567人と、全国では大幅に減少しております。

そうした中で、国は待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から質の向上へと転換を進めております。国は、持続可能で質の高い保育を通じた「こどもまんなか社会」の実現に向け、このこども誰でも通園制度を整備しようということにしております。

先ほど、利用について少しお話をさせていただきますけれども、実際には月10時間の枠内で利用者が時間単位で自分なりに利用でき、利用者が支払う利用料というのがありますが、1時間あたりは大体300円程度を想定しております。

この本制度には様々なメリットがありまして、子供にとってのメリットとしては、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られるとか、子供に関する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、物や人への興味や関心が広がり成長していく、そういったことが期待できる。また、年齢の近い子供との関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど、成長発達に資する豊かな経験が得られる、こういったことが子供にとってのメリットであるかと思えます。

保護者にとってのメリットもありまして、地域の様々な社会的資源につながる契機となることで、情報や人とのつながり、子育てにおいて保護者がこうした社会的資源を活用しやすくなる。専門的な知識や技術を持つ人と関わることで、孤立や不安感の解消につながるというようなこと。

事業者にとっても、これまで接する機会が少なかった子供や家庭に関わることで、保育者として有する専門性を地域の子供たちのために、より広く発揮できる。このようなことが、この事業のメリットとして挙げられております。

そういったものを狙いとして、国はこの制度を創設したということになります。

○升福祉保健部長

少し補足させていただきます。

保護者負担ということで300円を想定しているというような発言をいたしましたけれども、今、7年度実施が始まっておりますけれども、本格的に全国で実施されるのは令和8年度になります。

令和7年度については、300円という基準額みたいなものが国から示されておりますが、令和8年度についてはまだ示されておられません。ですから、300円程度とは想定をしておりますが、今後、そういう国のほうの情報が入れば、それを参考に決めていくということになりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○清水委員

分かりました。非常にいい取組というか制度だと僕も思います。

実際、私の周りでも保育園に預けていなくて、預けようが悩んでいるという親御さん

とかいて、それを月10時間の中でお試してみたいな形とかで、本当にトライアルで受けられるのもいいなど。1日300円というのができて、本当にメリットがあるなど。

園にとっても、今おっしゃったように、保育士を保育士不足の中で多く雇用しておかないといけないというところも、ここでどんどん埋めていけばいいなと思ったんです。

これ、例えば、利用する具体的なことなんですけど、例えば私が来週、月10時間の中で、前の日までに園に予約して、やるよといった園がそもそもあるとして、受け入れられるよというところで、この予約体制とかがってどんな感じで行くのかなというのがちょっと、もし今、分かれば教えてください。

○松尾こども政策課長

基本的には、国が今後用意することになるシステムを利用してインターネット上で予約を行っていただくこととなりますが、事前にこの制度を利用するというので、そのシステムを利用して市のほうに申請をしていただくこととなります。

市のほうでは、その申請に基づいて、ほかの園に入所していないかどうか等の確認を行って、その上で利用の対象かどうかということで通知をさせていただきます。

実際に利用したい園がございましたら、事前に園のほうとも連絡を取っていただいて、面談をしていただくことが必要となります。その上で、改めて利用したい日等をまたそのシステムを使って予約をするというような流れになっていくというふうに、今の情報ではなっております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。もう1点、議案第75号の49ページ、特定もあるよというところなんですけど、これ特定を、認可を受けたら、その300円というところが国からもらえたりとか、そういったことがあるのかなというところなんですけど、この特定になることでの園にとってのメリットってどういったものがあるのか教えてください。

○松尾こども政策課長

実際、先ほど部長も御説明、私も説明をした300円というのは、1時間当たりの利用料が、現状では国が示す基準が1時間当たり300円程度という。既に試行的に開始をされている園も、もう令和6年度、7年度で開始をされているところもほかの市ではございます。そういったところは、そういった指標を基に設定をされているというようなことでございます。

今度、特定ということでの事業ができるということのメリットということでございますけれども、これは、本来給付を受けるのは利用する市民の方ということになります。ただ、市民の方が受けることを、代理で園のほうを受領することができるようになるんですけれども、実際、支給単価というのは示されておりませんが、そういう特定事業者ということで選ばれましたら、そういった国からの給付の部分を受領できる資格が得られるということになります。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。恐らくそういう形なんだろうなというのは思ったので、実際に国から得られたら利用負担が実質ゼロみたいな形になると、もっと利用者側は利用しやすくなると思いますので、ぜひこのあたり、どんどん積極的に、まだやるよという園は恐らく少ないと思いますので、このあたり、どんどんちょっと増えていけばいいなと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○西村委員

それでは、同僚委員と重複するところは省きまして、1点だけ質問させていただければと思います。

議案第75号の中、条文で言うと第6条ですか、36ページです。

正当な理由のない提供拒否の禁止ということで定められておりますが、先ほど想定される正当な理由というところについて、先ほど面談の話だったりとか、利用の枠がそもそも埋まっていたらというような話があるかなと思うんですが、そういったことを含めて、正当な理由というのはどういうことを想定しているのかというのを教えていただければと思います。

○松尾こども政策課長

ただいま、委員に一部御紹介いただいた部分もあるんですけども、まずは、余裕活用型の場合には定員に空きがないであるとか、また、実際定員を上回る利用の申込みがあった場合、あと、その他特別な事情がある場合ということもございますけども、その特別な事情とは何かといいますと、それも委員から少し御紹介いただきましたけれども、特別な支援が必要な子等の状況について、園側で受入れができる体制ではないような状況の場合については、そういった理由に該当するようなことがあるかと思います。

○西村委員

承知しました。これは、誰でも通園制度に関わることなく、ほかのところも恐らくそういったことなんだろうと思いますが、結構デリケートな問題になるかなというふうに思いますので、なるべく多くの方がこの制度を運用できるように、市の適切な園長会議とか、そういう会議の中でも受入れ体制の整備といいますか、そういうところはしっかりとお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○小林委員

すみません。少し、先行委員との説明と関連する部分がありますが、ちょっと違う切り口で何点か、御質問させていただきたいと思っています。

ページ数で行くと31ページなんですけど、この職員数とか資格という、アとイというところがあるんですね。そういうところを見ていきます。それでいくと、今回、この乳児等通園支援事業を運営するに当たって、現状の保育士で賄えるのか、あるいは新たに保育士を確保するのか、この部分についてお示しをください。

○松尾こども政策課長

これは、別号議案でお諮りしている浅江東保育園での実施に当たるというところでの答えということですのでよろしいでしょうか。

現状、別号議案68号でお諮りをする浅江東保育園での実施に当たっては、一応、御議決をいただいた後に、新たな保育士の募集を行っていくというような予定にはしております。

○小林委員

分かりました。それからもう1点、今度は30ページになるんですけど……大丈夫です。以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第77号 第3次光市健康づくり推進計画の策定について

説 明：清水健康増進課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

全員協議会から大分手を入れられて、気になっていたところも改善されているので、すごくよくなったなという実感をしています。

その中で、ちょっとだけ、2点だけ質問させていただけたらと思うんですけど、先ほど32ページと13ページのところで修正をかけられた、小学生の新体力テストの統計を受けての評価の部分になると思います。

それで、32ページのほうを見ると、下から4行目あたりになると思うんですけど、小学生や中学生男子では複数の種目で山口県平均、全国平均を下回る結果となっていますというところで、ここを見ると、何となく下回って悪い結果なのかなという印象を受けるんです。

ですけど、13ページの下に総括的な評価をされているんですけど、その中では、小学生は全国平均と比較すると下回る種目が多くなっていますが、山口平均と比較すると上回る種目が多くなっています。また、中学生男子では20mシャトルランと50m、山口県、全国平均を下回っていますが、全種目で見ると山口平均、全国平均を上回る結果となっ

ています。中学生女子では山口県、全国平均を上回る種目が多くなっていますということで、総括的にはよい評価をされているのではないかという印象を受けるんです。

それで、このバランスがちょっとどうなのかなということで気になったんですけど、この辺については修正をかけられたということですが、どういう判断をされたのかお聞かせいただけたらと思います。

○清水健康増進課長

ページの順に御回答いたします。

13ページの評価では、県平均、全国平均に比べて、本市の児童生徒の体力状況を下回る結果以外にも上回る結果、いわゆるよい結果について、図から読み取れる事実をお示ししております。

32ページについては、課題をお示ししておりますので、下回る結果のみの記載ということで整理をいたしました。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。32ページは課題部分にスポットを当てて、それで取り組むことを出していくというような視点で表記をされているということで、理解をさせていただきます。

それともう1点、56ページを見ていただいて、ここで、行動目標の2の部分に、年1回以上地域の自治会やコミュニティー活動に参加するということであって、個別指標の1に、地域の自治会やコミュニティー活動への参加率の目標が増加ということで掲げてはいらっしゃるんですけど、結局、市民アンケートの「参加している」で、「いつも」と「時々」のプラスの評価の増加を目指しているわけなんですけど、市民アンケートを見れば分かるかもしれないんですけど、このアンケートの回答項目って、「いつも」、「時々」のほかに選択肢として何があるのかをお聞きしたいのと、例えば、年1回の参加は、どの選択肢に当たるのかということをお教えいただけたらと思います。

○清水健康増進課長

市民アンケートの回答の選択肢ということで、まず御質問でございます。

回答の選択肢は、1としていつも参加している、2として時々参加している、3として参加していない。こういったケースはないのかもしれませんが、無記入、回答がないというようなパターンも想定をしております。

まちづくり市民アンケートにおいては、これについて明確な回答の明確な定義というのは示しておりませんが、参加している「いつも、時々」と記載しておりますが、対象となる回答は1回以上参加している場合は、時々参加しているというのが当然入ってくると思います。

それと、場合によっては、地域によって活動が少ないような地域であれば、1回しか活動がなければ、1回参加すればいつも参加しているという選択肢もあり得るのかというところで、①のいつも参加している、もしくは時々参加しているというのが、ここで

のパーセントのほうに現れてくる結果と考えております。
以上でございます。

○田中委員

ちょっと、アンケートの選択肢のほうにも課題があるのかというのを感じるころはあるんですけど、その表現になってくるのかもしれないんですけど、年々1回以上ということで、1回も含まれると思うんですけど、一方で、時々参加しているというのは繰り返しの行動が入ったときに時々というので、1回は当たらないと思うんです。

そういう視点で行くと、年1回参加することが個別指標の増加に向かっていっているところに連動しない目標になってしまっているのではないかと、私は改めて今、説明をお聞きしながら思ったんですけど、改めてちょっと、いかがでしょうか。

○清水健康増進課長

地域の活動というのは、個人的なものもございますが、まずは1回参加して徐々に参加回数を増やしていければというところでの目標としておりますので、このような形で設定をさせていただいております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。アンケートの回答のほうにも課題があるのかなということで、私のほうも認識しましたので、そういう考えで、いずれにしましても1回でも多く参加していただくという下で、所管としては設定していることで理解しましたので、以上で終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第68号 令和7年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○新見委員

補正予算書20ページの保育所整備事業についてですけれども、こちらは3月議会の委員会での説明では、旧みたらい保育園についてですが、アスベスト調査を実施後、まずは不動産鑑定等、そういった結果により、建物つきの売却をまずは目指すというふうにされていたかと思えます。

応募がなかった場合には、その不動産鑑定等によりまして土地の価格が解体費用より

も高かった場合については、建物解体の条件を付した建物付きの売却を、また建物価格が解体費用より低かった場合については、建物を除却した上で建物無しの土地売却といったことを念頭に置いて進めるというお話を頂いていたと思います。

補正予算において、建物付きの売却の段階を経ずに、解体設計等委託料が計上されている経緯について、御説明をお願いします。

○松尾こども政策課長

旧みたらい保育園の跡地の処分につきましては、令和6年に決定した方針では、ただいま委員が御紹介いただきました方針のとおりでございました。

しかしこのたび、令和7年度から有利な起債である公共施設等適正管理推進事業債の対象事業が拡充をされまして、一定の条件の下であります。施設の除却費用についても該当することが判明をいたしました。

このことにより、建物の除却費用について民間と公共との差が縮まりまして、財政的な観点からも、行政による除却というものが不利でなくなったということがございます。

また、未使用施設が存在することについて、近隣住民への影響等に鑑みれば、できるだけ早期の処分が望ましいということもございますから、建物を解体して売却をするという、このたびの判断に至ったものでございます。

以上でございます。

○新見委員

経緯の説明、よく分かりました。状況の変化があった場合につきましては、引き続き丁寧な情報共有をお願いいたします。

続いてなんですけれども、進捗に応じて、今後調査、設計、解体、売却までのスケジュール感がどのようになっているか、可能な範囲でお示してください。

○松尾こども政策課長

まず、本年度の予算に含まれておりますアスベスト調査であるとか不動産鑑定というものは、既に終了いたしております。

アスベスト調査につきましては、一部の部材に含有をしているということが判明をいたしておりますし、不動産鑑定の結果においては、建物の価値はないという旨の結果が出ております。

そうした中で、今後の解体に向けてのスケジュールということで御説明をさせていただきますが、本議案を御議決いただきましたら、その後に解体設計に係る入札というものを行ってまいります。設計業務自体は3か月から4か月程度かかるかと思っておりますけれども、その後、できれば来年6月には解体に係る補正予算を上げさせていただけたらというふうに考えております。

それが御議決を頂ければ、また解体工事に係る入札を行いまして、その後、解体工事が半年程度かかるものというふうに考えております。

以上でございます。

○新見委員

スケジュール感と承知いたしました。進捗に応じて、節目ごとに状況のほうもまた共有していただけると大変助かります。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中委員

補正予算書の16ページになります。

先ほど、総合福祉センターの管理運営事業のほうで、いきいきホールを使用するという御説明があったんですけど、この詳細の内容の説明を頂けたらと思います。あと、工事期間とか影響についてもお知らせいただけたらと思います。

○岡村福祉総務課長

このたびの改修工事につきましては、あいぱ一く1階南側執務スペースの中央部分にあります相談室等を撤去、移設することにより、こども政策課、こども家庭課、健康増進課が一体的に配置されることで、現在よりも一体的、効率的な業務の遂行、速やかな情報共有を可能として、市民の皆様がより相談しやすい体制の整備と相談体制の充実を図るために実施するものでございます。

現時点の予定では、補正予算御議決後、速やかに入札等の工事に必要な手続を開始して、令和8年3月に工事着手、年度をまたいで令和8年7月頃に完了の見込みで、改修工事に係る期間は約4か月を想定しています。

工事期間中の市民の皆様への影響、そして業務継続のための対応につきましては、先ほども少し触れましたが、工事期間中は安全確保のため工事場所を囲う仮設の間仕切り壁を設置することから、南側執務スペースが使用できなくなるため、こども政策課、こども家庭課、健康増進課の三課につきましては、あいぱ一く内のいきいきホールへ一時的に移設をしまして、引き続き業務を継続する計画としております。

なお、電話番号は市民の皆様からのお問合せに影響が出ないように、移設前のままの番号としたいと考えております。

市民の皆様には、部署が一時的に移動することで御不便等をおかけすることのないよう、事前にあいぱ一く内の建物内での掲示や市広報、今、予定しておりますのは、1月25日発行の2月号への掲載を通じて、移転の場所や期間について周知をする予定としております。

それから、健康増進活動等であいぱ一くを定期的にご利用されている個人や団体の皆様に対しましては、今後の利用時の機会等に合わせて、個別にも御案内をしたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。4か月程度工事があるということで、3月、4月、特に総会等で今まで使われていた方も市民の方、多いと思いますので、2月号で周知されるということだったので、しっかりお知らせをして、影響がないように、また安全に作業していただけたらと思います。

次が、18ページの乳児等の通園支援事業についてなんですが、先ほど、備品購入費ということ言われていましたが、これ、どういったものを購入されるのかというところと、あと、この整備によって何名受け入れる体制ができるのか、施設的に何名受け入れるようになるのかを教えてくださいましたらと思います。

○松尾こども政策課長

まず、購入をする備品等についてですが、この誰でも通園制度を実施するに当たっては、現状、浅江東保育園の2歳児が利用しております保育室を間仕切る形で専用の保育室、誰でも通園制度用の保育室を確保したいと考えております。

そのため、アルミのパーティションで間仕切りをする、また、そこ専用のエアコンを設置する、または扇風機、収納棚やクッションマット等を検討いたしております。

それと、利用の想定人数ですけれども、現状では3名を想定いたしております。

以上でございます。

○田中委員

今、3名が受け入れられるようにするという事だったのですが、ちょっと改めてなんですけど、誰でも通園制度が始まるに当たって、光市として、利用の見込みを何名と見込んでいる、全体として見込んでいるのかという部分と、あと、これによって見込みが確保できるのかどうかを教えてくださいましたらと思います。

○松尾こども政策課長

市内全体での見込みということでございますけれども、国からの通知により算出方法というのがちょっと示されている部分がありまして、それを利用した形での利用の需要というところと言いますと、光市においては4名程度ということで想定をしております。

令和8年の4月からの制度開始に向けては、このたびお諮りしております浅江保育園での実施に加えまして、現状、私立保育園さんが1園、実施の意向を示されておりますことから、当面はこの2園での利用需要への対応ということを考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。民間が先で、それを補完する形で公立でというようなお話も以前聞いたことがあると思うので、4名の見込みの中で3名受け入れるということは、少し余力も持ちながら確保できるのかなという理解をさせていただいたので、そういう理解でよろしいですか。

○松尾こども政策課長

4名に対し、浅江東保育園の3名と、もう1園のということで余力が少しあるというふうには考えております。

以上でございます。

○田中委員

理解しました。ありがとうございます。

○大田委員

先ほど、みたらい保育園の解体で320万円を計上されて、それを解体してから売却の予定というふうに言っておられたのですが、それは、スケジュール的にはどういうふうに考えておられるのか。売却までかな。

○松尾こども政策課長

先ほど御質問の中でお答えした部分があるんですけど、では再度、お答えをするという形でさせていただきます。

○大田委員

設計が二、三か月たって、その後に解体して、それから更地にして売却というふうに言われたのですが、売却をどのぐらいのところに考えて売却しようとしておられるのか、お答え願いたいと思っております。解体は長くても半年ぐらいだろうと思っております。

○松尾こども政策課長

先ほどの御説明をさせていただいた中では、大体、解体まで来年度1年間かけて解体という形になるかと思っておりますので、その後に、通常であれば普通財産に変更をした上で所管替えをして、その所管が売却に向けた準備を行うということになると思っておりますので、今から考えれば1年半程度はかかるかと思っております。

○大田委員

1年半ということですが、それでまた普通財産にするというふうに、今は行政財産で福祉のほうを持つておられるから売られないから、普通財産にして売ると。普通財産にしてから、まだ売れんからと言って置いておかれるのかなという感じで覚えているんですよ。そうしたら、そのまま遊休地になるんじゃないかなと思っております。

私は、売るんだっつたら的確な時期までに入札か高札かで売るんじゃないかなと思うんですが、そのところをちらっとお考えがあったら教えてください。

○松尾こども政策課長

市としても、できるだけ早期に公共施設等の除却を行って、売却に向けて準備をした

いという中で、このたび、この手法から公共施設等の適正管理推進事業債を使った除却というやり方にしておりますので、できるだけ早期に売却に向けた準備ができるようにということで御理解いただけたらと思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑦議案第70号 令和7年度光市介護保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：藤岡高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

62ページ、認知症総合支援事業費で751万2,000円か、職員が約1人ぐらい少なくなったような感じになるんですが、見られる人が少なくなったから少なくなったんですか。

○藤岡高齢者支援課長

人事異動で人の入れ替わりもございましたけれども、実は特殊事情としましては、1点、申し上げておくこととしては、女性職員が引き続き産前休暇、育児休業等に入る関係で、ちょっと給与のほうの見直し等もあります。それは純粋に人事異動分で、給料を算定する対象の職員が変わったということで、人数が極端に減ったということとはございません。

以上でございます。

○大田委員

751万2,000円も減っているということは、人数が減っているように見えるんですよ。

○藤岡高齢者支援課長

年度当初、張りつけ先の業務ごとで人数を、どの職員が具体的にどの業務に携わるかという、人事異動前の配置で人数を張りつけておりましたが、人事異動を受けまして担当職員の配置替えですとか、そうした中で、ここの認知症総合支援事業費のところは、当初、張りつけを2名予定しておりましたが、最終的には全体の調整の中で1名に張りつけを減少させております。

全体の人数が減ったということではなくて、予算の張りつけ先が、委員おっしゃるように2名から1名に減少したことが大きな影響でございます。

以上でございます。

○大田委員

予算上の問題だったんですが、その代わりの人間もいて、その人はどこに行ったのかわからないんですが、その人の人間の増額がどこかに出てきているという、そういう勘定になると思うんですが、違いますかね。私の思いが違うかな。

○藤岡高齢者支援課長

委員の仰せのように、全体の総額の中で配置先、予算の張りつけ先というのは変更もいたしますし、先ほどちょっと、最初の御回答の中でも申しあげましたように、産休・育休に入る職員等もおりまして、そうした中で会計年度任用職員を新たに配置をしたりとかで、当然、給与面では減少したりとか、そういったところの影響も出ておるかと思えます。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①第2次光市自殺対策計画（案）中間報告

説 明：清水健康増進課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

すみません、確認を含めて、ちょっと何点かお聞かせいただけたらと思うんですけど、まず、この計画でいう自殺者というものの定義についてちょっと教えていただけたらという部分があって、お願いいたします。

○清水健康増進課長

ここでいう自殺者の定義ということでの御質問でございます。

これは、厚生労働省の地域における自殺の基礎資料の数値等を使用しております。外国人を含む光市民、住居地の自殺者数となります。死亡場所がどこであるかということとは関係していません。

以上でございます。

○田中委員

死亡している場所がどこかというのは関係ないということで、ちょっとそこが気になったんですけど、いわゆる地域によっては自殺の名所と言っているのか、自殺者が多い地域というのがあると思うんですけど、住居地が光市の方が自殺している、自死されているということの方が対象になっているという理解をさせていただいて、ちょっと思う

ところはあるんですけど、ここであれなので、分かりました。

計画のほうで、14ページでまず、目標設定はここでされていて、近況値が14.9で、これよりも減少した値を目標値とされているんですけど、この数字自体、令和6年度は多かったという部分もあるんですけど、令和2年度の策定時より、13.2より悪いという目標になってくるんですけど、そのあたりについてどういった見方をされているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○清水健康増進課長

今計画の目標値は、近況値の14.9よりも減少した値としております。

本市の人口規模では、単年の自殺死亡率で比較すると年による変動が大きいいため、計画期間である6年間の平均で評価をすることといたしました。

また、目標値は、国や県が平成27年度から10年間で30%以上減少としており、それぞれ国が13以下、県が14としている中で、本市の令和元年から6年の平均値が14.9であるため、そこから30%以上の減少というのは非常にハードルが高いというところで、近況値より減少をさせるということを目標といたしております。

○田中委員

今、説明を頂いたんですが、人口が少ないので影響を受けやすいという部分もあるんですけど、今、ちょっとお話にもありましたが、国の目標値が令和8年までにということなんですけど、13.0と示されて、県は14というふうなお話があったんですが、いい意味でも悪い意味でも影響を受けやすいというのがあるので、目標の設定としては国の目指す13.0以下のほうが、低ければ低いほどいいので、私は好ましいのではないかなと思うんですけど、改めていかがですか。

○清水健康増進課長

この数値につきましては、少ないほうが当然望ましい。究極はゼロというところが目標になろうかと思うんですけども、現実的な光市の目標、目指す直近の目標としては、このたびは14.9という数値を今、設定させていただいております。

以上でございます。

○田中委員

設定ということで、市の考え方としてはお話を聞かせていただきました。

25ページのあたりになるんですけど、次世代の人への支援ということで、主な事業例で担当課、団体等も書かれているんですけど、この中で、教育相談事業として文化社会教育課のほうで相談対応するよということで書かれているんですが、私は、この光市独自の相談体制として青少年センターがあるというのが大きな一つの特徴じゃないかと思っているんですね。

それで、文化社会教育課の中なんですけど、文化社会教育だけの市の教育機関でいうと、どうしてもやっぱり義務教育の間だけという印象を受けてしまう部分があるんです

けど、光市は、青少年センターがあることによって高校生も相談できるという体制ができていていると思うんですけど、この光市ならではのところを伝えることが、そういった義務教育よりも上の青少年たちの相談する場になって、安心にもつながっていくのではないかなと思って、青少年センターというのを別出しでどこかに表記できないかと思うんですけど、そのあたりの考えをお聞かせいただけたらと思います。

○清水健康増進課長

取組につきましては教育相談事業として掲載をしておりますが、青少年センターというキーワードの表記がないというところで分かりにくいというような御指摘でございます。

他の関係機関とか記載のバランスなども考慮しながら、これについてはちょっと検討をさせていただきたいと思います。

○田中委員

よろしくお願いいいたします。

それで最後、これ多分、載せられるんでしょうけど、大体、今の計画の終わりに相談窓口の一覧とか用語解説とか、協議会の委員名簿とかがついているんですけど、これは整った後にはつけられる予定なのでしょうか。

○清水健康増進課長

用語解説や関係していただいた協議会委員の名簿等については追加の予定でおります。

また、相談窓口一覧についても作成いたしますが、こちら常に新しい内容のものをお示ししたいので、別紙として差し込むような形で、常に新しいものというところで提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。相談窓口については、随時新しいものが提供できるようにということで配慮されていることで理解しました。ありがとうございます。

以上です。

○井垣委員

9ページのところに、真ん中に評価指標が2つあります。自殺死亡率というのと、もう1つはゲートキーパー研修受講者数というのがあります。

この2つの評価指標を使うということは、何かこれ、国がこういう2つの評価指標を使っているから同様にしているのでしょうか。

○清水健康増進課長

特に、国と同様ということではございません。1つは、もう客観的に自殺の死亡率が

端的に分かる数値。それともう1つ、ゲートキーパー研修というのは、見守る側の人数を増やそうというところで、こういった項目を出しております。

以上でございます。

○井垣委員

14ページの計画の目標というところでも、やはりこの自殺死亡率というのと、ゲートキーパー研修受講者数という、この2つが評価指標になっております。

この1番は全体の目的なので、もちろん自殺死亡率が下がるということが1番の目的なわけですがけれども、これと並んでゲートキーパーって、2つしかないうちの1つがゲートキーパーというのが、ちょっとバランスが欠けているような気もするんです。

例えば、ページで言うと12ページの下の図を見ると、個人を囲む様々な要因があって、いろんな要因で自殺になるといういろんなケースがあるわけですよ。それと、基本施策というのが5つありますよね。重点施策というのが4つあります。9つの施策で自殺を減らしていこうという感じなので、普通に考えたら9つそれぞれに指標をつくって、例えば基本施策の1番はこの物差しで測りましょうと。それはうまく行ったとか、どの程度うまく行ったとか、その9つの物差しを使ってこの自殺の死亡率を減らそうという感じは全体とあるんです。

自殺死亡率と並んでゲートキーパー研修受講者数というのが、突然、同じようなバランスで物差しとして持ってくるというところの意図はどういうところにあるんでしょうか。

○清水健康増進課長

意図としましては、繰返しになりますけれども、自殺を考えているような人の一番身近にいる方の相談対応について学んでいただいて、そういう人が光市内に多くいる、そういう環境をつくりたいというところでゲートキーパー研修というものをうちのほうは推進しております。

○井垣委員

もちろん、そうだと思うんですね。ゲートキーパーの研修、受講者数が増えることはもちろんいいことだと思うんですが、例えば9ページを見てみると、これまでの自殺死亡率、達成度がDという判定になっていますよね。あまり減っていないという。Dは悪化傾向にあるということですね。

その下のゲートキーパー研修受講者数というところは、改善しているということでAになっていますよね。

つまり、ゲートキーパー研修受講者数が改善しているにもかかわらず、自殺死亡率は減っているということは、あまり直接関係しないんじゃないかという、この評価の差を見るとAとDということで、この物差しで測って、これを主な物差しの一つとして取り上げるには、ちょっとバランスが欠けているような気がするんですけども、この点はどうお考えでしょうか。

○清水健康増進課長

基本的にはこの計画というのが改定、前計画に引き続いてつくっておりますことから、指標等も大きな変更も変えていないというのも一つ、理由がございます。

確かに、ゲートキーパー研修の受講者が増えた上で自殺率が高いというところは実際にはあるんですけれども、その3ページ等にもございますように、その前の令和4年、5年までは少なかったというところも、その辺は一部、寄与しているのではないかと考えます。

確かに、人口規模が小さいと数字がドンと上がりますので、この辺はうちもこうやって理解者を1人でも多くしたいというところで頑張ったいと考えております。

○井垣委員

ゲートキーパーの受講者数が増えるということはもちろんいいことで、そういう人を増やすというのは大事で、もし、これが増えていなかったらもっと自殺者が増えていたかもしれないという影響はあるかもしれませんが、意図は分かりました。どうもありがとうございました。

○田邊委員長

他にありませんか。なければ、その他、福祉保健部関係分に係る事務について、執行部に質しておきたい件がありましたら、順次、ご発言を願います。

○清水委員

少しだけ教えてください。待機児童なんですけど、令和7年度は待機児童ゼロということでしたが、令和8年度、12月19日で4月からの申込みが締めだと思いますが、8年度の見込みや見立て、今、分かれば教えてください。

○松尾こども政策課長

委員さん御紹介のように、現在も申込期間中でございますので、詳細について公表するのはなかなか難しいんですけれども、昨日現在で言いますと、募集人数を超えた応募状況というふうには現在はなっておりません。というところまでの御紹介でとどめさせていただけたらと思います。

○清水委員

分かりました。これは一つ、待機児童、令和7年度もゼロということなんですけど、これ見方によっては募集に対してというところはあるんですけど、例えば第1候補、第2候補、第3候補と申請をしていく中で、第1候補も第2候補も第3候補もちょっと駄目だったというケースだったりとか、あとは人によっては第2候補はオーケーだけど、やっぱり第2候補の保育園はちょっとあれだから、第1候補のところの途中です空いたら入ろうとか、来年の4月にまた申込みしようとか、そういったケースもあると思う

んですね。

そうなったときに、恐らくそうなると、自分で辞退された方とかは待機児童というくりじゃないとなると思うんです。入れるよと、ただちょっと自分の希望に、第一希望に沿わなかったからちょっと入るのやめとこうかとかですね。そういったこととあって、辞退されるとかいていうのはどのぐらいあるとかいて分かるもんなんですか。

○松尾こども政策課長

実際、第3候補まで書かれていた上で、なかなか辞退っていうのはないかと思うんですけど、第1候補だけ書いておられたけれども、結果、第1候補はちょっと難しかったという方であれば、それが難しかったらもう諦められるという方も中にはおられるかと思えます。

第3候補まで書かれていた上で入所がどこもできなかったということであれば、二次募集の御案内もさせてはいただくので、そうした中で枠があれば、入所はしていただけるのかなというふうには思えます。

ただ、年度途中とかそういった状況はまたちょっと違うかもしれないんですが、当初の入所についてはそういった状況かなというふうには思えます。

以上です。

○清水委員

分かりました。例えば、令和8年度のところで募集が出ているので言うと、ゼロ歳児が29名、1歳は60名、2歳は25名、3歳は28名と今、枠が出ているんですけど、この4月以降の期の途中ってすごく少なくなっていると思うんですね。なかなか空きも出なかったりとかして、その期の途中の4月じゃないタイミングで保育所、保育園とかに預けたいなという親御さんとか結構困っているという声を聞くことがあるんです。

保育士の確保とか、いろいろ課題はたくさんあると思うんですけど、ここを解消していくことっていうのもひとつ、やっていかなきゃいけないことなのかなと思うんですけど、そのあたりってどういったお考えを持っているのか教えてください。

○松尾こども政策課長

当初予定していなかったような事態が発生したり、例えば入所児童の状態が途中で変化していくということもありますし、保育士さんの体制も途中で変化してってしまうような体制というのも考えられます。

そういったことがありますと、利用の定員にかかわらず、新たな入所が困難になるという場合もあるかと思えます。

もともと体制の確保が難しいという部分もありますけど、出生数の減少トレンドが続く中においては、事業所としてもなかなか保育士を急激に増やしていくということにはちょっとちゅうちょしている面もあるのかなというふうには思えます。

ただ今後、より手厚い保育を、国もそうですけど求めていくということであれば、事業所等の負担というのをできるだけ増加させることなく保育士の処遇等を改善していく

ことで保育につなげていく、誰一人取り残さない保育につなげていくということは必要なかなというのがありますけれども、現状ではちょっと難しいというようなこともあるかと思います。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。実際、途中で障害が見つかって、なかなかちょっと難しいというケースとか、いろいろなケースがあると思いますし、保育士不足というのはまさにそうなので、ただ、枠に対して募集がない、だから待機児童ゼロだよという、ただそれだけじゃないと思いますので、いろいろ困っているという声は私のほうにも入ってくるがあるので、ぜひそのあたりも、実際の市民の方の声をどんどん拾い上げていただけたらなと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○田中委員

まず1点目が、南保育園の遊具についてお聞きしたいと思うんですけど、私、ちょっと南保育園の横を通ることが多くて、多分ジャングルジムと、つい最近見たら、多分滑り台だと思うんですが、今、使用禁止という札がずっとかかったままになっていて、その状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○山野井こども政策課保育指導担当課長

浅江南保育園の園庭の遊具についてですけれども、本年度の点検結果を受け、現在使用禁止の措置としているものがございます。

今後の対応につきましては、現在検討中でございます。

以上です。

○田中委員

現在検討中ということなんですけど、やっぱりこう、見た感じでも異様な光景でありますし、子供たちが安全安心に楽しい保育園の時間を過ごせるように対応していただけたらと思いますので、検討中ということなので、いい結果が出ることを待ちたいと思います。

もう一つ、今年は戦後80年の年だったということでちょっとお聞きしてみたいと思うんですが、戦没者追悼式について、振り返りと来年度の開催に向けてお聞かせいただけたらと思います。

その中で、戦没者追悼と平和祈念のため、8月14日午後12時20分にサイレンの吹鳴を行っていると思うんですが、これ自体は体験者の声から光空襲の時間とされていると思うんですが、近年の調査から、国立公文書館所蔵の空襲被害状況報告に、光空襲は8月14日の13時17分に始まって14時10分頃に終わったと記載されていることが明らかになり、アメリカ軍の記録でも13時17分から14時18分ということが分かっています。

戦後80年という一つの節目の年で、体験者の経験や声を伝えていくことも大事ですが、正確な情報も伝えていくことが私は一つとして大事ではないかと思うんですが、サイレンの吹鳴についても併せて、今後の考えをお聞かせいただけたらと思います。

○岡村福祉総務課長

本市におきましては、光海軍工廠を中心とした光空襲における戦没者や戦争犠牲者の追悼と平和祈念のため、光空襲の開始時刻の定説とされる8月14日の12時20分に、平成22年からサイレンの吹鳴を行っておりますが、近年、空襲開始時刻について多くの方から御意見が寄せられております。

現在、福祉総務課のほうでは、空襲開始時間の情報資料として、委員の御紹介のありました山口地方裁判所の空襲被害状況報告のほか、米軍の戦術作戦任務報告書、光井国民学校の校務日誌、山口県警察史、光廠会の回想の譜、同じく光廠会の会報である平和の光が寄せられております。これらの資料では、12時15分頃から13時20分頃までの範囲で空襲開始時刻の記述を確認しております。

戦後80年を迎え、当時、空襲の戦災に遭われた当事者からの確実な証言を得ることが非常に難しい状況になっておりますが、これらの資料やお寄せいただいた御意見や証言を基に、空襲開始時刻について改めて検証が必要と考えております。

現在、検証作業を進めているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○田中委員

分かりました。記憶と記録をきちんと伝えていくことが大事だと思う中で、今、吹鳴の時間等についてお答えがありましたが、全体として、真夏の中で追悼式のほうもやっているという部分が現状ありますので、その辺の振り返りも含めて、ちょっと全体をお聞かせいただけたらと思います。

○岡村福祉総務課長

委員の御指摘のとおり、真夏の暑い時期での追悼式の開催としておりますが、本市における8月14日という日は非常に意味を持つ日であると考えております。

その辺も踏まえ、今後のことについては、同じく検討というか考えていきたいと思えます。

以上です。

○田中委員

サイレンの吹鳴も、この日に追悼式を行うということは、私も非常に大事なことだと思っておりますので、その辺についてしっかり検討いただいて、この戦後80年という今年の節目を迎えて、次年度以降にも継承していけるように取り組んでいただけたらと思います。

今、戦争体験者というか遺族も含めて、そういった方がどんどん減っていつてきているという部分がありまして、ここでお聞かせいただきたいんですけど、福祉の部門でいうと戦後死者等の遺族に対する特別なお金を渡されていると思うのですが、その近年の状況について、支給者対象者数の推移についてお聞かせいただけたらと思います。

○岡村福祉総務課長

委員お尋ねの件は、戦没者の遺族を対象とする特別弔慰金のことと思いますので、それについてお答えをさせていただきたいと思います。

特別弔慰金は、戦没者と生計を共にしていた遺族の方を対象として、そのうちの1名の方に支払われるものでございます。本年4月1日から第12回となる特別弔慰金の請求を受け付けております。

本市における支給対象者の推移でございますが、確認できる範囲でのお答えにはなりますが、平成27年に受付をした前々回、第10回が611人、令和2年に受付を開始した前回、第11回が508名でございます。今回、第12回の請求者は現時点で224人となっており、前回の同時期が374人でしたので、それと比較しても請求者が減少している状況でございます。

以上です。

○田中委員

今、数字でお聞かせいただいて、やっぱり確実に減ってきているのだなというところを実感しております。

何が言いたいかというと、戦没者と生計を有していた遺族というものが減る中で、遺品等の戦争の記録となるものも喪失していくのではないのかなという懸念を私は抱いております。

やはり戦争とのつながりを持った方々から、戦争の記録となるものを寄贈いただいたりとか、そういったものを記録として残して、また展示して人に伝えていくことが大事ではないかなと思っておりますので、それは多分、ここでは聞けないので、また教育所管のほうで同僚議員に聞いてもらえたらと思いますので、こういったところの数字も見ながら、しっかり戦後80年のこの取組が次世代に引き続いていけるように、視点を持って取り組んでいきたいと思っておりますので、承知しました。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村委員

すみません、1点だけ。ちょっと一般の方からお尋ねがあったのでお伺いをするんですが、こども家庭庁が11月28日の閣議決定を受けて、2025年度の補正予算の案で、今、子供1人当たり2万円を支給する子育て応援手当に3,677億円を計上したとあって、これ今、審議中というところであるかと思うんですけども、これに関連した市の動き

は何かあるのか、そのあたりがもしあればお聞きしておきたいと思います。

○松尾こども政策課長

先ほど委員のほうから御紹介いただきましたのは、物価高対応子育て応援手当のことであるかと思えますけれども、確かに、国のほうからの情報では、支給対象者は令和7年9月30日時点での児童手当受給者ということでなっておりますので、私どものほうで情報収集を今、いたしております。

今、申しました令和7年9月30日時点における児童手当支給対象児童を養育する父母が支給対象者でございまして、現状の情報では児童支給対象には10月1日から本年度末令和8年3月31日までに生まれた新生児も含むようなことを聞いております。

言われたとおり、支給額は今2万円を想定しているということ、支給時期については、国は可能限り早期に支給をするということになっておりますけれども、市としてはそれに係るシステム改修等も必要になります。現段階でそういった意味では支給がいつになるかというのは未定ではあるんですけども、国からの通知を基に情報収集に努めまして、市としてもできる限り早期に支給できるよう準備を進めているという状態でございます。以上でございます。

○西村委員

状況についてよく分かりました。国のほうも、年度内に行き届くことを目指しているという方針自体は示されているところなので、市で言うと、この12月議会でということになるんじゃないかなと思いますので、引き続き、適切な情報の収集に努めていただいて、対応できるようになったら即時対応をしていただきたいというふうに、これはお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○小林委員

それでは、少し御質問させていただきますが、9月の定例会の委員会において、生徒児童を対象としてヤングケアラーに関するアンケートを実施するというような御回答がございましたが、このアンケートの調査結果と、またその調査結果に対する受け止めの部分について、2つお示しをください。

○森永こども家庭課長

ヤングケアラーの調査結果について御質問を頂きました。

去る10月に各学校の御協力の下、光市立小中学校に在籍する小学校5年生から中学3年生までの全ての児童生徒を対象にヤングケアラー調査を実施しております。

調査結果を速報値で申し上げますと、まず小学校においては、5、6年生638名を対象に調査し、病気などで手助けが必要な家族のお世話をしているかという問いに対しまして、7%程度の児童がはいと答え、うち、学校の先生への相談を希望すると答えた児童が2名おりましたが、無記名での回答となっております相談までは至らない結果と

なりました。

中学校におきましては、1から3年生1,007名を対象に調査をいたしまして、同じく病気などで手助けが必要な家族のお世話をしているかという問いに対しまして、3%程度の生徒がはいと答え、学校の先生への相談を希望する生徒はおりませんでした。

調査結果に対する受け止めという御質問だったかと思いますが、まず、今回の調査では、相談までつながるケースはございませんでしたが、家族のお世話をしている子供が一定数いることが分かったこと、さらには、子供たちへのヤングケアラーについての認識や子供自身に気づきを与える機会を持つことができたことは、意味のあるものであったと考えております。

同時に、子供たち自らが誰かに相談することにつきましては、一部、消極的な部分も見えるため、教育委員会との連携により、日頃の学校生活の中における先生方の気づきから、子供の相談そして支援につなげていくことの重要性を改めて認識したところです。

以上でございます。

○小林委員

アンケートの調査結果の状況についてはよく理解ができました。

少し気になった点というところが、小学校においては、先生の相談を希望する方が2名おられたというところもあったのですが、実際にそれが誰か分からないというところです。ただ、こういう方たちも含めて、やっぱり先生にしっかりと相談できたら一番いいと思っています。

そういう部分を教育委員会と連携して、先生との目配り、気配りの中でしっかりと把握をされるということ、よくそこは理解ができました。

あと、今回のアンケートの調査結果を今後のヤングケアラーの支援、この部分についてどのように生かしていくのか。この部分についてお示しをください。

○森永こども家庭課長

今回の結果を今後、ヤングケアラーの支援にどのように生かしていくかという御質問でございました。

今回の調査では、結果として、ヤングケアラーの把握による個別具体的な支援につなげることはありませんでしたが、子供たちの声を拾う方策としましては、このアンケート調査を継続していくことの重要性を感じております。

こども家庭課としましては、来年度以降も同様の調査を実施しながら、ヤングケアラーに対する理解促進や子供自身への気づきを与えること、そして子供たちの中に家族のお世話に関する悩みは相談してもよいという考えを醸成していくことが必要であるというふうに考えております。

あわせて、日常的に子供たちと近い距離にいる大人に対するヤングケアラーについての正しい知識や相談先などを学ぶ機会を設けまして、子供たちが上げる小さなヘルプの声や変化に敏感に気づく感度を向上させることで、支援体制を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

今回の調査結果を踏まえて、どのように今後の政策に落とししていくかというところはよく理解ができました。

私も大賛成で、アンケートを継続してやっていくことというのは非常に大事だと思います。短発的ではなくて継続的、定期的に取り組んでいくことによって、少しずつそのヤングケアラーに対する周知という部分が広がってくると思いますので、ぜひ、この部分については続けていただきたいというふうに思います。

以上です。

○大田委員

教育委員会との連携もあると思うんですが、不登校についてこども家庭課も当然管轄であると思っておるんです。だから、こども家庭課としてどういうふうな対処されておられるのかをお聞きしたいと思うんですが。

○森永こども家庭課長

こども家庭課において実施している不登校への支援をお答えさせていただきます。

こども家庭課では、家庭環境が原因で登校に支障を来す子供やその保護者に対しまして、今年度から配置しているきゅっとサポーターによって登校支援や相談支援を行わせていただいております。

以上でございます。

○大田委員

ちょっと具体的に、どういう例があったかを教えてほしいんですが。

○森永こども家庭課長

具体的な支援内容という理解でお答えをさせていただきます。

登下校の支援をさせていただくものにつきましては、家庭のほうに出向きまして、身支度に対する声かけから一緒に学校までの登校経路を一緒に歩いていく、そういった支援をさせていただいております。

以上でございます。

○大田委員

だから、そういうふうになると、やっぱり不登校になると教育委員会との一緒の連携が大変大切なことだろうと私は思っているんです。そのことで、教育委員会との連携というのはどういうふうに考えておられるんですか。

○森永こども家庭課長

教育委員会との連携についてでございますが、まず不登校の子供についての情報は、教育委員会や学校から定期的に情報共有がされております。特に、家庭環境が原因で登校に支障を来す子供につきましては、きゅっとサポーターが不登校に係るプロジェクト会議、それからスクールソーシャルワーカーの定例会議、こういった会議に出席をしておりまして、情報や支援の進捗の共有、それから支援の方向性等のすり合わせ、こういったところを行うなど、日頃から連携に努めております。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうの不登校についてはいろいろ、教育委員会だけでなく福祉部のほうでも管轄されていると思いますから、今後もぜひとも協力関係を築いていっていただいて、不登校をなくすようにしていってほしいと思っております。

また、DVというのが最近、えらく話題になっておるんですが、福祉部は把握をしていると思うが、何件ぐらいあって、何件ぐらい解決しているか。それについてちょっとお知らせ願いたいんですが。

○岡村福祉総務課長

福祉総務課のほうで把握をしておりますDVの相談件数でお答えさせていただきますと、令和5年が9件、令和6年が7件、令和7年度が、11月末現在ですが5件でございます。現在、いずれのケースも終結という形で対応させていただいております。

以上です。

○大田委員

終結されたということではあるんですが、ではDVというのはその場ですぐ終わるといえるのは、私はなかなかないだろうと思っておるんですが、終結されていても、その後の経過も一応把握されなくちゃいけないと思うんです。そういうようなケースもあると思うんですが、あったら教えてほしいんですが。

○岡村福祉総務課長

DV対応において、終結ケースについては、その以後の対応の必要性がないと判断した上での終結の対応とさせていただいております。

ただ、終結後もDV、暴力行為が再燃することもありますので、そういった場合は再度の相談を遠慮なくしていただくようお願いをしているところでございます。

以上です。

○大田委員

そうすると、積極的にこっちのほうから行くんじゃなくて、相手からの相談事をお待ちしておるといった状態で、福祉部はおっけておられるということですね。

○岡村福祉総務課長

DVの対応においては、状況にもよりますけれども、今安全かどうかが大変というふうに考えております。ですので、基本的には相談者の方からの相談を待つ姿勢としております。

場合によっては、近隣の方からの通報もあると思いますので、そういう場合はそれに対応するという形になろうかと思っております。

○大田委員

常時対応できるように、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

また、福祉部において、遊休地というのがあると思うんですが、その遊休地に対してどのくらいあるかとか、今後、どういうふうにしたいとか、どのくらいからその遊休地があるかというのを教えてほしいんですが。

○藤岡高齢者支援課長

まず高齢者支援課で所管をしているもの、今、遊休地についてのお尋ねがございましたので、私どものほうで所管しております高齢者支援課分からまず、お話をさせていただけたらと思っております。

高齢者支援課が所管しております遊休地としては、まず、現在利用がされていない、既にもう利用が終了しておりますゲートボール場が市内に2か所ございます。

どこにというところでございます。光井と塩田1か所ずつございます。

また、大和老人憩いの家の施設解体後の跡地が、何の利用にも供されていないという土地が2か所ございます。こちらについては、岩田と三輪、具体的には岩田第二老人憩いの家の跡地と三輪第二老人憩いの家の跡地が存在しております。

いつから、どのくらいからかというふうなお尋ねもあつたかと思っておりますが、まず、ゲートボール場ですけれども、まず2か所ありますが、光井のほうにつきましては、それまでゲートボール場に利用されていらつしゃつた団体が令和2年度をもって活動を休止をしたということを受けて、その際、令和3年度中に備品の撤去等を一部行つておまして、それ以降は、言ってみれば遊休化をしているという状況でございます。

それから、ゲートボール場のもう1つ、塩田のほうにつきましては、これは大分以前になりますが、こちらも同様に、それまで利用していた団体が、記録を見ますと平成18年頃から活動の維持、管理等が困難になつたということで、それ以降、遊休化している状況と認識をしております。

次に、大和老人憩いの家でございますが、岩田第二のほうにつきましては、令和4年度をもって用途廃止、令和5年度に施設解体以降、それから三輪第二につきましては、令和5年度をもって用途廃止、令和6年度に施設解体以降、それぞれ遊休化をしている状況でございます。

今後の見通しというところでございますが、これらの跡地の処分に関しては、基本的には売却に向けてというところで取り組んできておりますけれども、なかなか所在しておる土地の周囲の環境ですとか面積等から、売却は決して容易ではないと認識しており

ますが、しっかりと所管として対応していきたいというふうに考えております。
以上でございます。

○松尾こども政策課長

こども政策課が所管する遊休施設につきましては、旧みたらい保育園の1か所のみとなります。

令和6年3月の閉園以降は遊休施設となっておりますして維持管理をしている状態ですが、今後は、先ほど議案第68号でお諮りをしたように、建物の解体に向けて準備を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○大田委員

今のところ、ゲートボール場が2か所と老人憩いの家が2か所というふうにお聞きしているんですが、老人憩いの家のほかのところは、光市の所有ではないということになっているんですか。

○藤岡高齢者支援課長

大和老人憩いの家は、御承知のように全体で11か所ございました。そのうち2か所は、まだ解体に至っておらない施設もございまして、残りの9か所については、施設の解体、跡地については更地の状態となっておりますが、今、御紹介した2か所以外のところにつきましては、ちょっと遊休地という定義と申しますか、考え方の話になろうかと思えますけれども、その解体後の跡地のうち、状況を申し上げますと、例えばその土地の下に消防用の防火水槽が埋まっていたりとか、防災無線が設置されてあったりとか、そういった状況に供されている土地等もございまして、本来の用途とは異なりますけれども、現在も一定の目的を有しておることから、ちょっと先ほどの答弁の中には含めないという整理をさせていただきました。

また、そのほかにも、他所管へ所管替えをしたものもございまして。例えば、塩田佐田老人の家の跡地につきましては、教育委員会の管理に移っておりまして、ここはバスの停留所と申しますか、回転所と申しますか、そういったところに今、活用されていたりというところも、それから公園に隣接をしております岩田第一老人憩いの家についても、都市政策課のほうに所管替えを行っている。そういったものをちょっと除外をさせていただいてというところでございます。

以上でございます。

○大田委員

所管替えをされたと申して、教育委員会とか、多分、普通財産になったんだろうと思うんですが、今、遊休地、計4カ所、今後どういうされるつもりですか。

○藤岡高齢者支援課長

庁内といいますか、市役所内で他所管へ、同時進行ではありますけれども、活用の意向等も確認しましたが、いろんな要件ありますけれども、なかなかそういった手は挙がりませんで、今、市としての活用、具体的なものがないというところで、先ほど申し上げたように売却を基本として考えておりますが、ただ、そのこの所在地の状況、これも先ほど申し上げたように、なかなかゲートボール場なんかでいうと、結構山あいには設置をされていて、すぐ背面が山であったりとか、利用にもなかなか難しさもあるのかなというふうには感じております。

ただ一方で、質問の御趣旨にも関わるのかもしれませんが、そうは言いながら、じゃあそのまま放っておいていいというふうには所管も思っておりませんので、アンテナを張りながら情報収集をして、利用したいというような意向等も漏らさず確認をしながら、管理を進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○大田委員

年間管理、維持はどういうふうに行われているんですか。

○藤岡高齢者支援課長

基本、その遊休地につきましては、担当職員が年に数回、およそ3回程度ぐらいになるかと、季節ごとぐらいに巡回をしております。巡視をして、必要に応じて、以前もお答えをさせていただいたかもしれませんが、年1回程度、草刈り等の管理しているような状況でございます。

また1件、ちょっと特殊なケースとしては、今、対応済みなので管理が恒常的に発生するわけではありませんが、ちょっと雨が降ったときにその土地の土砂がちょっと流れ出たというようなところで、近隣住民の方から御指摘を受けて、緊急対応で土砂の流出防止の対応、土のうを積んで水の流れを変えたりとか、そういった対応なんかもこの間、させていただいております。

以上でございます。

○大田委員

みたら保育園なんかも、普通財産にして売却によってとかいう、先ほど答弁やらを頂いたんですが、今の4か所なんかにしても、一応、平地で更地にされて、今、見ると草が結構、生えているんですね。年間、何回か草刈りをするとか言われているんですが、そういうふうには維持管理があまり行き届いていないように見受けられるわけです。だから当然、早急に売却するとかいうふうにはされるだろうと私は思っておったんですが、いまだにそのままの状態であるということ自体が、私はどうかなという、はてなという思いがあるわけです。

だから、使われているときはいいんですが、使われなくなったらそういうふうになると。そういうのは、後どのようにするかというのは、最初から市のほうも考えて、その跡地を考えて計画するべきだろうと私は思いますから、今後も早急にいろんなことが起

きると思いますから、この4か所なんかにしても、早急にどうにかしてほしいと思っていますのでよろしくお願いします。

○田中委員

ちょっと1件だけ、どうしてもということでやらせていただきたいと思います。

先ほど、ヤングケアラーの話があって、小学生のほうで先生への相談希望は2名あったけど、実際にはつながらなかったという部分の理由として、無記名なために相談につながらなかったというふうにおっしゃられていたんですけど、これ、アンケート自体が無記名なため、相談につながらなかったのか。それとも、相談希望者に相談希望の中で書いてくれたら相談につながるよという部分を書いたけど無記名だったからつながらなかったのか。そこについてお聞きできたらと思います。

○森永こども家庭課長

無記名の背景でございますが、実際は記名式のアンケートになっております。相談を希望される方は記名をお願いしますということで設問をつくっていたんですが、その記載がなかったということでございます。

○田中委員

承知しました。安心しました。ありがとうございます。

3 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第76号 損害賠償の額を定め、和解を行うことについて

説 明：岩崎農林水産課技術担当課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

今、地上約2mから折れて、車の損害を与えたと言われておったんですが、この木が折れた原因はどういう原因だったんですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

倒木の原因についての御質問かと思えます。

このたびの松が折れた原因を特定する上で、樹木の専門家である樹木医にアドバイスを求めたところ、幹が折れた断面の90%以上が長い年月をかけて徐々に腐り、朽ちていったことにより、根元付近で二又に分かれて傾斜していた幹が自重に耐え切れなくなり、折れて倒れたものと考察されるとの見解でございました。

加えて、駐車場利用により、根の周辺の土が踏み固められていたことなどにより、樹勢、言わば松の生育や生命力、成長の勢いが弱っていることが、このたびの事故に大きく影響しているとのことでもございました。

以上でございます。

○大田委員

二、三年前に公園の木が倒れて、それによって全市の木を樹木医が診断して、街路樹なんかも切られた経緯があるのですが、松の木も樹木医がたしか見られたと思うのですが、そのときには発見できなかったのですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

街路樹の所管は異なりますが、街路樹の一斉点検をされたと認識しております。その際、海岸松林の松は点検対象にはなっておりません。

以上でございます。

○大田委員

こもを巻かれて、冬の風物詩で、松の木の虫がつくのに、こもを巻かれているときにも樹木医が結構見られて歩いているというお話も聞いておりますが、それのときも発見できなかったのですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

こも巻きについてのお尋ねでございますが、こも巻きは林業事業者に委託して事業を

進めており、樹木医による検査等は実施しておりません。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。ないのが一番いいんですが、今、ここの駐車場は結構、老木があるんですが、ほかに木が倒れそうなのというようなあれば、樹木医が検査されたんですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

事故が起きた区画の松に対して検査は行ったのかという趣旨のお尋ねですが、樹木医による診断は倒木した松に限って実施しており、区画内のその他の松につきましては、職員による緊急点検を行ったところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そのときにはもう、ほかの松は安全だと。原因は、駐車場で踏み固められて栄養が行かなかったんだろうというお話もあったのですが。

○岩崎農林水産課技術担当課長

先ほど、緊急点検について説明いたしましたが、この緊急点検では、事故が発生した区画内にある松に対して、まずは直ちに倒れる状態の松がないかを確認したところです。それと同時に、直ちに倒木の危険性はないものの、幹の内部に空洞化が見受けられるなど、僅かでも異常が疑われる松につきましては、誰もが目視で確認できるよう、ピンクのリボンを松に巻き、順次伐採を進めているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

それで、ここが一応、市の臨時駐車場になっているんですが、その開設は、そのピンクの木を全部伐採した後に開設されるのですか。

○西村経済部長

臨時駐車場の開設につきましては、取りあえず今は、ピンクのリボンをつけた松を確認しなければならないのですが、その後も、今回、問題になった踏圧、車が入るところ、要は車を駐車することで松に影響が出る、その影響性も含め、安全が確認された後に開設等の判断をしていくことになると思われま。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、それなら極端な言い方をすると、バス、車を駐車場に入れたら転圧するから、栄養が行き届かなくなるおそれがあるから永久に臨時駐車場として開設はできな

い。永久に駐車場としては使えないというような感じになる可能性が高いということですね。

○西村経済部長

駐車場として実際に利用したときに、松の根を踏まなければ影響が出ないということなので、そうした離隔を十分に取れるような環境がどのように整備できるか、その辺りを検討した上で開設することになると思います。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第68号 令和7年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

質 疑

○大田委員

26ページの移住定住の、東京よりの120万円は、これは一家族に対する補助金なんですか。それとも何人か。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

こんにちは。今、このたびの補正に対する件数をお尋ねいただきましたが、令和7年度において既に3件の交付申請があった後に、1件の申請がございましたので、それに伴う補正でございます。

以上でございます。

○大田委員

これは、住宅保証金とかいう、あれの中のどの項目が入るわけですか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

この事業の概要を説明いたしますと、東京圏から移住して、就業、創業、関係人口、こういったカテゴリーで仕事等をされた場合に、単身の方が60万円、2人以上の世帯の場合が100万円。加算として、18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合が1人につき100万円という制度でございます。

以上でございます。

○大田委員

多分だろうと思うんですが、夫婦と子供1人で1件の移住をされたということでの解釈になるんですか。それで間違いないですか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

このたびの補正の対象となる世帯は、夫婦と1人の子供のパターンでございます。
以上でございます。

(2) その他 (所管事務調査)

質 疑

○萬谷委員

ちょっと行かせていただきます。

民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業につきまして、議場でもちょっと質問させていただいたんですが、ちょっとその続きというわけではないんですが、まず、言われたとおり、ホームページのほうに募集要項等が載っております、交付金について書かれております。

これ、上限700万円というふうに債務負担行為で上がっておりましたので、もう分かっていたことなんですが、この700万円に関して、使い方等をもうちょっと詳しくお聞かせいただければと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねの交付金の配分でございます。

まず、支援対象経費は、令和8年度に発生した人件費やリース料、委託料などの主に事業を安定させるための費用でございます。

700万円の配分については、現時点では先行する事業者数などが固定しておらず、先行事業者の事業内容等にもよるため、具体的な交付額はプレゼンテーション実施後に個別に提示させていただくこととなりますが、基本的には、採用事業者数と審査の評価順位に応じて配分することとしており、評価順位の高い事業者に重点的に配分することを考えているところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。700万円、最高で3つの事業者ということだったので、3等分するというわけではなく、いろいろな意味合いを含めてやっていくんだと把握しました。

それと、現在というか、令和7年度以前、電気とか放送設備が海水浴場開設期間だけ仮設をしておったと思いますが、今後、建物を常設するとなると、そういう電気や放送設備を通年の使用を想定して常備が必要じゃないかと思うんですが、その辺はどうなりますでしょうか。お願いします。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

委員仰せのとおり、今、虹ヶ浜では海水浴場の開設期間において、4つの放送設備を

仮設しているところをごさいますて、現状、常設の設備はごさいますせん。

このため、放送設備を常設したり、電気の引き込みなどについては、事業者で対応していただくことを想定しております。

なお、設備費や工事請負費については支援対象経費から外れると整理をしております。以上をごさいます。

○萬谷委員

了解しました。ちょっと、気になるところを聞かせていただきました。また、ちょっとこれから募集の雰囲気等を見て、またチェックしていきたいと思ひます。

それと、にぎわい創出事業はちょっとここで終わって、花火大会の件なんですけれども、令和7年度は、今年花火大会は何とか開催できたんですけれども、令和8年度、来年以降のお考えが今時点で何かありましたらお答えいただければと思ひます。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

来年度の花火大会につきましては、先月27日に開催した「#虹はなび」実行委員会会議の中で、今後、課税対象となる可能性はありますけれども、現時点で約1,170万円の残余金があるということをお報告させていただき、来年も、この虹はなび実行委員会が主体となって7月25日に開催できるよう、準備を進めていくこととしたところをごさいます。

市といたしましては、本年度は従来の形での花火大会の開催を見送り、虹ヶ浜の新たなにぎわいづくりとして民間活力活用型、虹ヶ浜にぎわい創出事業に取り組んでいるところをごさいますて、来年度以降については、現在、予算編成時期でもごさいますて、具体的に申し上げることはできません。

以上をごさいます。

○萬谷委員

了解しました。先ほど言ひましたように、1,000万円を超える繰越金というべきなんですけど、そういうのがあるのて、来年はそれを使えばできるというニュアンスはあるんですけれども、やはり今回、いろんな協力金とかそういうので、個人的に100万円、200万円という個人が出した経緯も実はありまして、だから光市がゼロというのともね、というのが僕らの心の中にはちょっとあるんです。

だから、それは令和8年度だけじゃなくて、来年は正直な話、できると思ひますので、令和8年、令和9年と含めて、ちょっと長いスパンで光市としてどういう立場でやっていくかというのをちょっとお考えいただければ助かるなと思ひておりますので、どうぞその辺をよろしくお願ひいたします。

それと、もう1点だけ最後、桃太郎電鉄というのを多分、御存じだと思ひなんですけれども、このゲーム、11月13日に発売されたやつなんですけど、実際、山口県の駅をバースと走っていくようなゲームなんですけど、この下松や隣の柳井市の駅はたくさんあって、そこに止まると柳井市の紹介だとか、下松に止まれば下松の紹介がこうやってババツと

出るんですよ。

光市だけは何か、光市だけがカード交換駅みたいな感じになっていて、止まっても何かこう、光市の説明も何もないんですよ。それは、桃太郎電鉄をつくっている事業者から、何かそういう問合せとかそういうのはあったのかどうか、まずちょっとお聞きしたいんですけど。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

本市への事前の相談や紹介はございませんで、全国の自治体がどのように、今言われた物件、情報提供駅になっているのか、光駅がカード売場駅に選定されているのかは承知しておりません。

以上でございます。

○萬谷委員

この桃太郎電鉄、意外と大ヒットなゲームなんで、大人も子供もやっていて、例えば知らない人が光駅にポンと止まったときに、光っていう名前も珍しいだろうし、全然知らない人もいるだろうしという意味で、すごくもったいないなと思っていますので、もしまた機会がありましたら、光市として御要望を、ちょっと出せるか出せないか分からないんですけども、ちょっとこのコナミって言っちゃいけないかもしれませんが、そういう事業者に要望を出してもらえればうれしいなと思っています。よろしくお願ひします。

以上でございます。

○清水委員

それでは、虹ヶ浜にぎわい創出事業についてちょっといろいろと聞きたいと思います。

まず、今、決まっている範囲でいいので、いろいろと細かく教えてもらいたいんですけど、まず、どこからどこまでのエリアなのか、またバーベキューエリアもどこからどこまでなのか、店舗のテナントのエリアとバーベキューエリアと、まずは教えてください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

まず、事業エリアでございます。事業エリアにつきましては、光駅からまっすぐ海に出た辺りから西側約650mほど行った辺りまでを事業エリアとして選定する予定です。

それから、バーベキューエリアについては、その砂浜部分で開設する予定ですが、これについては、もう少し県と協議、確認をしながら開設を進めてまいりたいと思っていますので、現状で具体的なエリアというのは今、お示しできません。

それから、今、店舗数と言われたんですけども、この事業は幅広く、魅力ある提案を受け付けようと思っています。ですので、店舗に限らず、多くの来訪を期待できるものであったり、市内経済の波及が期待できるものというのを対象としておりまして、仮に松林内に例えば店舗を設置しようとした場合は、3店舗置けるよう用意をしている

ところでございます。
以上でございます。

○清水委員

分かりました。3店舗想定ということで、これ、店舗の大きさはどのくらい、何平米くらいなのでしょう。教えてください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

これが、常設と仮設によって変わってまいります。常設であれば、関係法令、具体的には森林法になりますが、一区画の中で最大総建築面積が50m²となります。仮設となりますと、そういった具体的な縛りというか、規定がございませんので、今、募集要項でお示ししている区画内の中で設置をしていただくという形になります。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。これ、3店舗をこれから選ぶと思うんですけど、その中で同業態はいいのかと。いいと言うか、例えばそこはさすがに飲食店がバツと来たときに、いいなど。でもイタリアンのスパゲッティ屋が3軒とか、それはさすがにちょっと要らないよね、みたいなどころとかあると思うので、その同業態は1個の業態は1つにしようとか、今、そういった考えとかってというのは、選ぶ基準のところでは何かあるのでしょうか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

現段階では、先ほど申したように幅広く、様々なアイデアや観点で提案を募集しようと思っておりますので、募集の段階では先ほど申したように、目的である多くの来訪とか市内経済の波及、それから年間で累計60日以上展開できるような継続的な事業であれば、全て提案対象として受け付ける予定でございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。これは、夜の営業っていうのは何時までを想定しておりますでしょうか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

現段階では明確に定めておりませんが、本年、虹ヶ浜で出店いただいた海の家の営業時間が夜の9時半まででございました。また、このたび本事業の立案に参考にさせていただいた他県の事例などを見ますと、花火などについては22時から朝の7時までは規制対象とするとか、それぞれいろんなルールがございますので、それを参考の一つとしてはちょっと考えられるのかなと思いますが、いずれにしても、業種態による法律とか規定があればそれが優先されますし、個別に提案を頂いて、選定に向けて、事業実施

に向けて個別に検討してまいりたいと思っしているところでございます。
以上でございます。

○清水委員

分かりました。この夜営業って、一つポイントだと私は思っいて、やっぱり虹ヶ浜、平日の日中ってなかなか来訪をするとか来店する方、少ないと思っんです。夜のほうもやっぱり、近くの方も遠方からの方も多しと思っし、その業種、業態のところもあるので、ポイントは近隣からの苦情が、騒音とかの苦情だと思っるので、例えば常設で外に音が出なければちょっと長いけど、仮設で外のウッドデッキみたいところでやるんだったら短めとか、何かそういったところは早急にちょっと、ある程度ラインを決めていったほうがいいなというの個人的に思っいます。

そのクレームのところなんですけど、近隣からクレームが「うるさいよ」とかあった場合の窓口というのは市になるんでしょうか。それとも、直接店舗で管理という形になるんでしょうか。今、もし決まっていれば教えてください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

今、そういった具体的な窓口までは定めておりませんけども、いずれにいたしましても、この事業を推進していくに当たっては、市もちろん事業者のほか、近隣住民の代表者とか、観光方面の関係者とかといった、いわゆる実行委員会のような協働事業体として虹ヶ浜の創出というのが事業主体として進めるということになっておりますので、その協働事業体の中で近隣住民への配慮とか、そういったルールを定めながら進めていくことを想定しているところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。あと、期間の縛りとかあるんでしょうか。例えば、仮設とかでも、せっかくコンペ勝ち残っても、やっぱりちょっとうまく行かんから、もう半年でやめたとかとなると、なかなかそこに漏れてしまった人とかがすごく残念ですから、やるからにはできるだけ長くやっていただきたいと思ってるんだと思っんですけど、何かそういった、何年以上やってねとか、そういった縛りがあるのか。また、もしなければ、ただそういった思いというか、そういうところを教えてください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねの事業の実施の期間のラインでございますけど、基本的には安定的、継続的に事業を実施していくことが継続的な虹ヶ浜のにぎわいにつながってくると考えておりますので、基本的には2年以上から最大10年間という期間の中で、仮設であり、常設、例えば店舗を設けるのであれば設けていただっいて事業を実施していただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。これ仮設もいいですけど、やっぱり常設をしてもらうほうが何かいいなど、僕は個人的には思っているんですけど、そうなったときに、先ほど松の根を踏んだりとかというところがありましたけど、常設で建てるとなると、もちろん基礎工事も必要だと思うんですけど、そうなったときに根があるのかとか、地盤調査とかをしていくと思うんですけど、そのエリアのところの地盤調査費だったりとかってというのは、これはさっきの700万円の補助に入るのか。それとも、それはちょっと別で、事業者が別で地盤調査等もしてくれということなのか。そこのあたり、ちょっと教えてください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

地盤調査の調査費については、募集要項で支援対象経費などをお示ししておりますけど、外注とか委託費については支援対象経費と考えておりますので、そういった形式で行われるものであれば支援の対象ということを考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。あとこれは、この事業者っていうのは何かこう、入札とかみたいに、光市在住だと1点加算だよみたいな、そういうものとか、審査をされる上で光市に住んでいる方とかが優先されるみたいなことってあるんでしょうか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

住民加算というのは今、考えておりませんが、募集要項の中では、当然ではあるかもしれませんが暴力団とか暴力団員、それから性風俗を経営している者とかというのは、今回の申請できないような取決めを募集要項の中で定めているところでございます。

以上でございます。

○清水委員

長々とすみません、最後に1個だけ。これは補償のところなんですけど、先ほど議案であったみたいに、例えば松林が台風とかで折れて店舗に、物が破損しちゃったときの補償だったりとか、あとは店舗が飲食店で火を使うと、そこで火事になって松林燃やしたりとか、近くのお店とかも燃やしちゃったときとかもあると思うので、その店舗は、仮設でも常設でも火災保険に入らないといけないよという条件があるのか。

あとは、さっき言った松林が折れたときに、これは自分たちでそういった損害補償に事業者が入るのか。また、市の補償でやるのかっていうのはどうなんでしょう。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

現在、事業者を募集しており、その後、契約形態またその土地の所有権を明らかにし

たり、そういう点、いずれにしても市と事業者での取り決めというか、協定というか、そういったものの必要性も今、ちょっと検討しているところでございます。

そうした中で、言われるように、先ほど議案でもありましたが、倒木とかそういった懸案もございますので、協定などを結ぶ際に、その辺は少し個別で、その事業者と締結させていただきます。ただ、先ほどの繰返しになりますけど、幅広く募集するというところで、店舗じゃなくても、そのエリアを使って何かイベントを開催しても結構ですということ、まずは選定をして、それからその事業者としっかりその辺の補償も含めて考えていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○清水委員

ありがとうございます。これはすばらしい事業で、光市が本当に発展するのに、虹ヶ浜が発展するのに、物すごく可能性を秘めた事業だと私は思っております。

せっかくですから、これ募集をされるころなので、ただ単にSNSとかホームページだけでとか、広報だけで募集するというよりも、ぜひ個別にも、ちょっと大変ですけど、いろんな商工会議所とかいろんな事業者がおりますので、案内して、ちょっとこんなのを考えてくださいよみたいなのを、個別にぜひ案内していただくことで件数がすごく増えたらいいなと思いますので、その辺りもぜひよろしくお願いします。

以上です。

○新見委員

3項目あります。まず1点目が、漁港への立入りの禁止になっていることについて伺います。

戸仲漁港、それから八幡漁港、西ノ浜漁港の3つの漁港について、現在、立入りが禁止されております。まず立入禁止措置が講じられた時期と、その判断に至った経緯についてお示してください。

○影土井農林水産課長

漁港施設での、こうした釣り行為も含めた立入禁止につきましては、一部の釣り人、釣りをされる方等のマナーの悪化等を受けまして、例えば、漁港内でのごみの放置や漁船への無断の立入り、さらには漁具等盗難の疑いなど、漁業者より、釣り人等の漁港内への立入りを規制してほしいとの声を受けまして、令和5年5月より漁港の適切な維持、保全及び運営を図るため、漁港管理者として、関係者以外の立入りをやむなく禁止したところです。

以上でございます。

○新見委員

経緯については理解いたしました。

続いてですが、漁港への立入り禁止について、様々な立場の方からいろいろな声が届

いているかと思いますが、優先される漁業者の方からの声を含めて、少しお示ししていただきたいと思います。

○影土井農林水産課長

様々な問合せというところですが、まず、漁業者からの聞き取りの状況としまして、現在、担当職員が漁港の巡回等を行う中で、例えば、漁港内に釣り糸やルアー、ゴミ等がいまだ放置されているとか、夜な夜な漁港へ立ち入る集団を見たとか、こういった声を頂いているところです。

市にも様々な問合せが寄せられており、その一例を申し上げますと、立入り禁止を開始した令和5年度には、なぜ漁港での釣りを禁止しているのか、また、禁止区域内に無断で釣り人が立ち入っているといった、こうした両側面からの問合せを合わせて13件頂いているところです。

令和6年度は4件の問合せがありまして、そのうち3件は、警察より漁港への立入りの通報が入ったとの問合せを頂きました。

こうしたことを受けまして、本市としましても立入禁止の看板を改めて分かりやすいものに新調するなど、対策の強化を行ったところでございます。

以上でございます。

○新見委員

通報の状況、どのような対策を取られているか、理解いたしました。

続いてなんですが、これらの3つの漁港については、防波堤からのエギングをはじめ、釣りを通じて光の海を楽しむ、多くの市民にとって日常的な憩いの場にもなっていたんですけれども、市民からの立入禁止の解除を望む声も寄せられている状況かと思いますが。

現状では、どのような問題点や、先ほど問題点等を幾つかお示しいただきましたけれども、安全上の課題等を抱えているのか、具体的に教えていただければと思います。

○影土井農林水産課長

現状における問題点、また安全上の課題ですが、まず、問題点としましては、漁港の主たる利用者、これは漁業者であり、こうした漁業者の生活を支える漁業経営に支障をきたしているといった現状がございます。

漁港の利用は漁業者のみに限定されるものではありませんが、利用上、一定の秩序が保たれていない現在の状態が課題であると認識しております。

安全上の課題につきましては、先日にはなりますが、本市の大水無瀬島に隣接する防波堤より、釣り人が海に転落して亡くなられるといった報道もございました。

こうした防波堤、漁港も同じではありますが、手すり等の設置は当然ありませんので、釣り人が安全・安心に釣りを楽しめると、こうした環境が整備されているわけではないというところがございます。

こうした状況を鑑みますと、漁港での釣りは、自己責任ではあるものの、こうした悲惨な事故を招かないためにも、安全・安心の観点からはあまり推奨はできないかなど、

このように思っております。

本市が誇る海でのレジャーには、釣り客も含めた多くの皆さんに本市を訪れていただきたいとの考えに変わりはありません。その際には、ぜひフィッシングパーク光といった施設を本市は持っておりますので、安全・安心な釣りレジャーを楽しんでいただけるよう御案内しながら、その魅力をさらに高め、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○新見委員

釣りに対する考え方、安全上の考え方、理解いたしました。

続いて最後の質問ですが、市民が安心して利用できるようになるためには、どのような状態が確保されれば立入禁止が解除できるのか。また、現時点でお示しいただける解除の見通しがあれば、お願いいたします。

○影土井農林水産課長

漁港は公共の施設でありまして、漁港の主たる利用者は紛れもなく漁業者である一方、一定の秩序が保たれた上で、誰もが自由に立ち入ることのできる施設でもありまして、漁業者以外の方々の利用が一概に排除されるべきものではございません。

漁業者も含めた漁港の利用者が互いの調和を図りながら、また一定の秩序を保ちながら適切に利用していくことが大切であり、水産業の健全な発展や豊かで住みよい漁村振興にも資するものと考えておりますことから、将来的な適正な漁港利用が確認された際には、この限りではないと考えております。

以上です。

○新見委員

漁港利用、立入りへの考え方、理解いたしました。

続いて、フィッシングパーク光における漁礁設置についてお伺いいたします。

3月の委員会、それから12月の一般質問でもフィッシングパーク光について取り上げさせていただいたのですが、3月の委員会で、大型漁礁の設置について質問したところですが、改めて漁礁設置の目的について、どのように位置づけているか、お示してください。

○影土井農林水産課長

漁礁設置の目的ですが、まずフィッシングパーク光につきましては、入園者数が近年、若干減少傾向にありまして、やはり入園者の増加を目指していく必要がございます。

そうした中、まずは施設をより安全・安心に利用していただける環境を整えることと、魅力的なイベントで来客を増やしていくということ、それと3点目としまして、何よりも入園者の方々の釣果、これを如何にして高めていけるかが重要であると考えております。そのうち、ただいま申し上げました入園者の釣果をさらに高めていく、これが漁礁

設置の主な目的であるとの思いを持って取り組んでいるところです。

以上でございます。

○新見委員

漁礁設置の目的、理解いたしました。

続いての質問ですが、設置を予定している漁礁の規模、形状、材質はどのようなものか。また、設置後の漁礁が適切に機能しているかどうかということを確認するためのモニタリングをどのように考えているのか、具体的にお示しください。

○影土井農林水産課長

漁礁の規模や仕様でございますが、まず漁礁の寸法で申しますと、幅6m、奥行き6m、高さ4mの2段式のタワー構造という骨組みで、その内側には重量のある石材を敷き詰めて、小魚等の餌となるアミ類やゴカイ類の生息環境を人工的に整えることで、幅広い漁種の餌場や産卵場所を提供していくものでございます。

設置後のモニタリング体制ですが、例えば、こうした漁礁を設置した他市の事例を申し上げますと、広島県江田島市では、耐久性としては特に十二、三年経過した後でも傾きだとか埋没等は見受けられず、漁礁としての良好な機能を十分発揮しており、メバル類やカサゴ類といった様々な魚種の幼魚が確認されるなど、設置後十二、三年たっても快適な環境が保たれているといった状況が見て取れたところです。

こうした状況を踏まえ、本市におけるモニタリング体制につきましては、現在、そうした経過観察の具体的な方法はまだ持ち合わせておりませんが、魚の定着具合やフィッシングパークでの釣果の影響など、様々な視点から検証できる手法について検討できればと考えております。

以上でございます。

○新見委員

漁礁の規模、どういったものかということと、それからモニタリング、どのような形で考えているか、理解いたしました。

続いて、漁礁設置に向けて、これまでの設置の工程及び今後のスケジュールはどのようなになっているのか。現在の進捗状況も併せてお示しください。

○影土井農林水産課長

漁礁設置の進捗状況でございますが、9月の下旬に無事契約を終えまして、年明けの2月末頃の設置に向けて、現在、近接地での部材の組立ての準備を行っているところです。

設置工事につきましては、おおむね半日程度の時間を要する予定であり、天候や海の状況にもよりますが、フィッシングパークの定休日である水曜日を活用して、臨時の休園等を設けることなく、設置工事を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新見委員

進捗状況、今後のスケジュールを理解いたしました。

続いてですが、大型漁礁の設置を契機として、フィッシングパーク光の魅力向上をどのように図っていかれるのか。来場者数の増加、釣果の安定といった効果をどのように見込んでいるのか、お伺いします。

また、この取組を広く発信し、誘客につなげるために、指定管理者である山口県漁業協同組合光支店とどのような連携をし、プロモーションや情報発信を進めていくのか、併せてお示してください。

○影土井農林水産課長

フィッシングパーク光の魅力の向上に向けた取組でございますが、令和6年度には、栈橋の改修工事とともに、海底の状況調査や海底清掃も合わせて実施したところです。

この度の漁礁設置も一定のめどが立てば、近隣の漁具等の販売店等に直接PRをしていくなど、入園者の増加を目指していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、指定管理者とともに、この度の漁礁設置を一つの良い機会と捉え、PRも兼ねた新たな自主事業の実施も検討しながら、来園者の喜びの声につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○新見委員

はい、理解いたしました。指定管理者との連携を深めていただきまして、より一層の誘客につながる効果的な取組をお願いいたします。

続いてですが、サンセット周南工場の夜景クルーズについてお伺いいたします。

本クルーズ事業について、周南広域——光市、下松市、周南市の観光連携施策の中でどのような位置づけ等しているのか、お伺いします。

また、事業目的と期待される効果、また需要分析や広域連携の観点から、今回の実施に至った背景についてお示してください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

まず、この本事業の位置づけでございますけれども、本市と下松市、周南市からなる周南広域観光連携推進協議会として、山口デスティネーションキャンペーンと呼応いたしまして、本年から3年間を通じて展開するものでございます。

この事業の目的といたしましては、周南地域の観光資源を海から夕景や夜景、町並みを見るという視点で発信し、誘客につなげようとするもので、記念的な体験として、周南地域を乗客の皆様の記憶に残していただこうと考えているものでございます。

クルーズ事業の需要分析でございますけれども、本会議でも少し御紹介させていただきましたが、令和6年に公益財団法人が行った調査によりますと、旅行先で楽しみにしているものの割合として、自然や景観を見ることについて、山口県は全国平均より5ポイ

ント以上高いという傾向が出ておりますことから、こうしたクルーズ事業も利用される可能性や見込みというのはあるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○新見委員

実施に至った背景、理解いたしました。

続いてですが、光市としてこのクルーズ事業をどのように関与しているのか、具体的には企画PR、費用負担、運営協力など役割分担についてお示しください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

本事業の実施に当たりまして、本市は主催者であり、周南広域観光連携推進協議会の一翼を担っているところでございまして、具体的に申し上げますと、商品化に向けて業務を委託した旅行会社とともに、企画の段階からテストクルーズに同乗し、コースの検討や見どころの選定などを行ったところでございまして、今後におきましても、協議会としてPRを行いながら、誘客の獲得に努めていきたいと思っております。

なお、費用負担でございますけれども、今年度の本事業、このクルーズに係る費用は約210万円でございます。市からの負担金25万9,000円をはじめとした協議会の負担金と、山口DCの取組としての補助金から賄っているところでございます。

以上でございます。

○新見委員

費用的な面、それからテストクルーズについて理解いたしました。

続いてですが、このクルーズ事業のターゲットをどのように想定しているのか。市内外の観光客、ファミリー層、写真愛好家、インバウンドなど、具体的な層が想定されているようであればお示しください。

また、SNS、旅行代理店、広域観光サイトなど、どのような媒体を活用してPRを行い、参加者の拡大を図るのかお示しください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

本市としてということよりも、協議会としての考え方になりますけれども、本年度は山口DCの前年に当たる1年として、来年に向けてクルーズツアーの造成に力を注いだところでございます。

したがって、今年度のテストクルーズの意見収集の結果などを踏まえまして、今後、3市と旅行会社に協議を行いながら、今から具体的なターゲットの絞り込みを行っていくこととしております。

したがって、PRにつきましても、そのターゲットに伴った有効な発信方法を考えていこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○新見委員

ターゲット層への考え方、これからということで理解いたしました。

続いてですけれども、この事業の受付期間、それから実施期間、また、これまでの申込状況について、把握されている範囲で具体的な数値や傾向があればお示してください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

ただいまお答えいたしましたように、本年は山口DCの前年に当たる1年ということで、当初、来年に向けたクルージングツアーの造成に力を注いできたところでございますが、その過程の中で、当初より円滑に作業が進んだということで、実験的な取組として、本年10月20日から12月26日までの間において、3市を巡るプラン1プランと、市域ごと——周南市、下松市、光市の地域ごとのプラン、4プラン、合わせて4プランの販売を開始したところでございます。

現時点での申込状況でございますが、3市を巡るクルーズに2件10名の申込みがあったところでございまして、いずれも12月中に出港予定となっております。

こうしたことから、このたびの利用者の方からも感想などをお聞きしながら、来年の本DCに向けて磨き上げを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○新見委員

来年の10月から12月が本番になるかと思いますので、引き続きPR等進めていただきたいと思えます。この本事業をモデルにして、「うしま丸」を活用したような光市独自の、DESTINATIONキャンペーンの後に光市独自のクルーズ企画とか、あと、ふるさと納税品としての提供といったものですね、そういったものもまた横断的な形で企画・検討していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○田中委員

何点かお聞きできたらと思えます。

まず、民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業について、先ほども質問がありましたが、私からちょっとソフト面についてお聞きしたいと思えます。

ハード面が一つ開放になった部分が大きいんですが、ソフト面でどうしても国立公園とかというエリアというのもあるので、イベントとかやるにしても結構制限がかかっております。市の共催がつけばできることもあったりするんですけど、その辺りでどこまで協力していただけるのか、その辺のことについてお聞きできたらと思えます。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

委員仰せのとおり、基本的には国立公園内で事業を実施するとなれば、その実施する民間事業者が申請行為を行うことが必要でございまして、公益性の観点から、その民間事業者に対して砂浜の占用許可などは困難な状態でございます。

ただ、このたびは、虹ヶ浜のにぎわい創出という明確な目的と、市も積極的に関与するという一定の公益性を担保するという前提で、国や県と時間をかけて協議を重ねてまいりました。

こうした中で、様々な法令を遵守するのは当然でございますけども、民間事業者と自治体等の共同事業体、実行委員会のような形式であれば、海岸などの利用についても可能とするよう、県からも前向きに検討していくという助言をいただいたところでございまして、今、公表させていただきました募集要項につきましても、県と情報共有しながら策定したものでございます。

したがって、この事業を通じて何かイベントなどをやるに当たっても、この募集要項のガイドラインの中で考えていただければ、実現性は高いのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。この事業自体に大きなイベントを手を挙げて、そこで協力していただける、連帯取れているんだというお話だと思うんですけど、その拠点をつくる中で、先ほど2年から10年というお話もありましたけど、その拠点をつくりながら、その中でイベントをいろいろ多年度にわたって今から仕掛けていこうという事業体が出たときに、もう新しい案がどんどん出てくると思うんですけど、そういったときも共同体の中で協議すれば前向きに捉えていただき、今までどっちかという、光市の共催を取るのが物すごく難しくできなかったことがあるんですけど、それが共同体の中にいけば市も協力して、県も前提として協力していただけるのがもう確保されているという理解でいいですか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

このにぎわい創出事業は、先ほどから申し上げているように、提案する事業者にも必ず事業体の中に入ってくださいし、市も事業体の中に入って1つのチームとして進めていくということで、今募集要項でお示ししている要件を満たして選定されれば、当然、実現の可能性は高まっていくものと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。ありがとうございます。

あともう一点ちょっとお聞きしたいんです。活用エリアが今回広がるということの話だと思うんですけど、今、虹ヶ浜の清掃について、割と海水浴という部分が基準になりながら清掃活動等も行っているんですけど、活用するエリアが広がるに当たって、こういったものも応じて広げて清掃活動に取り組まないといけないかなと思うんですけど、その辺りの考えをお聞かせいただけたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

委員言われるように、自然環境との共生とか共存というのは大変重要な観点だろうと思います。ただ、にぎわい創出事業、来年度からの事業ということで、今具体的にその辺のフォローとか、具体的な取組というのは予算との兼ね合いもありますので、具体的に申し上げられませんが、その辺は十分承知しておりますので、しっかりとにぎわいだけが先行することのないよう、自然の保護や環境にもまなざしを向けていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。予算が関連すると思うんで、今されているところでエリアを広げる必要があるのかなと思ったので、取り上げさせていただきました。

次に、梅まつりについてちょっとお聞きしたいと思うんですが、今準備をされていると思うんですけど、利用者の方から、車椅子の方からなんですけど、割と段差があって行ける範囲に限られるんですけど、それでもやっぱり皆さん楽しみにされて楽しんでいらっしゃるんですけど、高低差なくせというところは言わないんですけど、例えば車椅子で行ける範囲で梅の前で写真を撮れる場所とか、そういうのが案内があればすごく安心して楽しめるねという声があったんですけど、そういった梅の木とかと記念写真を撮れるスポットとかの案内があるといいなと思うんですけど、そういった対応はできないものかどうか教えていただきたい。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

本年度の梅まつりは、梅まつり運営協議会が主催で、来年2月8日から22日までの間において開催する予定としておりまして、現在、イベント内容などについて準備を進めているところでございます。

御提案の誰もが楽しめる散策のコースや撮影スポットの案内については、実現の可能性についてはそんなに厳しくないものであるとも思いますので、ただ、協議会が主催するイベントでございますので、今後、会員の全員が集う機会は予定されていないため、まずは会長に相談をさせていただいて、個別に連絡・検討を行っていくことができるか、その方法についてちょっと考えてみたいと思っております。

以上でございます。

○田中委員

次に、「ひかりんぐ！」というのが新しくできて、この間見てたら偶然見つけたんですけど、民間提案制度「コネクテッド・ラボひかり」で、市がテーマ設定した「海岸松林の松葉の利活用に対する提案」というのを募集が12月1日から始まっているのをそこで初めて知ったんですが、この事業についての説明をいただけたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

まず、民間提案制度の概要について説明させていただきます。この制度は行政が主体となって解決する従来の概念や手法にとらわれず、市が実施する事業に対し、民間事業者が持つアイデアやノウハウが盛り込まれた市民サービス向上や、行財政運営の効率性向上につながる提案を公募する制度でございます。

このたび募集しています海岸松林の松葉につきましては、現状としては、市民ボランティア団体などの協力により集められた松葉は、恋路クリーンセンターに搬入して焼却処分することとしておりますが、広大な松林から発生する松葉の処分には多額の費用を要するほか、焼却には温室効果ガスの発生という問題もございます。

こうしたことから、御紹介のとおり12月1日より民間提案制度を活用して、海岸松林の松葉の利活用に関して、民間事業者の皆様により市の財政負担の軽減や環境負荷低減につながる提案を募集したものでございます。

以上でございます。

○田中委員

市民の方々も思いを持ってボランティアで施行しながら、そこからまた発展的にこういった事業が出てくるというところで、すごくいいなと思っているんです。

それで、内容を見させていただいて、年間松葉の処分量が130トンという設定をされているんですけど、これ処分費という部分で現状1トン当たり幾らかかっているのかというのを教えていただけたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

松葉の処分費についてのお尋ねですが、恋路クリーンセンターにおける普通ごみの処理手数料については、1トン当たり1万5,620円とされております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。それを前提に今から対話が始まるということなので、いろいろ私自身もいろんな団体の方と一緒に考えていきたいなと思うところはあるんですけど、たまたま今回この「ひかりんぐ！」で気づいたんですけど、市のホームページで確かにリンクから行けば情報発信されている、全然多分普通の人、気づかないと思うんですね。それで、この情報発信、記者発表等もなかったんですけど、この在り方というか今後について教えていただけたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

民間提案制度の情報発信についてのお尋ねでございます。

こちらの制度につきましては、政策企画部の行政経営室が設計した制度であり、公募手続等については、所管により進めることとしており、詳細についてはお答えが難しいところですが、例えば市の広報紙などによる情報発信については順次行う予定とお聞きしております。

以上でございます。

○田中委員

せっかくいい事業だと思いますし、特に民間を巻き込んでやっていかないといけないという部分なので、そういった民間の方たちにしっかり伝わるように情報発信をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中委員

先ほど花火大会についても少し質問があったので、私のほうからも何点かお聞かせいただけたらと思います。

まず、実行委員会の組織体制について、先ほど少し触れる部分もありましたけど、来年度からも含めて市の位置づけについて教えていただけたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

実行委員会の組織体制でございますけども、基本的には現行の「#虹はなび」実行委員会が主体となって準備を進めているところでございますが、今後、この実行委員会に加わっていただく新たなメンバーの追加とかも探っていこうとしているところでございます。

そうした中で、市の位置づけとしては、引き続き事務局として対応することとしております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。今年を振り返ってという部分、今、現もなんですけど、市として当初予算のときには花火大会の事業をなくしてという部分で、先ほどの民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業に取り組むんだということで、予算とか事業を組んでいたと思うんですけど、結構、虹はなびをやることによって、すごい職員のマンパワーも実際には相当注入されたと思うんですけど、その辺りで振り返って——なかなか現場で言いにくいかもしれん、いかがだったのか、大変だったのではないかなと思うので、ちょっとお聞きしてみたいと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

委員仰せのとおり、年度当初では想定していなかった業務でございまして、事務局を担うということで、花火大会開催に向けて会議の開催準備や関係機関との調整、それから資金の管理ということで、シティプロモーションの一つの業務として一定の時間を費やしたところでございます。

来年度も花火大会開催に向けて事務局を担うということになりましたので、本年度と

同様の労力というのはかかってくるかもしれませんが、無事に開催できるように取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

そういうことだと思うんですけど、実際にまた事務局を担いながら、来年度は民間活力活用型の共同事業体として関わりながらどんどんやっていくということで、業務としてはすごい増えていくんだろうなと思うので、要望ちゅうのもおかしいですけど、議場でも新しいセクションができるのかというようなお話もあつたんですけど、大変な苦勞をされているんだろうなというのはもう察しをしますので、ぜひマンパワー、みんなで力を合わせてやられているんですけど、人の部分も何か、予算、お金じゃない人の部分で何か助けができたらいいなと思っております。

あと寄附金について、税金がかかるというようなお話も聞いたことがあるんですけど、それについて少し教えていただけたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

現在整理中ではございまして、正式な額等はお答えできませんが、法人税法やこれに伴う政令の規定では、花火大会については、興行業としての収益事業に該当する可能性があり、その収益事業から生じた課税所得については、法人税の課税対象になるとされております。

このたびの花火大会の開催に当たり、頂いた寄附金や協賛金などの余剰金が課税対象に当たるか否か、この辺を今後関係機関等に相談をさせていただきながら、適切な事務手続を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

税金なんで適正に支払っていく必要があるとは思いますが、やっぱりこういう寄附金として思いが乗って皆さん出されたお金なので、それが全て有効に活用できるようになればなということを思っております。

例えば、市が関わっている中で、ふるさと納税として集めることができないのかとか、何かいい方法がきっとあると思うので、その辺は少し研究——研究というか調べていただいて、皆さんの思いが全て乗って花火大会が開催できるように、また持続的に資金を確保しながらできるように取り組んでいただけたらと思います。

あと業務が増えていく中で、まだそれ以上言うのもあれなんですけど、先ほどから出ています山口のデスティネーションキャンペーンについて、体験というのが今、観光の一つのテーマになっております。

光市で考えたときに、大きな観光の体験の目玉が今あるのかというたら、なかなか難しい部分もあると思うんですね。ただ、その中で市民が取り組んでいることで、小さな体験というものを集めれば、まあまあ私はあるんじゃないかと思うんですね。

例えば書道にしてもそうですし、打ち掛けの体験とか、太鼓とかの体験、焼き物の体験もそうですし、例えば神楽とか、ああいったのも体験とかやっていけると思うんですね。そういったものを、いわゆる事業者とか魅力を、プラットフォームをつないでやっってしまうと、それはもうプログラムとして出来上がっていくので、ぜひそういったものにも取り組んでいただけたらと思いますが、ちょっと今の状況ではあまり無理強いができないので、観光協会も絡んでくることでしょうからそこに期待して、私も何ができるのか勉強していきたいと思いますので、そのことをお伝えして終わりにします。

以上です。

○西村委員

それでは、一、二点ちょっとお伺いをさせていただきます。

プロモーションのことに関係するかなと思うんですが、最近、地域おこし協力隊の方がとても熱心に取り組んでおられるなど感じる場面がありまして、インスタグラムの投稿を中心にその投稿の質、内容がとってもいい方向に変わってきたなというふうに感じております。

そういった今、SNSに明るい方なんだと思うんですけれども、この機会を捉まえて、今いろいろやっていただいています。来られてからというよりは、全般的にSNSを中心としたプロモーションの現在の取組状況とか現地の成果、あと今後の取組について、今検討していることがあればお示しいただきたいと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

市としてのSNSを通じたプロモーションということであれば、市の公式アカウントのインスタグラムを中心に発信しているところがございますが、今委員から御紹介いただいたように、8月に着任した小原隊員が積極的な発信を行っているところがございます。

そうした中で、隊員が観光のPRや移住定住の観点での投稿するときは、市のアカウントと隊員としてのアカウントを共同投稿というような形で発信してくれておりますし、個人としても、観光のPRの取組や寿司職人としてのスキルを生かした光の海や魚に着目した取組も発信してくださっているところがございます。

こうした取組の成果として、隊員としての活動に係る投稿に対して「いいね」の数というのは、8月当初、スタートのときは1件当たり30件程度でございましたけども、現在は1件当たり100件を超える「いいね」がついている状態です。

また、成果というところで申し上げますと、隊員の投稿によりまして、県外在住の光市出身者からは光市に帰りたくなったとか、離れてみて改めて光市のよさに気がついたというコメントもいただいております。

今後につきましてですけど、隊員の取組として、これまで以上に動画制作のスキルの習得やアクションカメラ等の機材の充実によって、より臨場感のある動画の発信を目指すことを考えております。

また、個人の活動としても、ユーチューブやT i k T o kを活用した動画によって、

地方移住と寿司職人というようなテーマで、光市の暮らしの魅力を発信していきたいと意気込んでおりますので、市としても隊員をしっかりとフォローしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

この隊員に、これは俗人的には今多分なっているとは思いますが、とはいえ、とてもいい傾向だというふうに思っています。

おっしゃるように機材の充実、確かに動画の制作も勉強しに行かれているというような投稿も拝見しました。私も遠方に住んでいる友人から、この人誰という問合せが直接LINEが来たりとか、そういう意味で県外のほうにもそういったリールの閲覧数が伸びてきているんじゃないかなというふうに思います。

1件当たり3,000回以上回っている動画というのが結構あつたりするんですね、今とても波に乗れるか乗れないかのラインにいると思うので、そういった設備の投資はまずすばらしいいい傾向だと思います。

これを機会にやっぱりSNSとはいえ、そういった発信する方というのは無数にいらっしゃるという状況の中で、それに特化したSNSの専門的なマーケティングができる方というの、市内にも存在はしているわけございまして、そういった方の協力とかも仰ぎながら、さらなるプロモーションをしていく必要というのがあるんじゃないかなというふうに感じているところなんですけれども、そういった方面での取組というのはいかがお考えでしょうか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

本市のマーケティングという観点での取組の方針で申し上げますと、本市はシティプロモーションについて、市民に愛着を抱いていただいて、市民の自らが内なる発信をしていくという、ファンマーケティングの観点を重きにおいて今取り組んでおります。

ただ、言われるようにデジタルマーケティングというのも非常に重要な観点であろうというのは認識しておりますので、小原隊員をしっかりとフォローしながら、隊員の力を発揮できるような環境の整備、人の結びつけとか、そういったものにはしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

隊員が伸び伸びと活動できるようにしていただきたいなと思いますし、それに必要なフォローというのは今後もしていただければと思います。

マーケティングの方法というの、ファンマーケティングも非常に重要なことですので、いろんなマーケティングの手法というものがありますので、それは適宜研究をしていってほしいなと思います。

今、市のアカウントとかフォロワー数が3,000何がしいらっしゃって、リールの本数

がこれだけ回ってくると、可能性として、インスタグラムとかSNSのアカウント自体の収益化のほうに恐らく移行できる条件を満たすんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、光市のアカウントというのが、プロアカウント、ビジネスアカウントを取れるのかどうかというのがよく分からないので、そういった要件とかも踏まえて、ひょっとしたらこれが市の新たな収入源になるかもしれないという可能性も秘めているなというふうに思いますので、これは研究を今後していただければなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○小林委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、1点目が、「光においでよ！住まいる補助金事業」についてお聞きをします。

この本事業は、令和7年10月10日以降に光市内に新築の家屋を取得した所有者等が対象というふうになりますが、現時点での申請状況という部分と問合せの状況、内容を含むですね、その部分についてお示しをください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

本事業は移住促進、それから定住支援の観点から、市外から移住し、光市で家などを建築した人などを対象に最大110万円を補助する本市独自の制度でございまして、委員仰せのとおり、10月10日から事業を開始したところでございます。

ただ、10月10日以降に登録した建物が対象であるというところもありまして、現時点で正式な申請はございませんけども、事業者や対象となり得る方から要件の確認や補助を受けるまでのスケジュール、事業者から証明の方法など10件程度の問合せをいただいているところでございまして、今後、申請につながればいいなと考えているところでございます。

以上でございまして。

○小林委員

この事業の状況というところがよく理解ができました。私も先日、この事業について、市外の友人からこの事業の条件等に関する問合せがあったというところで、光市のホームページに掲載されているチラシというものを少し共有させていただきました。

少しずつ、この事業ちゅうところが市内外にも浸透しつつあるというふうに推察をいたしますが、この事業の周知啓発の部分、この部分について少し教えてください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

事業開始後、市のホームページ、それから県の移住サイトに掲載いたしました。それから、住宅取得の際の支援でございまして、建設山光支部をはじめ、注文住宅の建築に対応できる市内の建築会社にも個別に説明に回らせていただいて、チラシの配布な

どをさせていただいたところでございます。

今後も、移住相談会の出展などでPRなどを行っていくなど、積極的にこの制度を使って移住の促進、定住支援につなげていこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

状況はよく分かりました。注文住宅にもこの状況、配布されているというのをよく知らなかったのが、そういう取組というのはすごく大事な部分だというふうに思います。引き続きお願いをしておきます。

もう一点、創業支援について少しお話を聞きたいと思っています。

ここ数年の本市で創業された件数、これについてまずお示しをください。

○佐々木経済部次長

創業の件数についてお尋ねをいただきました。

本市の創業支援窓口の利用や補助金融制度などの市の支援制度の利用のほか、関係支援機関と連携する中で把握している創業の件数は、令和5年度は22件で、業種はサービス業が8件と最も多く、次いで建設業、飲食業がそれぞれ4件となっております。

令和6年度につきましては26件で、業種はサービス業が7件と最も多く、次いで建設業、卸売・小売業がそれぞれ4件となっております。

令和7年度につきましては11月30日時点でございますが、11件となっております、業種はサービス業が5件で最も多く、次いで飲食業、建設業がそれぞれ2件となっております。

以上でございます。

○小林委員

ここ数年の本市における創業の件数ちゅうところがよく分かりました。令和5年が22件、6年が26件、今年度については、速報値ですけど11件ということで、サービス業とか建設とか飲食ちゅうところ、様々な職種があったということをよく理解できました。

その上で、実際に創業された方に対しては行政としてどういう支援を行ったのか、この部分を具体的にお示しをください。

○佐々木経済部次長

市では、商工振興課内に創業支援のワンストップ相談窓口を設けておりまして、相談者から創業に向けた取組や資金の調達方法、創業スケジュールなど、個別具体的な相談を受けております。

具体的には、市が実施する補助制度や融資制度などの説明や手続のサポートに加えて、必要に応じて国や県の制度についての御紹介であったり、日本政策金融公庫、山口県信用保証協会、周南地域地場産業振興センターといった関係機関が実施している支援制度についても、情報提供や活用のおアドバイスをしております。

また、光商工会議所や大和商工会で実施する相談支援などで、創業希望者が創業に必要な技能を習得できれば創業に関する様々な優遇制度が受けられるため、市において特定創業支援等事業認定者の証明を行っております。

さらに、相談者の御希望に応じて、光商工会議所、大和商工会のほか、関係金融機関等の支援機関へ取次ぎをすることで、相談者がより専門的な支援やアドバイスが受けられる支援体制を構築しているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

状況についてよく分かりました。個別のいろんな条件によって、その状況に合わせた形での支援をしっかりとサポートされているということ、あとは関係機関ともしっかりと連携をしていて、状況に応じてその関係機関への紹介というところもやっていく。あとは光商工会議所、大和商工会というところも、先ほど少しキーワードが出てきましたので、例えば商工会議所等に相談をすることによって、少し回答で触れていただきましたが、どのような情報を入手できるのか、この部分についてお示しをください。

○佐々木経済部次長

光商工会議所や大和商工会では、創業準備の進め方や業種・業態の選び方、資金計画や経営計画、販売促進などの創業スキル全般に関する情報を提供しているほか、事業計画の作成、創業に必要な各種申請や届出、公的融資や助成金の申請手続に関することなど、相談者のニーズに沿ってきめ細やかなアドバイスを受けることができます。

さらに、光商工会議所では、市内で創業を希望する方や創業に興味がある方を対象とした創業セミナーである「ひかり創業塾」を毎年開催しており、創業に関する基本的な事項をはじめ、心構え、助成金の情報、経理や税務申告に関すること、業務計画の作成方法や資金調達に関することなどを無料で学べる機会が提供されておりますので、こうした情報も入手することが可能となるということでございます。

以上でございます。

○小林委員

状況はよく分かりました。非常にきめ細やかな対応ができているなというふうに思いました。

私も以前、創業に関する少しお問合せをいただいたときに、まずは市役所に行って、そこに行くように促したんですけど、やっぱりそこから商工会議所あるいはいろんな機関につないでいただくというところで、やはり創業につながっているのかなというふうには実感できましたので、引き続きの取組のほうお願いをしておきます。

以上です。

○大田委員

海岸通りを歩いておりますと、きれいな松が、虹ヶ浜、室積と両海岸において枯れ松

が随分あるんですね。それを今、経済部はどのように思っておられるのか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

本市の海岸松林の松枯れについての御質問ですが、室積、虹ヶ浜両海岸における松林の松枯れ状況につきましては、虹ヶ浜海岸においては国道188号沿いの松林において松枯れが多く、室積海岸におきましては、光井の新宮地区の松林に枯れ松が多い状況でございます。

これらの松枯れにつきましては、両海岸におきまして、夏頃から多数の松の枯死が進んでいるものと認識しております。

以上でございます。

○大田委員

葉が真っ赤になっているんですが、松枯れの原因ちゅうのは突き止めておられるのかどうか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

松枯れの原因ですが、枯れ松の伐採調査を行ったところ、松やにの分泌が非常に少ないことを確認しており、マツ材線虫病による松枯れが進んでいるものと考えております。このマツ材線虫病を引き起こすマツノザイセンチュウやセンチュウの媒介者であるマツノマダラカミキリは、変温動物であり、気温が高くなると活動が活発になるとされており、昨年の夏は全国的に気温が高かったことも、被害が拡大している要因ではないかと考えております。

以上でございます。

○大田委員

マツガレカマキリですかね。俗に言う私は松くい虫が原因じゃないかと思っておったんですが、松くい虫はだんだん広がっていくと、ある程度成長した松からだんだん松くい虫がむしばんでいって、ついには全体的にいくように感じておるんですが、その対策というのは、今は道路沿いだけになっているんですが、だんだん奥のほうに入っていくとなると、きれいな松並木がなくなるというようになると思うんですが、その対策はどのようにされようとされているのか、ちょっと教えてほしいんですが。

○岩崎農林水産課技術担当課長

まず、国道沿いの松林については、県が所有する松林であり、こちらについては、現在、県により枯れ松の伐採が進められているところでございます。

次に、本市の海岸松林の松枯れ対策につきましては、海岸松林が市街地に近接しているなど、マツ材線虫病への予防保全として、健全な松にあらかじめ薬剤を注入して、マツノザイセンチュウの増殖を防ぐ樹幹注入による対策を進めているところでございます。

また、県が実施する枯れ松の伐採と同様に、枯れ松被害が生じた松に対しては、被害

木を伐採処分する伐倒駆除を実施し、被害の拡大防止を図っているところでございます。
以上でございます。

○大田委員

樹幹注入は、まだ松枯れしていない松に樹幹注入じゃろうと思うんですが、今、松枯れされている木は伐採して除去するという考えでよろしかったんですかね。

○岩崎農林水産課技術担当課長

伐採して除去することとしております。
以上でございます。

○大田委員

その後は伐採したままで置いておくという考えですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

伐採の程度にもよりますが、伐採後、松林がなくなってしまう場合には、クロマツの苗を補植して、海岸松林の再生を図っているところでございます。
以上でございます。

○大田委員

それで今、ある程度大きくなって、老木じゃないが大樹になっておる木なんかも結構あると思うんですが、それがなくなると、やっぱり寂しいものでございますから、ぜひとも早めに対処して、早めに松林を再生するような活動を今後してもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、室積海岸、砂欠けとかいうて随分砂がなくなって戸仲のほうに行っているとかというふうにお話を聞いておるんですが、私が議員になった当初からその問題はあつて、その頃は一遍に養浜をしてからやるというふうに、海岸対策としてやるというふうになっているんですけども、入ってからもう16年ぐらいになるんですが、全然一見して進んでいるように見えないんですよ、養浜が。

今後、現在までにおいてどのような工事をされてきておるのか、また今後はどういうふうにするのか、砂欠けを防ぐにはどうしたらいいのか、砂の移動を防ぐにはどうしたらいいのか、方針があると思うんですが、経過と方針をお示ししてください。

○岩崎農林水産課技術担当課長

現在、室積海岸で実施しています養浜工事についてのお尋ねでございます。

こちらは、台風や冬季波浪などで浸食が進む室積海岸を防護し、沿岸居住区における高潮被害の発生を未然に防ぐため、自然環境や景観に配慮した海岸保全施設の整備を推進しているものでございます。

まず、養浜工事の計画につきましては、現在の計画で申し上げますと、合計で12万m

³の砂を投入する計画としておりました、これまでに平成25年と27年に1万³ずつの試験養浜を実施しております。

その後の進捗につきましては、令和6年度からの繰越工事で西ノ浜の砂を利用した7,600³の養浜工事を実施しており、これについては、本年の7月末に完了しております。

また、7年度においては、島田川河口の砂を利用した1万100³の養浜工事を実施することとしており、これにつきましては、11月末時点におきまして、現場の工事は完了しております。

これにより、先ほど申しあげました、12万³の砂の投入計画のうち、これまでの試験養浜の2万³を含めて、合計で3万7,700³の養浜工事が完了しており、進捗割合で申し上げますと約31%の進捗となっているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

12万³の砂が要ると、それがまだ3万7,700³しか入れていないと。一番最初の計画では一気に12万³を入れるというふうに私はお聞きしておったんですが、それから比べて、もう十五、六年たつのにまだ3万7,000³しか入れていないと。今後どういうふうにされるつもりですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

砂の投入量についてのお尋ねでございます。

養浜工事で使用する砂につきましては、先ほど申しあげましたように、島田川河口の港湾区域から採取する計画としており、これまで県港湾課等との協議を進めてきたところです。先ほど砂の投入規模について御指摘がありました。12万³の砂を一気に採取すると島田川河口部周辺の港湾構造物への影響が懸念されるため、一度に砂を採取するのは現実的ではないと判断しており、県の関係機関との協議結果を踏まえ、年間1万³ずつ砂を採取し、室積海岸へ投入する計画としております。

今後については、国からの交付金の内示状況にもよりますが、年間1万³ずつ整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

年間1万³入れると、最初の計画はあんまりそぐわないと、島田川の砂を取るのにそぐわないというふうに県のほうから言われたからというて1万³、それなのにまだ3万7,700³と。途中でどうして止まったんですかね。

○岩崎農林水産課技術担当課長

事業進捗についてのお尋ねでございますが、先ほど申しあげましたように、本事業は国からの交付金を活用して事業を進めております。これまで国からの交付金の内示率が

低い時期がございましたので、内示率に応じて事業を進めた結果、こういった進捗となっております。

以上でございます。

○大田委員

今後やっていくというふうなお話でしたので、それはやってもらいたいと思うんですが、一時、砂入れられたときに色砂を入れられて、砂の流出先を見るとというような、最初の頃やられたんですが、その流出先がどこに止まったかというのを把握しておられますか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

これまでの試験養浜におきまして、着色砂を松原海岸に投入して、砂の移動の追跡調査を行っております。

調査の結果、この着色砂の一部は西ノ浜付近まで流れていったことを確認しており、こうした結果を踏まえ、西ノ浜側への砂の移動を止める突堤の機能を兼ねた前松原排水路の延伸工事を令和5年度から令和6年度にかけて実施したところでございます。

以上でございます。

○大田委員

いろいろなことをやられておるんですが、12万 m^3 要するというふうに計算されて、まだ31%、3割ちょっとしか入れていないということでもありますから、できるだけ早く海岸を、元に戻すというのは無理かも分かりませんが、それに近いようにきれいな室積海岸をしてほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、本庁舎の階段からすぐ上がったところに、経済部のカウンターのところにポスターがずらっと並んでいるんですよ。それのところに、はっと思うようなポスターが新しく並んでいるんですよ。それは1枚のポスターに光市と和光市の市が書いたポスターが貼ってあるんです。

ようあちこち見てみますと、日光市のポスターも一緒に貼って、横芝光町ですかね、計3種類のポスターが作ってあるんです。この意味がちょっと私分かりかねるんですが、日光市と和光市とはどのような提携をしておられたのか教えていただきたいと思えます。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

このポスターにつきましては、全国でその名に「光」を冠する自治体、日光市、和光市、横芝光町と連携し、本年9月にお互いの魅力を盛り込んだ観光PRポスターとして制作したものでございます。

観光PRポスターは基本的にまちの魅力を発信するものでございますけども、その掲示箇所は市内やイベント開催時など限られることが多く、光市に訪れたことのない人や、光市のことを知らない人に光市のことを認知していただくという観点では、なかなか難しい課題がございました。

一方で、このたびのポスターは「光」という名をテーマとして、2つの自治体で制作することによって、光市の名前と観光スポットが日光市、和光市、横芝光町でも掲示されることとなったところでございます。

そのため、例えば栃木県日光市を訪れる観光客が散策をされる際に、このポスターで光市という名を目にさせていただき、次回の旅行先の候補地として、インターネットなどで光市のことを調べていただくようなシチュエーションが生まれることを期待しているところでございます。

他の自治体と並べて掲載することによって、市民の皆様にも白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸や、市の花である梅をはじめとする四季折々の花が咲き誇る冠山総合公園など、改めて本市の観光資源の価値を認識いただけるものとなったものと考えているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

光市が、じゃけ、日光市と——横芝光町は提携しておるんですが、日光市と和光市は、今まで私どもがお聞きしたところは、どんな提携もされていないようにお聞きしているんですが、そのこのところどういう経緯なのかも教えてもらいたいと思うんですが。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

失礼いたしました。委員仰せのとおり、これまで友好交流など、そういったもので日光市、和光市さんとやっているものはございませんでした。

このたびのタイミングを機に、こちらから一緒に光という名の下で、お互いのまちを相互にPRするというのでやりませんかとお声かけをさせていただいて、できることからやりましょうということで、このたびのポスターが制作されたものでございます。

以上でございます。

○大田委員

このポスターについては、各市が出し合うて制作されたのですかね、作成されたのですかね。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

このポスターの素材、文言等については、4つの市町で共同で連携しながらデザイン等を進めたものでございますが、最終的なデザインや印刷に関しては、まず費用については、地域おこし協力隊の活動費から支出しておりまして、総事業費としては5万4,790円ということになっております。

以上でございます。

○大田委員

そじゃけ、それは地域おこし協力隊の中から出して、光市が全額出した、それで和光

市やら日光市、横芝光町ら何部ずつ、光市には何部置いてあるんですか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

費用については、このたびこちらからの提案ということで、こちらで負担させていただきましたが、ポスター3種類、500部ずつ、1,500部を印刷して、日光市、和光市、横芝光町にまず100部ずつお送りさせていただいて、ポスターの掲載をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

したら、うちのほうから日光、和光、横芝光町のほうに、このポスターを貼ってくださいとお願いして100部ずつ出したと。残りは、光市のところで掲示されておるといことになるんですが、光市のどういうところに貼られているのかよく分からないんですよ。まさか徳山とか飛行場、岩国空港なんかにもこのポスター貼られているんじゃないんですかね。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

掲載箇所でございます。掲載箇所といたしましては、光市の公共施設、それから観光協会の会員様にも御協力いただきまして、市内の店舗で掲載がされております。それから、光駅、徳山駅、こちらのほうにも掲載をしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今、徳山新幹線のところで光をアピールするところに、よその市も含めたポスターを掲載されて、光市のポスターでなくて、よその市のポスターも掲載されていると今お聞きしたんですが、間違いないですかね。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

はい、徳山駅にも光市だけのポスターもございまして、このポスターも掲載させていただくようお願いしております。

以上でございます。

○大田委員

いや、新幹線のところに岩国やら、柳井やら、光やら、周南やら、下松やらのポスターが貼ってある。自分とこの市のアピールするところの掲示板に、この2つの市が書かれたポスターも貼ってあるという解釈したんですが、違うんですかね。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

そのとおり、今現在このポスターが掲載されております。

以上でございます。

○大田委員

光市をアピールするところによその市も一緒に貼る。私としてはちょっと考えられないんですがね。光市を、光市、それでなくても光市のアピールができないのに、よその市までアピールするんですか。光市をアピール、光市をここに来てくださいというか、光市のアピールするところに、よその市も一緒に貼る。考えられないんですが、ちょっと。そのちょっと理由を説明してください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

もちろん、このPRポスターだけがPRの全てではございません。もちろん委員が言われるように、光市としてのPRというのは今後も行っていきます。

そういった様々なチャンネルの一つとして、このたび相互で連携したポスターを使っているところでございます。ポスターが、他市と連名で使っているポスターというのは、なかなかないのではないかと考えておりました、まずは見ていただくこと。見ていただいて、光市という名を目にさせていただくことというのが、ポスターとして、プッシュ型の発信として大事と思っておりますので、今現在、こちらを掲載させていただいているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

まあ、でも、光市を見ていただくための掲示板において、他市の広告まで貼るとするのはちょっと考えられない。光市は、そりゃ光市が全国的に知れ渡って、余裕があって、光市を、共に光市の名のついたのをPRするというんじゃないかなと思うんですが、そこまでまだ光にも行ってないと思うんですが、もう一度お答え願いたいと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

このポスターが、あくまでも他の自治体と連携してPRしようというものでございます。ですので、他の自治体でも横芝光町でも、和光市でも、日光市でも、今貼って光市のPRをしていただいているところでございます。

そうした中で、徳山駅も掲示の箇所として、このポスターを貼っていただいているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

それは日光、和光、横芝光町と一緒にうちのポスターを貼って、100部ずつ、うちの資金で同じ光市の名がついているから、光市をアピールするというのは、分からないでもないわけですよ、それは。

それは分からないでもないわけですが、光市をアピールするところに、よそから来ら

れて、光市をアピールするところに、なぜよその市の名前まで入れなくてはいけないのかと、光市がそれだけ売れて売れ過ぎちゃうんじゃないかと、そりゃ余裕でもって、よその市も同じ光のまちも一緒に見てくださいのというのは分からないでもないが、光市もそんなに全国的に今一生懸命売らんやいけんと思うちよるところに、そういうふうなよその市までというのは、ちょっと私の頭がおかしいんかも分かりませんが、副市長は頭を一生懸命下げよって、それはおかしいと思っているらしいですが、でも実際に光市をアピールするところですよ。なぜよその市までするわけですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○温品観光・シティプロモーション推進課長

大田委員からそういった御指摘をいただきましたので、今後もいろんなチャンネルを使いながら、光市のPRを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

4 病院局関係分

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○清水委員

おはようございます。一般質問では、病床数はアドバイザーからのアドバイスを受けて、病床数を199床以下にすることで収益を上げると、増やすという答弁がありましたけど、ここについて199床以下、これ199床で止めるのか、それとも170床、160床とかまで下げていくのか、この辺りの計画、目標値などがあれば教えてください。

○吉岡光総合病院総務課長

現時点では199床にすることを考えています。

以上です。

○清水委員

分かりました。現時点でということであれば、またこれは変わることもあると思うんですけど、また、もう一つ質問として、ほかにもアドバイザーからいろいろと人間ドックのことだったりとか、病院のPRのことだったり、人事交流を活発にとかいろんなアドバイスが前回あったと思うんですけど、これ以外で今の時点で採用していこうと、これを取り組んでいこうということがあれば教えてください。

○吉岡光総合病院総務課長

アドバイザーからは提案があったものは、病床機能について、急性期一般の一つを地域包括医療病棟への転換、あと先ほど委員さんもおっしゃいましたけれど、健診の拡充、あと新規患者獲得のための地域医療連携室の活用、あとコストカットばかりではなく、投資による収益向上の検討などについて提案を受けました。

このうち実施するものとしまして、健診の拡充については、従来からの1日3人の定員を1日10人に増やし、検査についても肺がんCT検査や脳血管MRIの項目を増やすなど、健診の拡充に取り組んでいます。

ほか、新規患者獲得のため、地域医療連携室の活用については、徳山中央病院や周東総合病院から患者紹介の依頼のために訪問を行うほか、初めての試みであるレスパイト入院やメンテナンスクエア入院に取り組むため、市内の医療機関やケアマネジャーなどへ周知を図り、入院調整をするなど積極的に活用しています。

ほか、コストカットばかりでなく投資による収益向上については、病院経営の考え方や姿勢についての話であり、こういった視点を持ちながら経営改善に取り組みたいと考えています。

以上です。

○清水委員

分かりました。最後におっしゃられたとおり、コストカットばかりではなくて、収益をどう増やしていくかというところが非常に大きなポイントだと思いますので、その辺りしっかりと進めていっていただけたらと思います。どんどん実行していただくことが大事だと思うので、それはお願いします。

あとは大和総合病院のところなんですけど、中央棟のこれから修繕を、前検査して、いろいろと修繕する場所があったというところだったんですけど、あれからこのぐらい費用がかかるというのか、何か進捗があれば、前はこれからということだったと思うんですけど、その辺りどのぐらい、もう見えてきたものがあれば教えていただきたいと思っています。

○植本大和総合病院事務部長

令和6年度に実施いたしました設備老朽化調査におきましては、中央棟を含めました全病棟を対象にいたしまして、電気や機械設備につきましては、主要な設備ごとに設置年度や耐用年数の把握を行いまして、これにより耐用年数を経過している設備につきましては、おおむね限界を迎える少し前の更新年度を設けるとともに、その際の更新費用の算出しております。

一方、衛生配管や空調配管、外壁や屋上の防水等の建築関係につきましては、箇所ごとに老朽化度合いを把握した上で、老朽化度合いに応じまして修繕工事を推奨する年度を示したまででございまして、したがいまして、現時点では工事範囲や工法等が明確でないものも多くあることから、中央棟はもとより、全体的な費用の十分な把握は現在のところできておりません。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。かなり結構かかるんじゃないかなというのも思っているのですが、この辺りまた質問していきませんが、また、大体でもこのぐらいかかるんじゃないかなというのが見えてきたら、それもししっかりと審査していかなければいけないと思っておりますので、また、この辺りは質問してまいります。

以上です。

○田中委員

すみません。今の総務省アドバイザーの件、私もちょっとお聞きしたいと思っていたので、今、概要について説明があったんですが、一般質問の答弁のほうでも199床になって、その影響額が1億円ぐらい改善するであろうというお話だったんですけど、先ほどそれ以外に、健診のお話とか地域連携のお話等ございましたが、そういったものも含めて1億円の経営改善になるんでしょう。それは今言われた部分は別に、何か数字的に経営改善を見込まれているということなんですか。そうであれば金額を教えてくださいましたらと思います。

○萬治光総合病院事務部長

1億円というのは199床にした場合の影響額を考えております。その他入院患者の増とか、これはまた別の計算になりますので、今、それで幾らというのはちょっと持っておりません。

以上です。

○田中委員

分かりました。1億円以上にまだ経営改善の余力があるということで理解をします。

2回目のアドバイザーを受けてということで、これについて病院内で検討を行って、何かしらの決定会議のようなものを行って現在に至ったと思いますので、どのような会議をされて、どういうふうに見て方向性を決定されたのか、教えていただけたらと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

院内で組織する経営改善会議で、アドバイザーから示された提案について、実際に収益を上げることが可能なのかを検討して方向性を決定のほういたしました。

以上です。

○田中委員

それは何回ぐらい行われたのでしょうか。

○吉岡光総合病院総務課長

令和7年の8月1日から開始いたしまして、今現在で15回開催しております。

以上です。

○田中委員

承知しました。今、10月に2回目ということだったんですけど、今後、総務省のアドバイザーというのは、たしか3回目があるんですか。

○吉岡光総合病院総務課長

はい、1月に予定しております。

以上です。

○田中委員

それで、3回目はどのようなことに取り組む予定となっているのか、もし分かれば教えていただきたい。

○坪井病院局経営企画課長

3回目のアドバイザーの派遣については、現時点では具体的な内容というのは決まっ

てはませんが、現状、取組状況の報告と、それに対してまたさらにアドバイスをもっていくような形になると思っています。

以上でございます。

○田中委員

光総合病院のほうはどういうふうに取り組まれるのかを報告して、またアドバイスを受けるといような流れということで理解をさせていただきます。

次の内容に移っていったらと思うんですけど、今回、選定療養費の7,000円についてもなくなるであろうというなお話があったんですけど、この選定療養費の7,000円については、2年前に200床以上の病院として徴収するといようなお話、議決をして取り組んできたんですけど、約1年半たって方針転換ということになると思うんですけど、その間に私も市民の方からお聞きする分には、やっぱり7,000円という部分が重荷になって、いわゆる診療所というか、そちらを受診されて光総合病院からちょっと離れたということも聞いているんですが、その辺の市民の評判とか経営の影響等、病院局としてどのように捉えられているのか、認識されているのかお聞かせいただけたらと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

選定療養費は200床以上の病院が、紹介状なしの初診・再診で来た患者さんに医療費とは別に負担を求める制度で、医療機関の機能分担を推進することが目的です。

法律や国の告示によって決められている制度ですので、病床数が200床未満の病院では徴収することができないので、199床になれば必然的に徴収ができない状況にはなります。

それこそ、つい最近といいますか、選定療養費のほうを徴収すると市民の皆さんに周知はいたしました、病床を削減すれば、どうしても200床以下となり、徴収ができない状況になります。

以上です。

○田中委員

現状はそういうことだと思うんですけど、7,000円取ったことによって、この1年半で市民がどのように光総合病院の評価をされたのか、また経営が、実際7,000円取って入院にも重点を置きながらやっていくという経営方針を示した中で、経営にどのような影響があったと思っているのかというところをお聞かせいただけたらと思います。

○田中光総合病院医事課長

当院を受診される患者さんの評判としまして、やっぱり7,000円というのは、委員さんのおっしゃられるとお高額ということもあり、芳しいものではございませんでした。市民病院なのにかかりたいときにかかれないうような苦言をいただくことも多く、その都度、急性期病院と診療所の役割分担といったところを説明して、御理解を得るよ

うにしてまいりました。

経営に対しては、初診患者さんの減少とそれに伴う再診患者さんの減少があり、選定療養費の徴収額を差し引いても、当初予想しておったとおり600万円程度マイナスの影響なのかなというふうに考えております。

急性期病院と診療所の役割分担の明確化という点においては、外来患者数が徐々に減少しまして、診療所への移動が僅かではあるが進んだんではないかというふうに考えております。

○田中委員

今のお話を聞くと、当初予想の600万円マイナス程度で収まったんであろうという中で、市民の皆さんには7,000円というのが高額だったからということで減少したんじゃないかというようなお話だったと思うんですよ。今後、来年度が7,000円をなくすよという部分で、なくした場合にですけど、想定とされているのは、なくすことによって患者数も増えるというような想定を立てられているという理解でいいですか。

○萬治光総合病院事務部長

そうですね、初診で来られて、今現在は選定療養費があるからといって受けずに帰れる方もおられますので、その分は増えるとは思っております。

ただ、引き続き紹介状を持ってきて受診していただくという中核病院としての姿勢は持っておりますので、物すごく増えるかというのと、そこまでは思っておりません。

○田中委員

ちょっと細かいところでお聞きしてみたいんですが、199床以下になったときの想定という部分でお聞きしたいんですが、いわゆる入院と外来があって、患者数自体は今より増えると減るとどちらに想定されているのか、それぞれと、あと1人当たりの収益がそれぞれどのようになるのか、全体的な収益がどのようになるのか、どのように想定されているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○田中光総合病院医事課長

まず、入院についてでございますが、一般病棟においては、病床の削減後も現在受入れをしておる患者さん全てを受入れ可能なベッド数を引き続き維持できるため、患者数については現状とほぼ変わらないという見込みでおります。

地域包括ケア病棟においては現在200床以上であるために、診療報酬上制限がかけられておまして、当院の一般病棟からは検討が難しい、ちょっと厳しいという状況がございます。その制限が199床にすることにより解除されるため、1日当たりの入院患者数で4名程度増加を見込んでおります。

患者さんの1人1日当たりの収益については、200床以上の病院を対象とした加算1つが算定できなくなるため、現在一般病棟で5万5,000円程度の単価が300円ほどが減少する見込みですけれども、地域包括ケア病棟において200床以下になることで、ワンラン

ク上の地域包括ケア病棟1の入院料の届出が可能となることから、届出には幾つかの要件をクリアする必要があるんですけども、地域包括ケア病棟1を、届出後は現在3万7,000円程度の収益が1,890円の増額となるというふうに見込んでおります。

年間の収益では、地域包括ケア病棟の患者数の増と施設基準の格上げによる1人当たりの収益の増加により、4,200万円程度増収を見込んでおります。

外来につきましては、選定療養費7,000円の徴収後、費用の高さから受診を取りやめられていた初診患者さんの20%程度、1月当たり180名、また当院で受診をされることが見込まれ、また引き続き再診患者として通院されることで、年間2,000人程度患者数が増加をするというふうに見込んでおります。

これは、外来のほうは患者数増を目指しているわけではないので、選定療養費を取り下げたことで、意図とは違うところであるんですけど、増加するだろうというところなんです。

患者1人当たりの収益は200床以下になるということで、小規模病院にのみ請求が認められる診療報酬の請求が可能となることから、単価現在の1万7,600円程度から700円程度増となる見込みでございます。こちらのほうが199床以下にした外来のほうの狙いというところがございます。

年間収益では選定療養費分約600名分の減収と初診患者、再診患者さんの増加による増収、年間の外来患者数6万5,000人の単価700円の上昇により、合わせて7,500万円程度収益増になるんじゃないかなというふうに見込んでおります。

○田中委員

分かりました。詳細ありがとうございます。地域包括のほうで収益が上がっていくというお話だったと思うんですけど、病床を減らす、一般病床のほうを減らすようになると思うんですけど、どの病床を減らすのかというところでお聞きできたらと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

急性期病棟を削減する予定です。

以上です。

○田中委員

後に聞こうかと思って、その病床のほうも、いわゆる個室と多床室があるかと思うんですけど、それで、光はたしか個室の割合が高かったと思うんですけど、その辺でどちらを減らされる予定とされているのか。

○吉岡光総合病院総務課長

多床室のほうを減らす予定です。

以上です。

○田中委員

承知しました。次に行きたいと思います。

それで、経営改善に今から取り組んでいくわけなんですけど、経営改善の取組としてモデルとしているような病院があれば教えていただけたらと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

モデルとするような具体的な病院はないのですが、アドバイザーからは、いろいろな病院の取組から当院に当てはまりそうなものを提案いただいたと考えております。

以上です。

○田中委員

何か例示で教えていただくと、私たちも学べられるようになるので、教えていただけたら助かるんですが。

○吉岡光総合病院総務課長

ちょっと詳細については覚えていないんですけど、例えばアドバイザーの意見のほうで地域包括医療病棟というのを提案されたんですけど、これにつきましては、石川県の公立つるぎ病院、あとナースカーというものの提案もちょっとあったんですけど、それは稲沢市民病院、愛知県のほうの病院のほうをモデルとして紹介はありました。

以上です。

○田中委員

分かりました。ありがとうございます。学んでみたいと思います。

今ですね、ちょっと戻ってしまうんですけど、外来と入院のほうの今お話があった中で、外来のほうも約2,000人の患者さんが増えるであろうというようなお話があったかと思うんですけど、それぞれ受入れ体制の余力について教えていただけたらと思います。

○田中光総合病院医事課長

まず、外来につきましては、当院が医師数の少ない中において、急性期治療の必要な入院患者さんの治療のほうに注力しなければならない、こういった状況から、以前より全く余力がなく、対応可能な患者数をオーバーしている状況です。

選定療養費の徴収により、若干減少した外来の患者数も、再び徴収を取りやめることで増加するということが見込まれ、選定療養費導入以前と同じような厳しい状況に戻るのかなというふうに考えております。

続いて、入院のほうなんですけども、入院のほうは各診療科の医師数や業務の過密さが異なるための単純に余力をはかれるものではないんですけども、前年度の最大の病床利用率を記録した時点が80%、利用の病床数で168床でございました。1日当たりの平均の入院患者数は129名で、その差分の39名程度が目安になってくるのかなというふうに思います。

ただ、余力に関しては患者さんの質も大きく影響いたしますので、今後、急性期の患者さんの在宅復帰に向けたフォローのための入院など、地域に根差した回復期の患者さ

んの受入れを広げていった場合、また変わってくるものかなというふうに思います。
以上です。

○田中委員

今のお話、入院のほうはまだ余力があるけど、外来についてはもう余力がないという
ようなお話だったかと思います。

そうすると、先ほど見込みとしては患者さんが増えるであろうということであったん
ですが、実際、受入れができないような状況が発生すると思うんですが、その辺は見
通しとしてどのように持たれているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○田中光総合病院医事課長

外来のほうの見通しとしましては、選定療養費、これは1年半前に始めたものでござ
いますので、1年半前の状況に戻るといったところで、余力はないですが、責任を
持って診療の続きをさせていただくといったふうに考えております。

○田中委員

余力の部分がない部分で改善しようと思うと、やはり医師の確保しか改善策として
はないんですか。何かほかにかんがえることがあれば教えていただきたい。

○田中光総合病院医事課長

受入れの余力に関しては、委員さんおっしゃられるとおり、大きな部分は医師のマン
パワーというところにかかってくるので、なかなかほかの手段で代替をとるところは
難しいのかなというふうに考えております。

○田中委員

承知しました。いずれにしても外来については厳しい状況。現場のほうもあまり忙し
過ぎて、詰め込み過ぎると疲弊していくという部分もあると思うので、厳しい状況なん
だなというところと、あと見込みとしては約7,500万円の改善が見込まれているんです
が、現実はこちらと厳しいのかなということを感じて聞かせていただきました。

次に行かせていただきます。地域医療連携について今取り組まれていると思うんです
が、そのことについて、光市内の病院からはどのような声があるのかお聞かせいただ
けたらと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

地域医療連携に対しての声ですけれども、光市内の医療・福祉機関からは、高次医療
機関において、手術など入院治療を終えた後もすぐ自宅等で生活するほどには体力は回
復しておらず、さらに入院して治療やリハビリテーションが必要な状態の患者さんや、
在宅や介護施設で療養中に体調が急変し、高度な急性期病院での集中治療は不要だが、
自宅等に戻るにはまだ医療的な管理やケアが必要な状態の患者さん、また、在宅患者の

レスパイト入院について、光総合病院でそれらの患者さんの受入れをお願いしたいというふうなニーズがあるため、徳山中央病院からの下り搬送の受入れや、レスパイト入院及びメンテナンスケア入院の患者紹介等を市内外の医療・福祉機関から紹介してもらえるように、連携を取りながらお願いしている状況です。

以上です。

○田中委員

光市内ということからでちょっとお聞きしたいんで、光市内でも入院を持たれている病院があると思うんですけど、こういった病院との連携という部分は何か取り組まれていることってあるんですか。

○萬治光総合病院事務部長

市内の病院とか福祉施設とかについては、地域医療連携室が中心となりまして、患者さんの受入れとかというのは調整といいますか、連絡を取って連携をしております。

以上です。

○田中委員

分かりました。様々な声があると思うので、市内の病院さんとも連携して意見交換をしながら、最善の方向性に向けて取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

次が、令和6年度に経営コンサルティングのローコストオペレーションで、医療材料費の仕入れについてコスト削減の効果があったということで報告をいただいておりますが、ほかの部分、コスト削減ばかりになって申し訳ないんですが、委託料ですね、清掃とか警備、事務、給食、保育等について、そういったものには取り組まれているのでしょうか、お聞かせください。

○吉岡光総合病院総務課長

7年度の給食委託料についてなんですけれども、最低賃金の増や食材費高騰によって月額38万円の増を業者のほうから提示はされました。ですが、業務内容の中で経費削減が可能な事項を洗い出しまして、業者のほうと協議を重ねた結果、調理作業の効率を見直すことによって、月額13万円の増に抑えることができました。

また、今後ですけれども、清掃委託につきましても、清掃の頻度を変えても現実的に影響がない箇所を洗い出しまして、仕様を変更するなどして、次回の契約時には一定の削減が可能ではないかと思込んでおります。

以上です。

○田中委員

承知しました。細かいところで努力されて、それだけ削減をされているんだなということで理解をさせていただきます。なかなか業者としても厳しい状況だとは思いますが

し、なかなかそういったことは言いにくい部分もあるかと思いますが、引き続き経営改善につながるので取り組んでいただけたらと思います。

次が、旧光総合病院跡地のことについてお聞かせいただけたらと思うんですが、重油漏れの調査について、まず、その後のボーリング調査の報告をいただけたらと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

旧光総合病院跡地に油含有土壌が存在することから、病院敷地外においても油臭が確認される可能性について検証するために、9月から10月の2か月にかけまして、敷地の西側5か所、南側5か所の計10か所においてボーリング調査のほうを実施いたしました。

結果といたしまして、西側3か所と南側5か所の表層下2mから4.2mで油臭が検出されまして、その状況について油汚染対策ガイドラインに照らし合わせると、やっと感知できる臭い及び何の臭いであるか分かる弱い臭いと判断されました。

調査報告書のほうには、「地層構成及び油臭検出深度から判断すると、油分の移動は限定的であり、周辺土壌への影響は小さいものと推察される」という記述のほか、「油分の広がりへの対応は、油臭や油膜による生活環境上の支障を除去することを目的として行うものであり、対応の基本はそれらが感じられなくなるようにすることですが、現状の地表面付近で油臭・油膜の発現は確認されておらず、土地利用上の支障は生じていないと考えられます」とあり、「結果、油汚染対策ガイドラインから見ても、現段階では特段の対策を要する状況にはないと評価されます」とありました。

以上です。

○田中委員

若干の油臭はあったけど、特段問題はないということで、周辺への影響は影響がないであろうという判断をされたと思うんですが、その中で跡地売却への影響についてと跡地売却スケジュールについてお聞かせいただけたらと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

跡地売却への影響ですが、油含有土壌が存在することで重要事項として説明するため、このことを前提に土地活用ができるとしても、手を挙げてくる相手が限られるという点については影響があると考えております。

また、今後のスケジュールなんですけれども、不動産鑑定に向けて、まずは跡地の境界確定測量業務のほうを実施する予定です。

以上です。

○田中委員

不動産鑑定に向けてということでお話が、何か具体的にいつまでにやるのかを教えてくださいましたらと思うんですが。

○吉岡光総合病院総務課長

跡地の境界確定測量業務に関しましては、今年度中に実施する予定であり、不動産鑑定に向けましては、はっきりとまだ分からない部分もあるんですけれども、なるべく早く取りかかればよいと考えております。

以上です。

○田中委員

病院局としては、油のことも一段落したので、境界の確認も今年度中に、速やかに今、売却に向けての準備を進めていくという取組をしているという理解でよろしいですか。

○吉岡光総合病院総務課長

はい、そのとおりでございます。

○田中委員

承知しました。後半のほうになってくるんですが、私も今までの質問のほうで、全国の病院の評価という部分のアンケート評価とかと比較して、光総合病院のほうは評価が高いんだよということを紹介させていただいたときもあったんですけど、一般的にホームページ等を見たときに、G o o g l eの評価というものがやっぱりどうしてもついてきて、口コミが張りついているんですけど、それを見るとまあまあ低い評価というか、苦言のようなものがたくさんあって、ちょっと心苦しいとか見えて思うんですけど、そういった口コミに対してどのように受け止めて、なかなか全部が反応する必要はないと思うんですけど、あまりにも全国の自治体病院のアンケートの結果との差があって、私もちょっとびっくりしたんですけど、それはどのように受け止められているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

G o o g l eの口コミには患者さんからの叱咤激励が投稿されております。ただ個人が特定できないことから、実際の状況がどうであったかという判断がつきかねる内容というのもございますが、低評価の多くというものが、待ち時間が長いですとか、医師や職員の対応に不満があるとかいうものであり、また待ち時間につきましては、引き続きの課題として認識しておりますし、職員の接遇に関しましては、今後も丁寧な対応に努めたいと思っております。

以上です。

○田中委員

承知しました。なかなか難しいところだとは思いますが、やっぱりああいうのが外の目に触れてしまうので、参考にしながら改善できるところは取り組んでいただけたらと思います。

この中で、患者さんとか利用者の方からいただいている声を何点かお尋ねしていきたいと思うんですけど、多床室、光総合病院にあって、私も見学のときに見させてい

ただいたんですけど、多床室は角にあって窓がそれぞれついているような配置になっていて、それが結構いいんだよというような感じで、私も見たときはいいなというような印象を受けていたんですけど、多床室を利用される方から、結局、角にあるので2方向から音が抜けて入ってくるので、もう気になってしまうというような声があったんですけど、実際、そのような利用者の方の声というのはあるのでしょうか。

○吉岡光総合病院総務課長

実際にそのような声というのは確認はしておりませんが、このような御意見があるということであれば、病棟の環境や音、職員の声の大きさ等に注意をしまして、患者さんが安心して療養生活をお過ごしできるように、病室のドアの開閉等も含めて調整していきたいと考えております。

以上です。

○田中委員

あと隣とベッドとのプライバシーの確保という部分で、今カーテン1枚で区切られているというお話で、それが開いたりして隣の患者さんとのトラブルになっているケースがあるのではないかとというようなお話も聞いたんですけど、この辺はいかがでしょうか。

○吉岡光総合病院総務課長

そのようなことに関しては現在まで御指摘いただくことはありませんでしたし、トラブルといった内容の報告は受けてはおりません。

ただ、その個人情報につきましては十分に注意して、今後とも対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○田中委員

あとベッドの照明スイッチが寝た状態で手が届かないというようなお話も聞いたことがあるんですけど、いかがでしょうか。

○吉岡光総合病院総務課長

現在のところスイッチの位置の変更というのはちょっと難しいので、患者さんによって症状によって離床することが難しい方に関しましては、ナースコール等を押していただきましたら、看護師のほうで照明の調整をいたします。

以上です。

○田中委員

あと、照明が天井を照らして間接照明みたいになっているということなんですが、多床室では天井を照らすので隣の患者さんが明かりをつけていると、寝ている状態で天井が見えるのでちょっと気になるという部分で、手元を照らすという部分だけでできない

かというような声もお聞きするんですが、いかがでしょうか。

○吉岡光総合病院総務課長

患者さんのベッドの枕元には3つの電源がありまして、患者さん御自身で使用用途に応じて調整していただいておりますけれども、そのような御意見のように明かりが気になる場合は、これは看護師のほうに相談していただければまた調整のほうはいたしますので、よろしくお願ひします。

○田中委員

なかなか看護師さんに相談するというのがハードルがあるという部分と、結局それが隣に伝わると、それがまたトラブルの原因になるというのがあると思うので、慎重にその辺は設備的なところもあると思うので、対応いただけたらと思います。

あと看護師に声かけてという部分で、どうしても構造上、自販機に今ジュースを買いに行くのに、お茶とかを買いに行くのに、自動ドアがあつて、1回スタッフに声をかけないといけないというのがあるんですけど、その辺は何か改善できないものなんですか。

○吉岡光総合病院総務課長

委員さんがおっしゃられるように、今年の5月までは新型コロナウイルス感染対策としまして、病棟入り口の自動ドアについては常時施錠のほうをしております、職員に声をかけないと開錠できないような運用とはなっております。

今年の6月からなんですけれども、運用を変更しまして、平日の8時30分から17時までには自動ドアを常時開錠しております。なので、職員に声をかけなくても飲料を買いに行くことは可能です。それ以外の時間につきましては、防犯上の理由がございますので、施錠のほうはしております。

以上です。

○田中委員

分かりました。コロナがあつて臨時的な対応だった部分と、今はもう開錠されているということでお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

あとジュースとか買ったときにもなんですけど、病室に冷蔵庫がない、多床室なんですけど、テレビと同じように、有料でもよいので設置してもらえないかという声があるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○吉岡光総合病院総務課長

一部の個室には冷蔵庫つきの床頭台というものを設置はしていますが、それ以外の部屋については、床頭台に冷蔵庫がついていない状況です。

現在、床頭台というのが、令和10年4月末までの長期継続契約でありますので、更新時期となるタイミングで、その冷蔵庫については再検討のほうをしたいと考えております。

以上です。

○田中委員

分かりました。更新時期が令和10年ということはかなり先だなと思うので、ちょっと厳しいなという正直な感想ですけども、まあ、しょうがないんですね、改善できれば、そのときからいいサービスを受け入れるようになると思いますので、何かしらの対応をいただけたらと思います。

先ほど、あと多床室の角部屋で2方から音が入ってくるという部分をお話をさせていただいたんですが、199床になる中で多床室のほうを減らしていきたいということだったんですが、今、多床室が4病床があると思うんですが、それを数を減らすのか、それともそのまま多床室自体を減らすのか、どういう対応を想定されているのか、4を2にしての多床室になるのか、4の部屋自体をなくすのか、その辺りが分かれば教えてください。

○吉岡光総合病院総務課長

4を2に減らすというふうな形です。

以上です。

○田中委員

承知しました。ひとまず以上になります。

○井垣委員

病床を199に減少していただいて、どうもありがとうございました。全体的に見て、稼働率が9割ないと黒字にならないと言われている病院で、ずっと6割台の稼働率で何年も過ごしていたので、もうちょっと何年も前に減らすべきだったんじゃないかと、私自身は思っております。ついに減らしていただいてよかったなという感想です。

昭和の時代の行け行けどんどの経済成長期には、病院がどんどん建って、一般病床数の数を誇って、それで病院の格が決まるみたいな風潮で日本は来たわけですけども、それは昭和の時期の幻影がまだいまだに残っているだけであって、もう時代は変わっているわけなんですね。

やっぱり今、稼働率6割台というのは時代に合っていなかった、または地域の状況に合っていなかったという部分だと思うんです。

それを初めて病床数に固執せず、地域の、光市民の、今の現在の市民の皆様のための市立病院としてどうあるべきかということを考えていただけた結果だと思っているんですね。

ですから、私は、田中課長とか吉岡課長がいつも何か暗い顔をなさっていて、みんなに責められているような感じがするんですけど、私はそうじゃなくて、これからの病院の在り方、もう日本の9割の病院が赤字と言われているんですよ。

特に人口10万以下、5万以下の市町村での病院の経営というものの、本来目指すべき

方向をやっぱり光市から発信できるかもしれないと思っているんですね。これもし失敗したら、ちょっと改革が遅過ぎたなと思うんですけど、もし今年ですよ、199以下に減らさなかったら、このままやっていたらもう潰れるだけですから、例えば民間に売り渡すとか、市民病院がなくなるということが起こるかもしれないわけですね、これからも起こるかもしれませんけども。

だから、その前に、これからの市民の実態に合わせた、この人口減少で、しかも65歳以上の割合が多い市において、どういう診療がいいかということ胸を張ってそちらのほうに進んでいただきたいなという、私はそこを一言どうしても申し上げたかったんです。

ですから、皆さん、本当、正々堂々と、これが市民の皆さんのためにこうするんですと、それが一番合っているでしょと。そういう、何も心臓外科の手術をばんばんやったり、脳梗塞の手術をばんばんやったりするような、そこがいい病院というわけじゃないですよと。もう政府が言っているように、国はもう小さい市町村で考えるんじゃないで、もうちょっと大きな、ここで言うと周南圏域全体で考えると、そういう医療に持っていきなさいよと、こう言われているわけですね。でもなかなか、その昔は……

○委員長

井垣委員、質疑の形にさせていただきたいんですが。

○井垣委員

いや、そう、そのつもりです、すみません。ちょっと前提をどうしても私申し上げたくって、その質疑の意味が分からないと思いますので。質問だけすると責めているような感じがすると思うので、ちょっと私の思っているところの背景を今御説明しています。

地域医療連携全体で考えるということを中心としていく、そこがなかなかそういう形ができて、中身は全く何にも変わらない状態が何年も続いていて、最近になってやっと動き出すという。ちょっと遅いんですけども、でも、これからはやっぱり目指すべき正しい方向だと思うんですね。

そこで御質問ですけれども、今回の199の病床以下にするという発表は、同僚議員の一般質問の問いに対して答えられましたよね。それと、例えば昨年10月に看護師費が変更になっておりましたが、7対1から10.5対1ですか、変更になっております。そういうことも我々知りませんで、9月の同僚議員の一般質問によってそれが分かったということなんですけど、その辺のコミュニケーションがもうちょっと、隠すというか、問われたら話すというんじゃないで、皆さんのためにこういうふうにしましたと、これからはこうなりますというふうがいい面をアピールしていただいて、私たち市議は、市民のクレームを言うためにここにいるわけじゃなくて、間に立っているわけですけども、そういう市の病院の方向も、こういう方向で行くんだということを市民に伝える役割も逆方向として持っているわけなんですよ。

だから、質問しなくても、こうしますよということをお教えしていただいて、市民の人にはこう伝えてくださいというのは、市民の中にも昭和の時代の古い考え方、一般病床数

が病院の格を決めるんだとか、そういう考えの方がまだいっぱいいらっしゃるんですよ。だからそうじゃないんですよという、市民も育てていかなきゃいけないという、病院はいい方向に行っているんだと、ありがたいという市民が思ってくれるように、市民の人の成長も必要だと思っているんですね。

ですから、PRを市議に対してだけじゃなくて一般市民に対しても、例えば9月議会に桑田さんおっしゃったように、例えば新しい病床としては脳とか心臓とかじゃなくて、一般診療科というのが例えばいいかもしれないという、私もそう同じ意見なんですけれども、そういうもので病院、体を全体的に見るというところを重要にして、皆さんの老後を支えますみたいなね、そういう前向きなポジティブな発信をしていただきたいんですけども、その点についてどのようにお考えかと御意見をお願いいたします。

○萬治光総合病院事務部長

新しいことをすると何か変更するときというのは、我々もこの情報発信についてはタイミングというのは非常に考えながらしております、なるべく早く伝えたいということもありますけれども、あまり内部で決まっていけない状態で、こういう予定ですというぐらいでも発信できないということもありますので、委員さんにとってはもうちょっと早く聞きたかったという点もあるかと思いますが、我々にとってはこのタイミングじゃないとなかなか言えないんだよということもあります、その辺の思いの違いはあるかと思いますが、あとPR、市情報とかにつきましても同様です。

今後も、なるべく適切なタイミングで有用な情報については提供できるようには努めてまいりたいとは思っております。

以上です。

○井垣委員

よろしく願いいたします。

○小林委員

それでは、私も少し御質問させていただきます。

先ほど同僚委員の質問の中で、非常にうれしかった言葉として、コストカットばかりではなくて収益を増やすための投資、こういう部分にもしっかりと念頭に置いていくというところがすごくいいすばらしい方針だというふうに思っています。

その上で、今公立病院における職員のキャリア教育ということについては、例えば現代の医療現場を抱える様々な課題に対応して、より質の高い医療提供をするために私は不可欠だというふうに思っています。職員一人一人の成長を支援することは、病院全体の発展にもつながると私、考えています。

その一方で、例えば自身の能力が正当に評価されない、あるいは将来のキャリアが見えないといった不満は、最悪の場合は看護師の離職につながるケースもございます。

したがいまして、明確なキャリアプランというところと、それを実現するための教育機会を提供することによって、看護師は自身の成長に実感をして仕事へのやりがいを感じ

じやすくなるというふうに考えています。

これは、多分結果として、いわゆる離職率の低下、あるいは定着率の向上に貢献するとも私は思っています。こういう状況を踏まえて、少し職員のキャリア形成について御質問させていただきたいというふうに思っています。

まず、1つ目として、職員一人一人が明確なキャリアを描いていくためにどのようなサポートを行っているのか。まず、この部分についてお示しをください。

○吉岡光総合病院総務課長

まず、看護部の例で申し上げます。看護部では個人面談を年3回実施しております。その中で個人の目指しているスキルについての共有と、あとそれを実現するためのキャリア形成のための研修受講のサポートをしています。

また、看護部内での教育につきましては、看護師に必要な臨床実践能力の習熟段階を作成しまして、段階ごとの教育計画レベルアップの要件等を示して教育のほうを充実しております。

以上です。

○小林委員

今の状況についてよく理解ができました。年3回というところで、それぞれのキャリアについて上司の人と看護師の方が、それぞれの双方向でコミュニケーションを取られていることはすごくいいと思います。

ですので、そのときに、例えば非常に難しいのが自分のレベル感という、例えば看護師の方が自分のレベル感はどのようなところにいるのかというのは、なかなか客観的に見えない部分があるんですね。こういうところを上司の人がしっかりと、日頃の業務をしっかりと見極めることによって、しっかりとサポートはできると思いますので、そういう面談にぜひしていただきたいというふうに思います。

もう一つ少し違う視点において、例えばキャリアの幅を広げるためには、様々な職場を経験する、こういうことも重要だと思います。やっぱり仕事をする上でいろんな仕事を経験することによって、その人のキャリアの幅が広がってくると思うんですね。

そういう意味でいきますと、例えば現状の人事異動に対する考え方、これについてお示しをください。

○坪井病院局経営企画課長

職員のキャリア形成におきましては、様々な職場を経験することの重要性というのは認識しておりますが、病院の現場では医療技術員のように専門性が高く、職場が限られているような職種では、十分なジョブローテーションというのが行われていないというのも、現実でございます。

一方、看護師につきましては、病棟や外来、救急など様々な職場がありますので、本人の希望にも配慮しつつ、経験や能力を加味しながら計画的な異動というのを進めています。

また、ちょうど今の時期に、全職員を対象に行っている自己申告制度というのも通じまして、病院内や病院間の異動について、職員の意向も聞きながら円滑な人事異動というのに取り組んでいるところです。

以上です。

○小林委員

実際に人事異動に関するところの考え方をお聞きしました。自己申告制度を今の段階で聞いて、職員のキャリアの意向ちゅうとこを聞いた上で戦略的にやっていくということも、すごく大事だと思っています。

あともう一つ、もっというと欲しい視点として、個人のキャリアの意向ってすごく大事だと思うんですよ。ただ、その意向を聞いた上で、病院としてどういう人事に対する戦略を持つかというのはすごく大事なんですよ。

例えばこの人をどのようにしていこうということも個人の意向ということも大事ですけど、やっぱり組織として持っていくことも非常に重要だと思いますので、この視点を今後持っておいていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○大田委員

前回決算委員会のお聞きしたときに、ただいま資料をお持ちしておりませんのでまた後ほどお知らせくださいということを行ったと思うんですよ。その間、私、病院局のほうに行ってお聞きしたら、まだ出していないということだったので、いまだにまだその答弁がお聞きしていないんですが、その答弁をお聞きしたいと思うんですが、山大の派遣で山大にお支払いしている金額は医師給与の中に含まれているとっておられたんですが、その金額はどのぐらいの金額か。また、そういった明細はどういうふうな明細でお支払いしているのか、教えてもらいたいんですが。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

山大の費用は医師給与に入っているというふうにお聞きしたんですが、山大の費用のどのぐらい払われたか、どういう理由で払われたか、理由を説明してください。

○吉岡光総合病院総務課長

非常勤の医師につきましては55名ですけれども、山大の医師に対する支払額などについて算出することがちょっと今難しい状況です。

以上です。

○大田委員

どういう計上で幾らぐらい支払われたのか金額を教えてください、計上も教えてください。

さい、明細というか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○萬治光総合病院事務部長

山大からの派遣医師についてということですが、非常勤の医師になりますので、費目としては給料の医師給与の中で払われております。ですから、常勤も非常勤も合わせた額で表示というか払っているんですけども、非常勤の先生の中でも山口大学からの派遣以外の医師もおりますので、ちょっとそこを分けて集計するというのがちょっと時間がかかるということで、今申し訳ないけど、手元には内訳というかそれがございません。

以上です。

○大田委員

医師給料について、どこに計上されているかということをお聞きしたことがあるんですけど、それは山大に医局のほうに支払われるということで、医師給料に含まれているというふうにお聞きして、だからまた、山大にどういう名目で幾らぐらい払われたのかとお聞きしたことがあるんです。それは、今手元に資料を持ち合わせていませんので、また後ほどちゅうことでそのときは終わったんですが、それから以前、私も病院局のほうにお訪ねしてどうですかとお尋ねしたら、今まだとかいう御返事でしたので、それから全然、私どものほうに答弁が返ってきていないから今日お聞きしたわけなんですけど。

医師給料の中に入っているということをお話をいただいたので、どのぐらいの割合で入っているのかなちゅうのをお聞きしたいわけなんですよ。

○萬治光総合病院事務部長

割合についてですが、今申し訳ないんですが、手元に持っておりませんので、すみません、この場でお答えすることができません。

以上です。

○大田委員

山大だけじゃないと思うんですよ。山大にお幾らぐらいお払いしたあれで、山大以外に幾らぐらいお払いしたのというのは絶対に明細残っているはずなんで、それをまた教えてほしいと思います。またお聞きしに伺うと思いますので、ぜひそのときにはお教えください。

次に、コンサルタント料のことについてお聞きしたんですが、どういう理由でいつ頃決められたのか、資本金は幾らぐらいなのかぐらいは分かると思います。よろしく願いします。

○萬治光総合病院事務部長

すみません。その委託先の会社とかについての詳しい資料とかいうのを今日持ってきておりませんので、この場でお答えすることができません。

以上です。

○大田委員

そのコンサルタントにお決めになられた、入札か、プロポーザルか、随意契約か、それからまたお願いしたとかいろいろあると、多分病院局のことだから入札されたんだろうと思うんですよ。入札されたときに何社ぐらい入ったかとかいうのも全部書類残っているはずなんですよ。何げなく決められたんじゃないと思うんですよ。それはしっかり皆さんにお答えできるようにお願いいたします。またお聞きに上がりますから、今度は間違いなく答弁できるようにお願いいたします。

それと次に移りますが、講堂についてであります。大きな講堂を駐車場側に造っておられます。なぜそこに造ったか、地元住民との研修会なんかもしたいから造っておられると、その場所に持っていったというふうに入りに近いところに設けましたと説明がありましたが、もう新設されてから7年ぐらいたっておられるんですが、どのぐらい利用されたのか。また、そこを利用された議題は何だったのかを教えてくださいたいと思うんですが。

○佐古病院局管理部長

利用の実績とか細かい資料を持ち合わせておりませんので、お答えはできないのですが、例えば感染の関係で地元の診療所の方とか施設の方とか、そういった方の研修会にも利用しております。

今、すみません、思いつく研修がそのぐらいなので、その辺のお答えで申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。

以上です。

○大田委員

7年間で何年間ぐらいちゅうのを大体の数量でよろしいんですが、教えてくださいたいんですが。

○佐古病院局管理部長

病院移転後にすぐコロナ禍に入ってしまったので、実績としてはここ一、二年の実績しかございません。申し訳ないですが、数字については持ち合わせておりません。

以上です。

○大田委員

なぜそういうことをお聞きしたかというのと、この間視察に行ったときに、放射線室のところをちょっと見学させていただき言うたら、研修会を催しているからということで視察できなかったんですが、なぜそのとき立派な講堂があるのに講堂を研修室に使える

いのかと不思議に思っておるんですが、講堂は研修室でも使えるんじゃないかと思うんですが、いかにお考えか、お教えてください。

○佐古病院局管理部長

先日、視察に来ていただいた際、放射線治療を予定した部屋を感染の認定看護師を取得するための看護師さんが、研修のために来られていました。

その方の控室というか事務といいますか、そういったものをする部屋としてそこを使っていたかと思いましたが、当日につきましては申し訳ありませんでしたが、お見せすることはできませんでした。

実際、研修につきましては感染の認定看護師の研修に限らず、研修としては使用しております。実際、院内の研修とかもそこで使っていますし、先ほど言いましたように、感染に関する研修も外部の方をお迎えして、そこで研修というのもしております。

以上です。

○大田委員

そういうふうに講堂というのは研修室なんかも使えるはずなんですよ。だから別によその部屋を使わんでもあそこがちゃんと立派な施設を造っておられるんだから、そっちを使われたらと思うんですが、今後ともそういうふうな講堂の使い方をしてもらいたいと思っております。

次に移ります。緩和ケア病棟が開始されてから、病床利用率というのは大体どのぐらいあったのか教えてください。

○萬治光総合病院事務部長

数年といいますか、開設してからの利用率というのは今ちょっと手元にありませんが、20床ありまして、半分埋まるか埋まらないかぐらいがずっと起きていたのではないかと思います。

ただ、最近は少し増えまして、10人を超えて入院される方もおられますので、若干その利用率は増えているというふうに認識しております。

以上です。

○大田委員

たしか緩和ケア病棟は45床じゃったと思うんですが、40床やったです、45床やと思うんですが、40床ですかね、20床。20床でどのぐらい利用入っておられる。

○萬治光総合病院事務部長

先ほど申し上げましたが、20床ありまして、大体半分ぐらいですが、ここ最近経営改善とか力を入れておりますので、若干それよりも増えている傾向にあります。

以上です。

○大田委員

約半数10床程度の利用率ということでございましたが、それに対する一番最初は、ボランティアの人に来てもらって心のケアをしてもらうというふうに、設立時にはそういうふうに発表されておりましたが、現在、ボランティアの方が何人ぐらい来ておられて、どういう心のケアをされておられるのか、お教えてください。

○佐古病院局管理部長

緩和ケア病棟のボランティアについてでございますが、緩和ケアができて時期を合わせてコロナ禍に入りましたので、どうしても外部の方を中に入れるということが難しかったという関係もございまして、ボランティアのほうは実際にはお受けしていないという状況です。

現在も面会制限を行っているという関係もございまして、まだボランティアというものは入っておりません。

ただ、看護師のほうは季節の行事とかそういったものを工夫しながら、患者さんに対してはいろいろとケアをしているという状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

今後はどのように考えておられますか。

○佐古病院局管理部長

今後につきましては、当然、面会制限が解除になった後にはなりますが、ボランティアというものにつきましては募集していきたいと考えております。

○大田委員

その当時はボランティアでから一生懸命心のケアなんかしていただくというボランティア活動の人がおられたんですが、今現在はそのような方々はどのようになっていますか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○萬治光総合病院事務部長

ちょっと以前のボランティアの方のことを聞かれましたが、そのボランティアの方、個人がどうかというのは、今病院のほうではちょっと把握しておりません。

以上です。

○大田委員

今後はボランティアの方にお問い合わせということあまり考えていないというふうに理解してよろしいんですかね。

○佐古病院局管理部長

先ほど申し上げたと思っていたのですが、面会制限のほう解除になれば当然ボランティアの方の募集して入っていただいて、心のケア等をしていただけるようには考えております。

以上です。

○大田委員

ぜひともそういう熱心な方がおられると思いますので、心のケアについても、いろいろ今後考えてもらいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に移ります。病床が新築のとき210床で始められて、今度199床になる。また途中で認定病院になってから初診料7,000円頂くのが、今度また199床になるから初診料7,000円頂くならないということを発表されましたが、大体いつ頃の時期を考えておられるのか。

これはまた議案事項で議決を求められたことでもありますので、議会にどういうふうな、いつ頃出されるかというスケジュールを教えてくださいと思うんですが。

○吉岡光総合病院総務課長

来年の4月から199床にしますので、3月議会のときに使用料条例などの廃止議案を出す予定です。

以上です。

○大田委員

今の答弁じゃったら来年の4月を199床、初診料7,000円の廃止をすることを考えておられるから、3月に議案として出すということで、それでよろしいんですね。

○吉岡光総合病院総務課長

はい、そのとおりです。

○大田委員

そのときにはもう少し詳しくこの経緯のほど説明のほどよろしくをお願いします。

以上です。

5 建設部関係分
(付託事件審査)

①議案第68号 令和7年度光市一般会計補正予算(第4号) [所管分]

説 明：山本道路河川課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

債務負担行為っていうか、変更があった3年前の令和8年度までにということで説明を受けたんですが、どのように変更があったのか。

○山本道路河川課長

債務負担行為の3,000万円でございます。

これは令和7年度に予定していた過年度に移設した橋梁の補修に支障となる鉄道の電気設備の復旧を令和8年度に実施するため、この復旧費用の3,000万円を今回、債務負担行為として設定するものでございます。

以上でございます。

○大田委員

工事が少し延びたからってということと思うんですが、それで電気の付替工事が遅れたということで債務負担行為になったという解釈になるわけですが、それでよろしいんですかね。

○山本道路河川課長

今回の債務負担行為につきまして、令和7年度事業の補修工事の委託は財源に国の補助金を充てているわけですが、令和7年度につきましては、市の要望に対して満額となる国の補助金が交付される見込みが少ないことから、工事委託一部を令和8年度に実施することで、新たに令和8年度に国の補助金を申請するものでございます。

国の補助金を財源とすることで、市の財政に有利となるよう、年度間で事業費などを調整するものでございます。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) その他(所管事務調査)

報告：①市営松中住宅建替基本計画（案）中間報告

説 明：沖本建設部建築担当次長 ～別紙

質 疑

○新見委員

それでは3点質問させていただきます。

まず、初めにページ19ページのところで、今回の計画では3DKが2戸という計画となっておりますが、子育て所帯や若年層世帯の定着を図る上では一定数広めの住戸を確保することも重要だと考えております。

本市の市営住宅全体の応募倍率や入居待機者の傾向を踏まえとき、3DKの需要をどのように評価されているのか。また、将来的な人口動態や若い世代の流入促進の観点から見て、今回の3DKの戸数が長期的に適切だと判断された理由についてお示してください。

今後の需要の変化に応じて住居構成の見直しが可能なのか、柔軟な対応についても併せてお伺いします。

○沖本建設部建築担当次長

3DKの戸数の想定につきましては、新住宅へ移転を希望する入居者の世帯構成から2戸としております。本計画策定の初期の段階では、多世代向けに3DKをプラス3戸程度を設けることも考えておりましたが、周辺の近隣の市営住宅、汐浜2区住宅でありましたり、みたらい住宅でありましたり、中央住宅といった住宅が室積地区内にございますが、これらの住宅は全て3DKとなっておりますので、必要とされる戸数だけを整備することといたしました。

また、将来を考えて、今後、住戸構成の見直しが可能なのかということですが、本計画は松中住宅のほか2つの市営住宅の集約・再編による建て替えのための計画で、入居者の移転先を確保しながら総管理戸数の縮減を図ることを目的としておりますので、そういった観点での見直しにつきましては今のところは考えておりません。

以上でございます。

○新見委員

3DKについて2戸ということで、今、計画されている本件については理解できました。

続いてですけども、エレベーターについてです。

松中住宅の入居者は高齢の方が多いため、バリアフリー対応の観点から見ても、四階建てで計画されてある新住宅Aについてはエレベーターの設置が必須だと考えますが、いかがでしょうか。

○沖本建設部建築担当次長

計画書27ページのところで配置計画として、新住宅A、四階建ての住宅のほうですが、こちらの住戸プランの図面を載せて掲載しております。こちらの図面のちょうど真ん中の上あたりに「E L V」という表示があると思いますが、これがエレベーターでございます。仰せのとおり、こちらの住宅は四階建てとなりますので、バリアフリーの観点からエレベーターを設置するように考えております。

以上でございます。

○新見委員

はい、了解しました。入居者の方につきましては高齢の方や足が悪い方も多くいらっしゃると思いますので、エレベーターの設置されることを確認でき安心いたしました。

続いてもう一つ、最後の質問ですけれども、松中住宅の建て替え後に生じる未利用敷地の扱いについてお伺いします。

現在123戸から、新住宅Bについては8戸への大幅な戸数縮減となる計画であるため、既存住宅の除去後には相応の余剰地が発生すると考えられます。この未利用敷地について市としてどのようなお考えをお持ちなのかお示してください。

また、その考えに即したスケジュールなどありましたら、お示しできる範囲でお答えをお願いいたします。

○沖本建設部建築担当次長

松中住宅建替事業の後の、今の松中住宅が建っていた土地の跡地利用に関する質問だと思いますが、現時点では具体的にはまだ考えておりません。

これまでに用途廃止しました住宅と同様、市営住宅以外で行政財産として活用する予定がなければ、行政財産から普通財産へ変更をすることになるかと思っております。

スケジュールにつきましても今のところお示しできるものはございませんが、今後、事業の進捗状況を見ながら考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○新見委員

解体後についての普通財産に移行するというところで理解いたしました。

質問は以上になります。

○田中委員

2点、お聞きできたらと思っております。

まず30ページを見ていただいて、駐車場のことについて建設戸数分の駐車台数を確保しますとあるんですが、現状の保有状況、今住む方が移動されるということで、その辺の状況把握も含めて教えていただけたらと思っております。

○沖本建設部建築担当次長

松中住宅におきましては、現在、駐車場として提供しているスペースはございません

ので、現在の入居者の車の保有台数につきましては把握をしておりません。住宅敷地内の空いたスペースに駐車された車の台数を見る限りでは、駐車スペースが足りないというような状況ではないというふうに思っております。

○田中委員

今の状況を見ると足りなくはないということなんですけども、仮に1戸1台になったときに、2台目以降の車を持たれている方、また2台目以降を持たれる方っていうのがいらっしまった場合、どのような対応になるのか教えていただけますか。

○沖本建設部建築担当次長

新たに整備する住宅の駐車場につきましては、1戸につき1台を想定しております。入居者のほとんどが単身または2人世帯となると思いますので、1戸に1台あれば不足することはないと考えております。もし仮に、今2台以上所有されている入居者の方がいらっしやれば、原則として近隣の駐車場等を借りていただければと思っております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。これ、ちなみに駐車場代っていうのはかかるんですか、想定として。

○沖本建設部建築担当次長

今のところ無料で考えております。

○田中委員

分かりました。

次に、32ページに概算事業費ということで紹介をいただいておりますが、よくこういうふうに有利な財源とか補助金の紹介がついてたりもするんですけど、その辺で想定があれば教えていただけたらと思います。

○沖本建設部建築担当次長

財源につきましては、国の交付金と地方債を活用する予定としております。具体的には、事業費の約45%が国の社会資本整備交付金で、残りは地方債の公営住宅建設事業債というのがございます、こちらのほうを見込んでおります。

以上でございます。

○田中委員

ぜひそういったものもここに表記していただけたら分かりやすくなりますので、お願いしておきたいと思います。

以上です。

○西村委員

それでは2点ほどお伺いをさせていただきます。

計画の13ページから、現入居者の意向調査の結果というものが示されておりまして、56世帯のうち32世帯が新しい松中住宅に転居を希望されていると。その中で14ページの問いに、賃料の許容額というところがあるんですけども、これは今の入居者の許容額の希望ということで理解をしておるんですけども、実際この建て替えをすると、この入居の希望の金額に沿った賃料のアップということにはならないんじゃないかなと思います。まあ世帯の収入とかそういったものによっても変わるというふうに思っています。

なので、そういう今想定されているこの32世帯が希望している許容度と実際に賃料が上がるもの、これが許容度を上回るケースというのが今想定をされているのかということと、もしある場合はそれがどれぐらいの世帯数なのかというのを教えていただければと思います。

○沖本建設部建築担当次長

新たに整備する住宅の家賃については、今のところ岩田駅前住宅建設時の家賃相当になるのではないかと考えております。具体的には2万1,000円から4万2,000円程度になろうかと思いますが、これを先ほどの14ページ、入居者が今希望している家賃の許容額、これと比較してみますと、この入居者32世帯のうち約8割程度の方が希望されている許容額、これを上回る結果となろうかというふうに想定しております。

以上です。

○西村委員

そのあたりはこれから詰めていくんだらうというふうに思うんですが、その実際にじゃあ8割の方が希望されている金額よりも賃料が高くなるということが想定をされている中で、この32世帯が結果的に減るということは、これを想定されているのかというのを伺いたします。

○沖本建設部建築担当次長

家賃が上がることによって新住宅へ移転を希望している入居者が減るのではということですが、新しい住宅の家賃については、これまで行った2度の入居者説明会の中で、5年間の家賃の軽減措置や、非課税世帯の家賃の減免措置などの家賃の軽減制度も加えて説明をしてきております。今のところ、家賃の面ではそういった影響は出ないのではないかと考えております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。そういった法則の説明もきっちりされた上で、理解をされているということで理解をいたしました。

もう1点、この配置計画についてなんですけれども、現在、これ鉄筋コンクリート造

の四階建て——まあA棟のほうはですね、先に取りかかるほう方が——というふうになっておりますが、やはり鉄筋コンクリートの四階建てというふうになると、先ほど同僚委員からもありましたが、エレベーターの設置、これにかかるランニングコスト、鉄筋コンクリート造なのでこれが役目を終えたときの解体費用というものがかなり高くなるんじゃないかなというふうに想定をされるところでございまして。

敷地が今の順番だとあれですけども、取りかかる順番とかを工夫したら、まあ平屋で32世帯建てたりするのは難しいと思いますが、二階建てとか、木造で配置計画をする、駐車場の配置計画をするということで、コストの削減とか解体費用、トータルで見たときのコストの圧縮というのが図れるんじゃないかなというふうに個人的には考えるところなんですけれども、そういったことも想定をされた上で現在のものが出てきていると思うんですが、そのあたりの検討の履歴というか、そのあたりを教えていただければと思います。

○沖本建設部建築担当次長

本計画は、新住宅のAと新住宅のBを段階的に建設をしていくという計画にしております。よって、なるべく既存の住宅が除却できないと新住宅Bはできないということになりますので、新住宅Aの戸数は多くする必要があります。しかしながらも、周辺的环境や周辺の住民に配慮する必要もありますので、同一敷地内にある汐浜2区住宅の規模以下とすることを基本として考えることにしました。

また1戸に1台の駐車場のスペースを確保することなど考えた結果、四階建ての24戸で計画することにしました。

また構造は、四階建てとなりますので、頑丈な鉄筋コンクリート造としました。

以上です。

○西村委員

承知いたしました。駐車場も含めた配置計画を適切に検討した上で四階建てが適当であると。その中で、やはり構造的なところを考慮されたということで理解をいたしました。

いずれにしても多額の事業費とランニングコストがかかるということが見込まれますので、なるべく、先ほども言うような起債の話もありましたが、コストが縮減できるようにまた努めていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○大田委員

今、この新松中住宅を見てみますと、汐浜住宅と松中住宅の住民しか入れないような戸数の市営住宅を建てられるような計画ではありますが、せっかく建てられるんならほかの人からも入られるような住宅を建てられるつもりはなかったのかどうかちょっとお聞きしたいのですが。

○沖本建設部建築担当次長

住宅の戸数の考え方、想定の方ですが、計画条件の整理13ページの中、住棟住戸供給条件等に記載をしております。

住戸数については、松中住宅の移転を希望する者の32世帯と、光市営住宅等長寿命化計画で示している、将来の需要推計から割り出した、市営住宅の必要戸数から計画しております。

室積地区において、令和13年度末に室積地区にどれだけの市営住宅があればいいのかという算定をした結果31戸となりました。先ほどの入居者の意向調査の32とほぼほぼ同じ数字でありましたので、32戸といたしました。

以上でございます。

○大田委員

アンケートを取ったら31戸、まあ計算したら室積地区は31戸で足るだろうと。それじゃから松中住宅は32戸にしてあるから32戸で十分足るだろうという計算で出されたようにお聞きしたんですが、新しく室積に入るために来られるお客さんのために建てるっちゃうのは、もうこの数字上出ないからまるっきり考えられなかったという答えなんですよ。

○沖本建設部建築担当次長

このたびの松中住宅の建て替えの目的については、松中住宅、南汐浜住宅、西之浜住宅、この3団地を集約・再編するというのが目的でございますので、新たに入居者を募るといったことは考えておりません。

以上でございます。

○大田委員

それと、13ページにもある他の市営住宅16戸、市営住宅以外8戸というふうには回答が出てるんですが、それに対する他の市営住宅の入居はもう希望するアンケートから随分たつたと思うんですが、いまだにまだ松中住宅ないし汐浜住宅に住んでおられるということは、他の市営住宅じゃったら移転してもよかったんじゃないかと思うんですが。

○沖本建設部建築担当次長

この他の市営住宅や市営住宅以外をこの意向調査で希望された方につきましては、昨年度より、移転補償費を出して、移転を進めております。

以上です。

○大田委員

いや、だから移転費を出される、それはありがとうございます。よろしくお願ひします、とまあ分かるんですが、他の市営住宅はいっぱい空いていると思うんですよ、それがいまだにまだ住んでおられると。他の市営住宅にどうして移られないのかなっちゃう

うのがちょっと不思議なわけですよ。

○沖本建設部建築担当次長

今のところ約15世帯程度はもう既に移動済みでございます。

○大田委員

そしたら残りの1世帯は、よく分からないですけど、他の市営住宅にもう移られちよると、15世帯と同じように移られちよると解釈したいんですが、なぜ残っちよるのか分からないんですか。

○沖本建設部建築担当次長

希望する市営住宅の空きがないということで残られている方もいらっしゃいます。以上です。

○大田委員

それで市営住宅以外の方は、これはまあ自分の家を建てられるか、民間の住宅かに移るんじゃないかと思うんですが、その方はいまだに住んでおられるんでしょう。

○沖本建設部建築担当次長

市営住宅以外の住宅へ移転を希望されている方も数世帯ほど残っております。これは、御自分の家族のお家でありましたり、老人福祉施設等でありましたり、その辺の空き状況でありましたり受入体制でありましたり、その辺が整うまではいらっしゃるといってもいいと思います。

○大田委員

これは何年度が最終目標だったですかね、新築は。

○沖本建設部建築担当次長

2期事業が全て終わりました、全ての住居を解体する予定が令和13年度となっております。33ページの事業スケジュールのほうになります。

○大田委員

そしたら、令和13年度までにはあれが希望するところに移られるし、残りの8戸も全部できると確信されているわけですよ。

○沖本建設部建築担当次長

令和15年度には恐らく全入居者のまあ新住宅へ行くにしても他の市営住宅に行くにしても、空きが出て全部の移転が済むのではないかとこの予測でございます。

○大田委員

それから32戸の希望するのを建てられるというんで、結構御年配の方もおられるんです。その方たちが——住民にとったら失礼な言い方なんですけど——空いた場合にはそこが空くと、住居が空くと。入居して1年以内に空いた場合、それのときには他の地域からでも入れるという気持ちはお持ちなんですか。

○沖本建設部建築担当次長

入居後に退居されるようなことがあれば、通常の市営住宅のとおりの扱いで公募ということになるかと思います。

○大田委員

すんなり行くといいと思いますから、ぜひよろしくお願いします。

○田邊委員長

他にありませんか。なければ、その他、建設部関係分に係る事務について、執行部に質しておきたい件がありましたら、順次、ご発言をお願いします。

○田中委員

すみません、市道の舗装メンテナンス事業についてお聞きできたと思うんですけど。緊急輸送道路や交通量の多い市道の舗装改修工事を計画的に実施ということで取り組まれていると思うんですが、改めて計画的な部分についての説明をいただけたらと思います。

それと、また計画図自体は作成されているのかどうかお聞かせいただけたらと思います。

○山本道路河川課長

市道舗装メンテナンス事業についてでございます。

この事業については、路面性状調査という舗装面の調査を行い、これにより、舗装のひび割れなどの老朽化が一定程度進むと判定した区間を事業の対象として交通量の多い路線や緊急輸送道路に指定された路線などを順次優先的、計画的に実施しているところでございます。

次に、計画図を作成しているかとの御質問でございます。

市道舗装メンテナンス事業を計画的に進めるために、また、計画の進捗管理を目的とするということで、資料として作成をしております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。まあ外には出てないけど、内部では持たれてそれに沿ってやっているという理解でいいんですか。

○山本道路河川課長

内部で資料として作成し、事業を進めています。
以上でございます。

○田中委員

分かりました。判定した上で優先順位をつけてやっているの、それに沿ってやられているということで理解しました。

これは舗装メンテナンスなんですけど、修繕とかも含めて、市道がまあ至るところが傷んでいて補修等をしてほしいという声をよく聞くんですけど、優先順位がよく見えない部分があって、何でここ傷んでいると思っているのにこっちが先になったんだろうなというのを市民の方からもよく聞かれるんですね。以前からほかの議員からも出ているんですけど、光駅から浅江神社までの旧道沿いの市道が物すごく傷んで困っているんだっていう声をお聞きするんですけど、その部分についての改修の計画というか、見込み等についてお聞きできたらと思います。

あと、もしどういう判断をされているのかっていうのがあればお知らせいただけたらと思います。

○山本道路河川課長

それでは市道に関して舗装の整備、補修ということで、どういったことでしているかということで、方針の御説明をさせていただきます。

まず、老朽化などによる損傷が進む市道の舗装に対する対応について、3つに大別して説明させていただきます。

まず1つ目は、先ほど申しました舗装メンテナンス事業として、舗装面の調査結果に基づき選定した、例えば、中央町線や汐入線、高尾鍋倉線などの路線のうち、一定の区間を対象に、通行量の多い路線や緊急輸送道路に指定された路線などを優先的に順次、舗装の改修・改築を進めております。

次に2つ目、舗装メンテナンス事業の対象外の区間につきましては、現地において舗装のひび割れ、下がり、剥がれなどの損傷状況、交通量などの周辺環境、損傷の進行速度や進行度、これまでの補修の履歴などを総合的に判断し、損傷が進む一定の範囲の舗装の整備を行っております。

最後に3つ目でございますが、これは全ての市道を対象に、舗装の剥がれによるポットホールや舗装のへこみなど舗装の損傷が急速に進み、安全な通行に支障が生じるような損傷については現地を確認の上、状況に応じて、先に御説明しましたものに比べると小規模な常温合材による補修や加熱合材を使用したパッチングと呼ぶ部分的な補修や修繕などの対応を行っております。

このように、それぞれ異なった状況を総合的に判断し、現地の状況に応じた適切な工法を検討し、効率的な対応を行っているところでございます。

次に、御質問いただきました光駅から浅江神社までの市道の舗装の改修などにつつま

しては、安全な通行に支障が生じた場合またはその恐れが特に懸念される場合は、先ほど申しましたように、アスファルトの舗装面のひび割れ、剥がれ、下がり具合やこれらの進行状況、進行速度などを総合的に判断し、効率的な補修を行っており、御指摘の浅江神社から光駅までの間の市道島田虹ヶ浜線につきましては、特に舗装の損傷が進んだ浅江郵便局付近、県道光徳山線の東側になろうかと思いますが、この箇所について、今年度舗装の整備工事を実施したところでございます。

その他の箇所につきましても、先ほど申しましたように、現地の状況を確認した上で、必要に応じその状況に合った対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

今、判断基準をお聞かせいただきました。まあポットホール等は緊急的に直すという部分があるので、2番の中でどれだけ当てはまって優先度があるかっていうお話だと思うんですね。

具体的に、今、光駅から浅江神社までを挙げる中で、今、郵便局の筒井のほうを少し直したんだというお話があったんですけど、ほかの区間については状況を確認して適切に対応していきたいということなんですけど、現時点でも声が出て相当傷んでいる状態がずっと続いているんだと思うんです。現時点でも状況を確認していらっしゃるはずなんです。限られた予算の中でやっていくっていう部分で、優先順位が出てくると思うので、当然、じゃあいつの段階でやるっていう計画が見えてくるようになると思うんですけど、現在の確認状況というのはどういう判断をされているんですか。

○山本道路河川課長

島田虹ヶ浜線、先ほど言われました区間につきましては、ひび割れの多いところ、下がりの多いところ、またはその両方、それぞれの特性があるように現地を確認しております。この状況を先ほど申しました総合的に判断した上で、舗装の時期と言いますか、こういった補修を行っていくか、こういったところを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○田中委員

すみません。ということは、現地での舗装の必要があるなということは認識されているっていう受け止めでいいんですか。

○山本道路河川課長

一定の損傷というか劣化が進んでいるということは認識しております。この補修については、いつどのタイミングで実施するか、通行の安全等を見ながら判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

まあ繰り返しになるのであれなんですけれども、ドライブレコーダーが作動するぐらいもう傷んでいる状況がありますので、ぜひ優先順位というか計画というか、まあ声も多いので改修というか、補修に取り組んでいただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

あともう1点、すみません。今、市道の草刈り等いろいろ委託を行っていると思うんですが、その中で、対象エリアの面積等から積算して発注を行っているらっしゃると思うんですけど、その部分で間違いはないというか、全部積算したやつを積み上げた金額で出されていますか。

○山本道路河川課長

草刈りの委託業務を発注する際の予定価格の設定ということだと思います。

この点につきましては、県が示す積算基準などにより、算出した積算単価に対象面積を乗じて価格を算出しているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

はい、分かりました。今のお話で、対象エリアの分は全て積算の中に入れて出しているという理解をさせていただくんですが、物価高騰とか人件費高等等ありますが、新年度予算も迫ってきてますけど、その辺も全部配慮して同じ面積を出すのであれば、金額がアップして出ていくものという理解でよろしいですか。

○山本道路河川課長

予定価格の算出に当たりましては、可能な限り最新の労務単価や資材価格、これにより積算を行っているところでございます。そして効率化を図れるように、できるだけ最適化というか、職員でやる部分、委託に出す部分、そういった部分を交えながら委託として発注しているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

理解しました。その視点でまた予算のほうを見させていただけたらと思います。

○西村委員

それでは2点ほどお伺いをさせていただきたいんですけれども、道路の維持管理、修繕についてお伺いをさせていただきます。

今、山口県のほうでは、総務省の広域連携による市町村事務の共同実施モデル構築事業というものの採択を受けて、県と周南市・下松市・光市の周南3市の連携による道路の維持管理業務の効率化、高度化について検討が進められているというふうに認識をし

ております。

現在この県の事業は、要するに、今それぞれ周南市・下松市・光市が持っている通報アプリのシステムを構築をして、まあ県道とか国道とかそういったものの振り分けを適切に行うという趣旨のものであるんですけども、現状の確認からいきますが、光市の公式LINEアプリを通じて道路の通報が寄せられていると思いますが、これで今、県道とか国道とかに関する通報も寄せられているのではないかなというふうに思います。

まずは、市道以外の通報の状況がどのように取り扱われているのかお尋ねをいたします。

○山本道路河川課長

公式LINEアプリや、または直接電話で、道路河川課に道路の異常に関する情報がもたらされます。このうち市道以外の国道や県道に関する道路の異常に関する通報がもたらされた場合は、通報の内容を確認し、道路管理者である国、県、それぞれの各所管に電話連絡をするとともに、通報内容によっては地図や写真などをメールに添付し送信するなど、早急な対応につながるよう情報の提供と共有に努めているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。今現在は市のほうで取扱いをして、それぞれに報告をしているという状況かと思えます。

これが先ほど言った広域連携による市町村事務の共同事業モデルの構築事業、これを受けて今後どのように道路の維持管理が進められていくのか。今もし示せるものがあれば方針等を教えていただければと思います。

○山本道路河川課長

先ほど広域連携に対するモデル事業ということで御紹介をいただいたところでございます。これは、県道や市道の異常に関する通報などの情報を一元的にデジタル化し、蓄積する新たなシステムを構築するものでございます。

この新たなシステムでございますが、先ほど御説明がありましたように、県と周南市、下松市の道路を主体とした市民や通行者などからの通報を集約し、一元管理するものと聞いております。それぞれの県や市において閲覧可能な情報共有システムであり、来年度から運用される見込みとのことでございます。

本市におきましても、県や周南市、下松市と同様に、このシステムを運用することで、これまで県への電話やメールの送信といった事務の軽減と、的確な情報の提供につながるものと期待しているところでございます。

今後の運用につきましては、システムの構築状況を踏まえ、その対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。県道の部分は県の事業でありますので、そういった部分は情報が一元管理で集約されていくということで理解をいたしました。職員の皆様の業務の効率化ということもありますし、そのあたりはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

通報アプリの件でいろんなところから通報が寄せられていると思うんですが、先ほどの島田虹ヶ浜線でしたかね、そんなのも含めて、いろんなところからの通報、通報したけれども対応が見られないというような声も実際に結構な件数が私のところには届いております。周南市さんなんかを見てみると、通報した内容に対しての返答というか、こういう対応をしましたというものがホームページに公開をされております。本市においても、やはりそういった通報をいただいた、対応をした、で、対応が電話で国とか県にお願いをしたとか、そういった内容でもやはりホームページに記録として市民の皆さんに公開をしていくべきであろうというふうに考えています。

そういうデータを積み上げていくことで、行政が思う優先順位というのと市民の方が思う対応してほしい部分というものもデータにできるのではないかと、まあ見えるようにデータができるんじゃないかというふうに思っています。

なので、ぜひこういった一元化というものも含めて、通報をされたものに対する対応の履歴というものは——もちろん内部ではつけていると思いますが——それをホームページに公開するなどして、適切な管理に今後も努めていただけたらというふうにお問い合わせをさせていただきたいと思います。

○井垣委員

市内の国道沿いの信号のところの交差点の交通標識について、1年前にお願いしまして、それが例えば、市役所の前の交差点のところ正面に正門町という標識がきれいに貼ってあります。どうもありがとうございます。それと、戸仲という標識が2つ続いてたんですけども、こちらから言うと室積側の戸仲の標識が外されて、戸仲っていう交差点は1つになっております。あと、国道の188号線の「1」「8」「8」っていう文字が完全に消えていたんですけども、それも浅江と室積とその途中の3箇所できれいになっております。

最近は見板自体を交換するんじゃなくて、上からシールを貼るそうで、きれいにシールが貼られてまして、毎日市役所に来るのがすごく楽しみになっております。どうも本当にありがとうございます、お礼を言いたいと思います。今まで動かなかったものを動かしていただきまして、これ国道なんて国の管轄、国交省だと思うんですけども、どうもありがとうございます。

ところで、今から言う箇所のところはまだ残っております、なぜか全部やってくれませんか、残っておるのでもう1回お願いをしたいと思います。

まず、室積という交差点名が2箇所あります。あれを1箇所外してくださいということです。

あと交通標識、相生町、新開、中央町、これがほとんど見えない状態になっておりま

す。ここの部分も改めてまた再度、今度次はまた5年待って10年待ってっていうんじゃないなくて、1年に1回でもいいから更新してほしいということでまたお願いしていただけるでしょうか。

○山本道路河川課長

道路標識の見えにくいという国道に関する案件でございますが、これは国土交通省山口河川国道事務所のほうには随時お願いをしているところでございます。

今回言われた箇所につきましても、その一部についてはもう既に国土交通省のほうにお願いはしているところでございます。今回は対応は難しいんだけど、また検討してまいりたいというふうな回答もいただいているところでございます。引き続き国土交通省のほうにはお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井垣委員

どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

○大田委員

虹ヶ浜線の海岸線のところに随分歩道に車が駐車されてるんですが、あれは市道だったと思うんですが、その管理はどういうふうにされているのかちょっとお聞きするんですが。

○山本道路河川課長

虹ヶ浜沿いの市道浜線のことを言われているのだと思います。

この区間につきましては、駐車禁止等の規制はかけられてはいないと認識しているところでございます。

○大田委員

歩道に乗り上げて駐車オーケーなんですね。

○山本道路河川課長

規制につきましては、警察署、公安委員会のほうの管轄となりますので、その辺の規制についてはちょっとお答えが難しいところでございます。

以上でございます。

○大田委員

いや、あそこんところ、車道じゃなくて歩道に完全に乗り上げちよるんじゃ、四輪が。それを規制も何もかけられないでオーケー、後は警察の問題にすると。それで市は、どこでもまたそういうところがあったらオーケーなわけね。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○山本道路河川課長

道路の歩道部に関する駐車規制ということでございます。

歩道部に止めている車に関する規制取締りについてはやはり警察、公安委員会のほうの所管になりますので、そちらのほうと話しをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

その歩道ないし車道はすごい砂で汚れてるんですよ。その清掃はどねえなるんですか。

○山本道路河川課長

島田虹ヶ浜線の清掃につきましては、清掃車で車道の清掃はかけておるところでございます。歩道につきましても今後現地を確認した上で、対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

清掃車で砂を除去してるという理解なるんですが、いいですかそれで。

○山本道路河川課長

これは主に車道部でございます。車道部に松の葉が落ちたり、そういった清掃ということで清掃車をかけて清掃をしてるところでございます。落ちた松葉についても、一部はその清掃車のほうで清掃できるように集めたりしておるところでございますが、砂等につきましては現地を確認の上、こういった対応ができるか、検討してまいりたいというふうに考えております。

○大田委員

それに伴いアスカーブとか路肩に泥がたまって、草刈った後でも泥がたまって、以前もお聞きしましたが、泥がたまって草がまた余計生えて道路幅が狭くなっているんですよ。そこんところは今後どうされるつもりか。

○山本道路河川課長

これも以前に御指摘というか御質問いただいたところでございますが、通行の安全に支障になるかどうか、こういった観点を踏まえて現地を確認の上、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

まあ安全かどうかで現地を確認されると言うておられたんですが、道路の端のほうには、自転車ないしバイクか、原付自動車ちゅうんかな、あれが通るんですよ。どうしても道路の端のほうにそういうのが止まっていると道路の中央側に寄ってくるんですよ。それでそれを追い越して車が行こうとすると、対向車が来たときなんかで非常に危険な目に遭うわけですよ。それだから余計に道路を狭く感じるんですが、いかにも早く道路にたまった土砂といいますか泥といいますか、のけてもらいたいと思っているんですが、その対策は現地を確認してやるとか言われておったんですが、一刻も早くのけてほしいんですが、そのような対応をされていないように思うんですが、いかにお考えかお教えください。

○山本道路河川課長

できる限り早く対応してほしいという御意見としてお伺いしておきます。それを踏まえて、現地を確認し、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひとものけてください、対応してもらおうようお願いしたいと思います。

また、行政財産といいますか遊休地といいますか、土木のほうで遊休地を持っておられると思うんですが、その場所と面積と、経過はどのくらいたっているのかお教え願いたいと思います。

○秋友監理課長

ただいま市として遊休地を確保していることについて、御質問をいただきました。

市として、円滑に道路整備事業を進めるために、代替地として遊休地を11区画を所有しているところで、令和6年から4区画の払下げが行えるよう所管替えをしたところがございます。

このことから、監理課として引き続き遊休地の所管替えが行えるよう整理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

面積やら経過とかいうのはお教え願いますか、場所やらも。

○秋友監理課長

遊休地の面積及び場所ということですが、光井8丁目925—14、こちらについては旧緑ヶ丘団地内の土地になります。面積が281m²、そして次に室積5丁目339—5番、こちらについて面積は26m²になりますが、市道北町線道路改良事業整備の代替地として確保していたものでございます。次に島田1丁目31—3番、島田1丁目115—12番、こ

ちらについては虹ヶ丘森ヶ峠線道路改良事業と残地としまして合わせて、211m²の代替地がございます。次に、室積東之庄2431番9について面積が157.88m²。そして室積東之庄2341番6、面積が222m²。続いて、室積東之庄2431番3、面積が109.83m²。続きまして、……そうですね、すみません、今、私が申し上げたのがちょっと誤っておりました。一番最初の925番14、そして室積5丁目339番5、島田1丁目21番3、島田1丁目115番12、こちらについては代替地ということで……

○委員長

暫時休憩いたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○秋友監理課長

遊休地についてでございます。

遊休地については、代替地として所有している場所が、現在7か所ございます。

以上でございます。

○大田委員

その遊休地が7か所あり、それが代替地の位置ということでございますが、それは今後活用できる予定があるのかないのか。

○秋友監理課長

遊休地の活用についてでございます。

現在、遊休地は7か所あるということで御説明させていただきましたが、この遊休地については、登記簿に沿った形で座標点の打設が必要であることから、7か所の土地については、まだ登記簿の処理ができておらず、所管替えを行える状況ではないことから、今後もこの遊休地について所管替えできるように整理を進めていきたいと考えております。

○委員長

大田委員、1時間たちましたがどうですか。まだありますか。まだもう少しならこのまま行きますよ。（「もう一つ」と呼ぶ者あり）

○大田委員

それで、それは何年ぐらい前から遊休地になっているのか。

○秋友監理課長

今現在、道路建設部で所管している遊休地ということで、一番古いもので平成5年からの残地になります。

以上でございます。

○大田委員

今、古いもので平成5年からというふうに言われたんですが、随分長いことたっていると思うんです。もうそのぐらい長いことたったら、もう代替地も何もないんじゃないかというふうに我々は感じるわけですよ。ちゅうたらもう持ちちよっても、まあ言い方が乱暴かも分かりませんが、持ちちよってもしょうがないと。民間活用してもろうたほうがあえんんじゃないかと思うんです。そここのところのお考えはあるかどうか、ちょっと。

○秋友監理課長

先ほど、私が「建設部」と申し上げましたが、「道路河川課」の誤りでございます。申し訳ありません。

次に、平成5年から遊休地があるということで随分長いのではとご指摘をいただきましたが、こちらについても再度、道路河川課、監理課で処理を進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと考えています。

○大田委員

年間維持はどのぐらいかかったんですか。

○山本道路河川課長

先ほどからの土地の維持ということで、基本的には草刈りというふうになろうかと思えます。これについては市の職員で適宜管理をしているところでございます。したがって、委託料などといった歳出という部分は出ておりません。

以上でございます。

○大田委員

まあそりゃあ職員が刈るから委託料、直接の金は出てないかも知れませんが、職員さんの給料としても税金が使われているわけですからね、それなら要するに行政処分してもらって、経費がかからないようにしてもらうのが私は当たり前じゃろうと思ってますから。それでなくても光市は予算がないない言っておられるわけでありますから、ぜひそこところはよろしくお願ひしたいと思えます。

もう一つ、私、室積江ノ浦の国道188号線沿い、まあ室積2丁目ですかね、敷地が何年前に購入されて、いまだに空地になっちゃるんですよ、今恐らくそれがなかったんですが。そのときに江ノ浦都市計画道路の新設されるようで、購入されたというふうにお聞きしてるんですが、いまだに着工されていないし、空地のままなんです。そこそこはどのようなふうにお考えかをお教えください。

○山本道路河川課長

国道と関係する江ノ浦地区の道路のことだというふうに今お聞きしました。

この道路につきましては交差点等、国との協議において様々な課題がございます。これにつきまして国と話したり調整をしているところで、協議がまとまっていない状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

国道と話しているというふうにお聞きしたんですが、まあ国道、国と話して今後進めてもらいたいと思うんですが、その裏に新しい家が建ちよるんですよ、延長線上に新しい家が建ちよるんですよ。それをのけるとしてもまた大変じゃろうと思うんですが、あの江ノ浦都市計画道路ちゅうのはどねえなちよるんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山本道路河川課長

先ほどから、江ノ浦地区道路について御質問を受けているところでございます。

江ノ浦地区道路につきましては都市計画道路ではございませんが、この計画については、国道との交差点部の構造について、国土交通省山口河川国道事務所や警察と継続的に粘り強く協議を進めているところでございます。引き続き粘り強く、継続的に協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうにずっと空地のままおるといのはどうかと思います。そやから、ちゃんとした初めから計画を立て、よそとの協議なんかもちゃんと済ました後でその計画を進んでいくように、買収なんかも進んでいくように今後は努力していってもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

6 都市政策部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第68号 令和7年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明：北川都市政策課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

28ページの公園整備事業で、寄附を頂いたのでその寄附でインクルーシブな砂場を設置するという説明でございましたが、場所やら大きさやら維持管理についてちょっともう少し詳しく説明してほしいんですが。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

公園整備事業のインクルーシブ遊具の設置場所についてでございますが、冠山総合公園のイベント広場の一角に設置することとしております。

インクルーシブな砂場ということで、地面と同じ高さではなくて、テーブル状の砂場で高さが57cmと77cmぐらいの既製品の砂場を設置する予定としております。

維持管理につきましては、冠山総合公園は指定管理者制度を導入しておりますので、指定管理者において維持管理を行うということでございます。

以上でございます。

○大田委員

55cm、75cmとたしか言われたですいね、たしか。それで四方形なんですか、それとも……ちょっと形が頭に浮かばないんですが、ちょっと説明願えませんか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

地面から57cmと77cmの高さで円形のテーブル状になっておりまして、大体1mぐらいのものが2段あるという形で、支柱に設置してありますので車椅子などでも利用できますし、未就学児でも利用でき、向かい合いで親子で一緒に利用できるということで、誰もが利用できる砂場ということで設置を予定しております。

以上でございます。

○大田委員

今、直径1mの円形言われたですかね。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

1m程度の楕円形のものでございます。

以上でございます。

○大田委員

じゃけえ55cmと57cmの2段で、楕円形の1 mぐらいのが2つ、深さはどのぐらいなんですか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

テーブル状の砂場で10cm程度深さの砂が入っているものになります。それが2段あるということでございます。

以上でございます。

○大田委員

なかなか想像できないんですが、その砂場でどういうふうな遊びをするという思いでつくられるんですか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

砂場では、冠山総合公園の子どもの森は傾斜地に既設の遊具が設置してありますので、未就学児などが登れなかったりすることがありますので、平らなイベント広場で未就学児が立ったまま利用でき、また、車椅子の方でも利用できるというところで設置を予定しております。

以上でございます。

○大田委員

なかなかちょっと発想がなかったんですが、いきなり言われて、あっこねえなんかと思ったんですが、ほう10cmぐらい、ふーん。

それは、イベント広場の場所は多分今の想像で言うんですが、あそこの遊具があるところの下んところにつくられるんじゃないろうとは思いますが。そこで、……砂は、要するに川砂の目の細かいのを入れて、遊ばれるという思いなんですね。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

委員仰せのとおりでございます。

○大田委員

砂場というのは結構維持管理も難しいと思いますから、そこんところをよく考えてやってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

また、その下の調査業務委託料1,300万円、何か調査業務委託料というふうに繰越明許になっておるんですが、補償費というふうにお聞きしたんですが、ちょっと詳しく説明願えませんか。

○北川都市政策課長

調査業務委託料についてのお尋ねでございますが、説明の中で、私、今回南北自由通

路の整備に伴い支障となる鉄道施設の移設などに必要な補償金の算定というふうに申し上げたかと思えます。

今回、私どもが整備いたします南北自由通路は市が設置するものでございますが、その設置場所というのは鉄道事業者が有する土地及び施設等の上空を通りますが、通すときには一定程度鉄道事業者が所有する設備等を移設ないしは撤去する必要があるがございます。人様の財産に手を加えるということになりますので、それ相応の補償金をお支払いする、そのための費用を算定するためのものでございます。

以上でございます。

○大田委員

うーん……鉄道の線の上を通るから、その移設ないし撤去をするから、その補償費と調査委託料をするための補償費というふうに今理解をしたんですが、今までその計算とかいうのは、今までコンサルタントさんに1億約二千万円近く出されて、またそれをプラス7,800万円ぐらいも出されておるんですが、そのときの計算ちゅうのはされなかったんですか、今までの中で。

○北川都市政策課長

以前、令和3、4年度に基本設計をしておりますけれども、その際にはその業務の中で一体的にやっております。

今回につきましては、基本設計を改めて行い、南北自由通路の位置等を改めて設定したということで、補償の範囲等もまた変わりますことから改めて算定を行うというためのものでございます。

以上でございます。

○大田委員

まあ位置が大体の位置は同じぐらいのところに設置されるじゃろうと思っておるんですが、それがはっきりしなかったから、このたび1,300万円の補償費の調査業務委託料を再び上げたということで理解してもよろしいですかね。

○北川都市政策課長

当初の基本設計で想定していた南北自由通路の位置から、今回4mほど西にずらすことで設計を行っております。当然その4mずれるということで、補償対象となる範囲が変わるということでございますので、このたび1,300万円の調査委託料を上げさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○大田委員

具体的には高压電線というんか、あれを移動せんやいけんからというまあ具体例としてはそう思ったんですが、それでよろしいんですかね。

○北川都市政策課長

委員仰せのとおり電線も当然かかりますが、駅舎の一部も今回除却をさせていただきます。その他電気だけではなくて通信施設についても一部支障があると。また当然、電車が通るとなってくれば信号とかもあるんですが、その信号施設等設備についても一部支障となる見込みということで、機械設備などが含めて対象になるということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○大田委員

まあまあちゅう感じで、納得し難いところがあるんですが、納得せんにゃいけんのかなっちゅうのもある。まあ、しょうがないかなっちゅうのもあります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①光駅周辺バリアフリー基本構想（案）中間報告

説 明：北川都市政策課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

3点お聞きできたらと思います。

まず1点目が29ページ、先ほど少し説明があったんですが、図のほうの生活関連施設の囲み線と重点施設地区の囲み線の違いが、まあ今回の資料からはちょっとなかなか目で見て分からない部分があったので、分かるように説明をいただけたらと思います。

○北川都市政策課長

なかなか白黒ということもあって分かりづらいということなので、改めて御説明をさせていただきます。

29ページの下の方でございますけれども、南口の駐車場と逆の北口の駐車場、停車場、つまりプラットフォームを含む光駅の南口駅舎、そして北口駅舎、そして駅前交番を囲っております。このうち北口駐車場と駅、交番と南口の駐車場、こちらについては生活関連施設ということで御説明をさせていただいたところです。

今回は白黒でお示しをしておりますけれども、実際にはホームページ等でお示しする際にはカラーで表示をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

すみません、ちょっと僕の理解力がないのかも。丸囲みと四角囲みのところは生活関連施設、全体を囲んでいるのが重点整備地区っていうことなんですか。

○北川都市政策課長

施設というのは、まず生活関連施設というのが高齢者や障害者等が日常生活等において利用する「施設」のことです。説明の中で申し上げた右上の北口駐車場、駅舎とプラットフォームを含む光駅、それと南口駐車場、それと駅前交番、この4つが生活関連施設というものでございます。

重点整備地区につきましては、ちょっと薄い外側の線で囲ってあると思うんですけども、光駅拠点整備事業の整備範囲と同一ということで整理をしております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました、理解できました。ホームページ等はカラーであるということなので、それを見る方には分かりやすくなるんだらうなということで理解させていただきます。

次に31ページを見ていただきまして、実施すべき特定事業及びその他の事業ということでございます。先ほどプラットフォームのかさ上げ等、エレベーターのほうもお話がありましたけど、この文書の中に「各特定事業の事業者は、本基本構成に基づいて具体的な事業内容を定めた事業計画を作成することになります」と書いてあるんですが、この実施の予定時期については表記があるんですが、この計画策定についてはいつまでかというところがなかったので、その辺について説明いただけたらと思います。

○北川都市政策課長

特定事業計画の策定期間についてのお尋ねでございますけれども、こちらにつきまして特に法定でいつまでに定めなさいという期限というのは明示されておきませんが、国交省のガイドラインにおいては、基本構想——こちらの今回の基本構想ですけれども——基本構想の策定後、可能な限り速やかに、おおむね1年以内に作成することが望ましいということで示されておきますので、これを踏まえてそれぞれの事業者になるべく早く速やかな計画策定を求めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。これ計画に載ってるからという部分もあるんですけど、まず定めたときにそういった計画は市民や議会に公表とか報告があるものなのかっていうところが1点と、あと計画にも記されているんですけど、事業者との合意は得ているものかっていうところでお聞きできたらと思います。

○北川都市政策課長

まず、報告公表の義務というところがございますけれども、現時点で決定しているものというのはございませんが、道路管理者が定める道路特定事業と——今回の場合は光市になるんですけれども——あと公安委員会が定める交通安全特定事業計画、この2つについてはバリアフリー法上、事業計画を定めたときは遅滞なくこれを公表するように努めることとされておりますことから、これを踏まえた対応を検討することが想定されるのかなど。具体的には、例えばホームページとかというのが想定されるのではないかと考えております。

その他の事業計画につきましては、この2つの特定事業の対応とか、他自治体、先進自治体の対応等を踏まえて検討することになろうかと考えております。

あと、各事業者と合意を得ているのかというお尋ねでございますけれども、このバリアフリー基本構想、特にこの特定事業の章の作成につきましては、事業計画の策定や事業の実施といった必要性が生じますことから、関係事業者と適宜協議や調整を行った上でこのたびの中間報告をさせていただいておりますので、ここに記載しているところについてはおおむね協議が整っていると御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。合意は得ているという前提ということで理解をさせていただきます。

公安委員会以外のいわゆるJRさんとかの事業者のほうの公表の部分については、他自治体を参考に検討というようなお話があったんですけど、ちょっと他自治体がどういう対応をされているのかというのは私も知らないもので、一般的にどうなのかっていうところと、やっぱりこれを、プラットフォームのかさ上げとかについてはすごい市民の方も関心を持っていらっしゃるって、まあどういふふうになるのか知りたいという部分があるので、何かその辺について他自治体の状況と、光市としてどうするのかっていうところをお聞きできたらと思います。

○北川都市政策課長

他自治体の状況につきましては、ちょっとすみません、現時点で把握はしてないんですけれども、他自治体で公表されているのであれば、当然鉄道事業者の同意というのは得られる可能性も高いことから、そういったところで公表されているのであればそれを参考に公表ということで交渉、協議をしてまいる必要があろうかと考えております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。ぜひ公表いただけるように取り組んでいただけたらと思いますので、お願いいたします。

また、この計画を作成するのもコストがかかると思うんですが、そのコスト自体は誰が負担するのかお聞かせいただけたらと思います。

○北川都市政策課長

それほど過重なコスト負担が生じるような特定計画の内容とは考えておりませんことから、コスト負担については、基本的には作成する各事業者というふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。

最後に、32ページに路外の駐車場の特定事業ということで定めがあるんですが、この部分で、南口駐車場は定められているんですが、北口駐車場が入っていない理由について説明をいただけたらと思います。

○北川都市政策課長

路外駐車場につきましては、駐車面積が500m²以上という定義がございます。北口駐車場というのは、いわゆる路外駐車場としては広さ的に該当しないということで、路外駐車場特定事業には位置づけることができないことから、その他の事業としてバリアフリー化に取り組むこととしているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

はい、理解しました。ありがとうございます。

○大田委員

31ページでもう一遍ちょっとお聞きしたいんですが、公共交通特定事業で「西日本旅客鉄道が鉄道駅のバリアフリー化、エレベーター設置、プラットフォーム等のかさ上げ等という事業者として」と、こういうふうにならうたってあるんですが——これは先のことでもまた次にあるというふうに言われるかも分かりませんが——これは事業者として活動しよるから、ただの事業者の今から施工者には関係ないという感じで書かれているんですかね、これは。事業者としてっちゅうのは。

○北川都市政策課長

例えば、下の道路特定事業であれば、自由通路の設置というのは市が事業主体として市が設置しますよというものでございます。上の公共交通特定事業は西日本旅客鉄道がバリアフリー化ということでエレベーターの設置やプラットフォームかさ上げという形で書いておりますけれども、基本的には駅構内というのは鉄道事業者の持ち物になりますので、そちらのバリアフリー化というのは鉄道事業者の責務において実施しますよということをご明示されたということでございます。

以上でございます。

○大田委員

はい、了解。要するに、鉄道のバリアフリー化とここに書いてあるエレベーター設置、プラットフォームのかさ上げ等というのは事業者がということで責任を持ってやるという、理解しました。

②光駅拠点整備基本設計（案）中間報告

説 明：北川都市政策課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

レイアウトの9ページなんですが、先ほどの鉄道事業者が上りホームと下りホームのかさ上げと、エレベーターがあるところに対しては鉄道事業者が施工するような答弁をいただいたんですが、これには一応図面がここへ書いてあるんですが、ここで切るんですか、それとも一緒に施工するんですか。

○北川都市政策課長

自由通路と北口駅舎というのは当然接続しますので、一体的な工程の中で施工するものと認識しております。

以上でございます。

○大田委員

それんときの費用というのはどういうふうになるんですか、事業者が当然持つべきと思うんですが。

○北川都市政策課長

費用につきましては、委員仰せのとおり、我々市が整備するものについては当然市がやります。一方で、今回バリアフリー基本構想を先ほど御説明差し上げましたけれども、これを定めることで駅のバリアフリーを加速化させようということで、これに基づいて、鉄道事業者についてはホームのかさ上げと構内のエレベーター設置というものを実施いたします。こちらにつきましては、費用負担についてはこれから当然話すわけですが、こちらについては国の補助と本市からの補助ということで事業施工をするようになるかと考えております。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、要するに施工は一体化したもんだから光市がやると。費用は、鉄道事業者から負担をするんですか、どうですかとお聞きしとるんですが。

○松並都市政策部長

光駅のバリアフリー化につきましては、以前から議会の皆様からも御要望いただいております、このほどバリアフリー基本構想を本市が策定することで、鉄道事業者においてもプラットフォームのかさ上げであったりエレベーターの設置に向けて、本市と一緒に取組を進められるものと認識をしております。

事業費につきましては、政府が定めた国のバリアフリー基本方針の中で、国が定めたルールとして、地域の要請及び支援の下という記述がなされておまして、鉄道事業者が行うバリアフリー化に対しまして、国のルールとして、国と地方、つまり地元である光市の支援、つまり補助制度というようなものが設けられております。今後、そのあたりの具体的な金額につきましては設計が進み、実際工事が進んでいくという中で、具体的な検討をしてまいることになろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

いや、だから先ほどお聞きしたんですよ。事業者でなるが、施工はどこがするんですかと聞いたら、事業者が持っているというふうに答弁いただいたから、この図面において光市が行うのは南北自由通路であって、まあたまたま接続しちよるから光市が施工するんだっちゃん答弁であったんで、なら施工費はどねえなるんですかというふうにお聞きしたわけなんですよ。

○松並都市政策部長

具体的には今後詰めていくところも多々あるんですけども、近隣の先行事例なんかを参考にいたしますと、市が新たに自由通路を整備することに併せて鉄道事業者が駅のエレベーターであったり、プラットフォームの整備であったりというのを同時に一体的に整備することが多くございます。徳山駅であったり岩国駅がそういった状況であるというのをいろいろとお聞きをしておるところでございます。

事業主体ということに言われますと、南北自由通路は光市の施設でありますので光市の事業でありますし、駅のバリアフリー化は駅、鉄道事業者の西日本旅客鉄道が行うということで、事業者、施主は西日本旅客鉄道でございます。

これらを一体的に行うことで、合理的に少しでも早く円滑に安全に施工ができるというふうに考えており、今後も引き続きしっかりと調整をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうに、要するに、一体化したこれは建物であるというふうに思っておりますので、そこんところは、ぜひとも鉄道事業者のほうに我々が納得いくような交渉をしていただきたいと思いますと思っておりますので、ぜひともよろしく申し上げますよ。

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

○田中委員

文章的には2ページで、図面のほうにもなるんですけど、展望スペースについてなんですけど、「床を一段下げることにより、自由通路からの視点の抜けを確保するためにベンチとして利用可能なものとする」とあるんですけど、横から見た図面を見ると、数字の表記が見当たらないんですけど、結構自由通路のどこ7mからかなり下がっているように見えるんですけど、どの程度下げられるのかまず教えていただけたらと思います。

○北川都市政策課長

どの程度下がるのかというところでございますが、まず9ページを御覧いただきたいと思います。

展望スペースと書いてあるところの1cm程度下に、丸囲みでマイナス450という数字があろうかと思います。すみません、小さくて申し訳ないですが、450mmつまり45cm下げますよということで、続きまして11ページを御覧いただいて、今度は断面ですけれども、左上展望スペースのところがありますが、これちょっと分かりにくいかもしれませんが、3段の階段で45cmを下げるというような形になっております。

以上でございます。

○田中委員

はい、分かりました。9ページに書いてあるということで、私目が見えなかった。表記はあるということで理解しました、15cm掛ける3段で450ということで。

それで、ベンチとして利用するということであるんですけど、いわゆる展望スペースとして使うよという中で、動線上に座られるようになると思うんですけど、何というか通行の妨げにもなりますし、健全度で言ったら、想像するにここにたむろして座る子が出てくると雰囲気が悪くなると思うんですけど、その辺についてのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○北川都市政策課長

今回の整備に当たりましては、駅を単に利用する、電車に乗るだけのものではなくて、市民の皆様が集い憩えるような機能についても考慮したいと考えておりますことから、展望スペースにもそのような機能の一つということでベンチというものを挙げております。階段にもなるしベンチにもなりますよということです。

委員さんおっしゃったように、通行の妨げになるのではないかというお尋ねでございますけど、そういったことにならないように、ベンチとしての利用部分を分けるのがいいのかどうなのかというのは、これからちょっと工夫、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

15cm 3段だと普通の階段だと思うので、特にベンチとしての工夫があるわけではないかと思います。なので、たまり場としてやるのであれば、きちんとベンチを定めるとかの工夫をしていただけたらと思いますという部分と、あと、高さが7mの展望台になる——45cm下がるんでもうちょっと下がるんですけど——何かイメージが湧かなくて、今回何が見えるんでしょうか。

○北川都市政策課長

基本計画等にもお示ししておりますが、南北を貫くところを「なぎさの景観軸」ということでお示しをしております。あそこから南を向けば、当然国道188号を越えて南の松林、あちら側に視界が抜けるということでございます。

以上でございます。

○田中委員

今回7mという部分が出てきて、多分ドローンとか飛ばせば7mの視点とか、脚立の高いの立てて真ん中に棒か何かでやれば7mの視点が見えるんじゃないかと思うんですけど、何かそこがイメージできなくて、うーんっていう部分があるので、何かまたそういった世界を見せていただけるとイメージが湧きやすいので、お願いをしておきたいと思います。

続いて4ページ、5ページについてなんですけど、図面も含めて併せてお聞きできたらと思いますが。

今回、南口と北口の駅前広場を整備するというので、全体的には両A面の広場を整備していくのかなっていうことで、どちらも機能が充実したものとなっております。ただやっぱり限られたスペース、そして人口減少とか利用が減っていく中で、10年後の整備を見据えていけないといけないという部分でちょっとお尋ねしたいんですけど。

まず、タクシー乗り場、タクシーたまり場についてお尋ねしたいと思うんですけど、これ南北を合わせて今12台分の確保予定となっております。ただ、私も今南口にタクシーの滞留している部分を見ると、大体3台ぐらい止まっているときもありますが、まあゼロ台のときも多く時間的にはあるんじゃないかと思いますが、その辺について調査もされていると思いますので、現状何台ぐらいのタクシーがこの光駅を利用している状況なのかをお聞かせいただけたらと思います。

○北川都市政策課長

こちらの台数とか現状ということですが、現状については特に調査をしたものはございません。この台数につきましては交通事業者と協議を進める中で、何台程度確保するのかというのを話し合っただけで協議をした上で設定をしておりますので、現在の利用状況に基づいて決めたものではないということで御了解いただけたらと思います。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。まあ、あったらいいので、それは聞けば欲しいなにはなると思うんですが、現状と右肩上がりでは上がっていく時代とか何か駅に特別なものができる状況がない中で、それだけの確保があるのかなってというのが、ちょっと内容を見させていただいて私自身はちょっと疑念を持った部分がありまして。

ちなみに例えば今、調査をいろいろやられていると思うんで、タクシーの南口の利用者の方たちが目的地としてどこに向かってらっしゃるのか、ランキング的みたいなものがあれば、例えば病院に向かう人が圧倒的に多いんだとか、企業関係の方が企業に向かうのが多いとか、そういうものが何かデータの的なものがあれば教えていただけたらと思います。

○北川都市政策課長

私ども都市政策課において、今回、光駅の拠点整備を進める中ではそういったデータについては承知しておりません。

以上でございます。

○田中委員

その中で、今回この図面を示されているんですが、16年の完成に向けて人口減少や駅の利用者数の減少とか、タクシー運転手の今もうあります確保問題等があると思うんですが、そのときにこの12台のタクシースペースが有効に活用できるタクシー台数の確保とか利用者ニーズがあると見込んでいるのでしょうか。また、その見込んでいらっしゃる中で、その根拠をお示しいただけたらと思います。

○北川都市政策課長

ニーズというところですけども、光駅という本市で一番主要な交通結節点としての必要な機能といたしまして、基本計画では、南口にタクシー乗り場を1台とたまり場12台、北口にタクシー乗り場を1台とたまり場数台程度を整備する計画を、基本計画の段階ではお示しをしておりました。

基本計画に沿って今は基本設計を進めているところではございますが、この設計を進める過程におきまして、現状のタクシーを取り巻く社会経済情勢、委員仰せの社会情勢を加味しながら、一方でタクシー事業者との現状としての事業者との協議、調整を踏まえまして設計を進めているところでございます。

利用者個人個人のニーズというのは当然あるんですけども、交通結節点として必要な機能という、今から整備する中で光市の顔である光駅という結節点としての社会的ニーズを満たす整備も、ここで行おうというふうに考えてこの台数というところになったところでございます。

以上でございます。

○田中委員

なぜ今回取り上げたかという、見させていただいて恐れがあるなど思ったのが、両方にタクシー乗り場をつくるけど、それだけ台数がなければ片方にあるのかなという状況で、片方に行ったけどタクシーがないので反対側に回ってみようか、反対側にもいないわ、みたいな感じで行ったり来たりっていうようなものがちょっと想像してしまったという部分があって、例えば、この限られたスペースの中をどう有効活用するかというところに今回もいろんなアイデアを入れられているんですけど、乗り場を片方に集約することによって、もう片方は一般の乗降車の方たちが有効に活用できるようにするとか、そういった検討もできたのではないかと思うんですが。そういった検討をされたかどうかお聞かせいただけたらと思います。

○北川都市政策課長

そういった検討をされたのかというお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げましたように、基本計画に沿って今設計というのを進めております。繰り返しになりますが、光駅という主要な交通結節点として、必要な機能としてタクシー乗り場やタクシーたまり場を配置することで、必要な機能という社会的ニーズを満たす整備を行いたいというものでございます。

バリアフリー基本構想で実施したアンケート調査とかを実施したわけですが、その中でも北口にタクシー乗り場を整備してほしいという声もありました。また、北口駅前広場というのは、今、瀬戸風線の整備が進んでおりますけれども、こちらが開通すれば交通量の増加というのが間違いなく見込まれるわけですので、安全な交通結節機能を確保するために、ロータリーによって今まで路上駐車とか路上で待っていたり乗降していたところを中に引き込んで、交通の安全性を確保しようというような形で整備を行ってきたということでございます。

タクシー乗り場を北に設けずに路上で乗ってください、というのはさすがにこの設計を進める中ではできないという考えでございます。

以上でございます。

○田中委員

いろいろ言われたので、ちょっと私としては今お聞きしたんは、やっぱあればいいなということにただでさえお金がかけられないという中で判断していかないといけないという部分。それと、路上で乗っていらっしゃる方がいると言うんですけど、それはそれとして、市としてどちら側に集約してやるんだという考えに沿ってやるのであれば、私は市として堂々とやるべきじゃないかと、将来を見越してですね、と思いましたのでそれは一言ちょっと言わせていただきます。

あと、結局何が言いたいかとちゅうと、タクシーの乗り場と待機所をつくることによって、そこはもう専用スペースになってほかの方たちが使えなくなってしまうんですね。例えば、タクシーがゼロでも、ずっとそこはいわゆる空いとる空間としてずっと空いてしまうので、そういったことでの視点も考えて、今回はちょっと指摘というか、させて

いただきますので、ちょっと後にまた聞きますけど、質問させていただきました。

あと次に、公衆トイレ、4ページ、5ページにある中で、「国が進める新たなガイドラインの取りまとめ状況を踏まえて、引き続き検討する」とございましたが、そのことについて、まあ女性トイレがっていうことであつたんですけど、ちょっと詳細を教えてくださいましたらと思います。

○北川都市政策課長

今この中間報告では、男性トイレを小便器2、便房2、女性トイレ、便房2、バリアフリートイレ1というふうに具体的な数字をお示しをしたところではございますが、一般質問でもお答えいたしましたように、今、国においてトイレの設置数の基準や適用の在り方に関する協議会というのが設けられたところでございます。これと申しますのが、駅や交通施設、商業施設などにおいて、トイレの順番待ちのため列をなして長時間待つことに対して不満を感じている女性が非常に多いという状況などから、国の骨太の方針においても女性用トイレの利用環境の改善に向けて、国内外の動向等を把握を進め、対策を推進するということが明記されたところを踏まえたものでございます。

現在、同協議会におきまして、女性用トイレに係る行列問題の改善に向けて、設置数などどの程度になるのかというガイドラインの取りまとめが行われているところでございます。この取りまとめの状況を見ながら、今回新たに整備する光駅についても適用できる範囲であれば——まあ間に合えばですね、間に合うとかそういうのがあれば——器具数についても引き続き検討していく必要があるということ、こちら明示をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。ガイドラインに沿って整備をしていただけたらと思うんですけど、北口についてはサイズをアップしてもそんなに支障はないのかなと思うんですけど、南口についてはもうスペースが限られたところでの整備になるので、それが対応できるかどうかという部分はまた見てみないと分からないんですけど。

これも、トイレも要は両A面の駅をつくらうとしていて、言ってみればバリアフリーになって近い距離に2つ整備するっていう部分があって、私はこの費用対効果、便利であつたらいいなではあるんですけど、その国のガイドラインの対応も含めて、ちょっと10年後、20年後を考えて検討する必要があるのかなと思いますので、その部分はこの機会に指摘をさせていただきます。

また、全体で13ページ、14ページのほうに、両広場の平面図っていうものが今回出てきているので、この図面については決定図なのかどうかというところをお聞きできたらと思います。

○北川都市政策課長

13ページ、14ページの平面図が決定図なのかどうかというところでございます。

このたびの報告というのはあくまで中間案ということでございます。図面の右下にも注釈というか米印で小さく書いてありますけれども、設計の深度化により変更となる可能性は当然あるということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。変更の可能性があるので理解をしました。

特に南口の今13ページに配置図が出ているのですが、僕も設計のプロじゃないから分かんないですし、今の現状を見ながらのこの図面を見ての想像になるのですが、ぱっと見て効率的に見えないですね。何か斜めが入ってたりとか交差するところが多くてですね。で、この図面自体はどうやって、どなたが考えて今回提案が上がってきたのかを教えていただけたらと思います。

○北川都市政策課長

こちらの配置等のお尋ねでございますけれども、駅の南口という限られたスペースにやっぱり必要な機能というのは配置しなければならないということ、しかも効率的に配置しなければならないということでございますことから、今回委託をしております設計のコンサルタントの事業者からの提案を踏まえまして、本市においても内部で協議を検討した上、この配置を決定したところでございます。

以上でございます。

○田中委員

その中で、公共交通の優先という部分もあると思うのですが、機能の優先順位とか、配置の考え方についてお聞かせいただけたらと思います。

○北川都市政策課長

配置の考え方というところでございますけれども、原則としてはバリアフリーの考えに沿いまして、こちら図面にもありますように、バスやタクシーなどの公共交通機関に加えまして、障害者等——要は、乗降場ですね——障害のある方であったり、怪我されてる方も含めて、そういった方の乗降場というのを優先しまして、駅舎からの動線を短くするというようにしております。

配置につきましては、基本的に今の利用形態というものをなるべく悪化させないように、一方で各交通事業者の方々の御意見を伺いまして、必要な機能、台数等について配置したところでございます。

また、配置に当たっては当然寸法等も測らなければならないのですが、こちらにつきましては駅前広場計画指針や道路構造令、移動円滑化基準や実際の車の軌跡——動きの跡なんですけど——などを確認しながら設計をしたところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。

限られたスペースの中で、いかに有効にするかということで大分知恵を出されたんだと思うんですけど、ちょっと1点、これ市民の方からも言われるんでちょっとお尋ねしてみたいんですが、前提としてこのロータリーの真ん中にあるモニュメントをここに残すということで難しい設計になっているんじゃないかと思いますが。

なかなかこの駅前整備、大きいことやることないっていう部分があって、限られたスペースを有効に活用するっていう部分で、このモニュメント自体を移設して自由度を出して、ここを効率的に使って安全も確保するっていうような検討はされたのかどうか、お聞かせいただけたらと思います。

○北川都市政策課長

計画の変更の過程でも御説明はそのときにしておるのかなと思いますけれども、移設には当然ですが事業費がかかりますということです。今回、基本設計見直しの大前提というのは何かといたら、やっぱりコスト、膨らみ過ぎたコストを削減するんだというところもありますので、既存施設の有効活用というのを命題として挙げております。当然ロータリーですから、回るための中心部というのは整備しようがすまいが置かなければロータリーにならないので、となるとそこに物があるんであればそれを活用しようという必要性があるかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。この図面を見て、市民の方々からもいろいろ今から声が出てくると思うんですが、この計画、今中間案が出てきて、市民へのお知らせ方法と今後についてお聞かせいただけたらと思います。

○北川都市政策課長

この委員会が終わった後、今日もう金曜日ですから恐らく週明けになろうかと思えますけれども、ホームページ上で中間報告の図面等については公表してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

はい、承知しました。

以上になります。

○井垣委員

駅を改修するに当たって、JRじゃなしに市のほうも一緒にやるっていうことなので、役所仕事に見えないようにしてもらいたいっていうのが一番あるんですけど。

安心・安全とかバリアフリーってすごく大事ですけども、コストは抑えながら、どこか市民の皆さんに愛されるような、何ていうんですかチャージングポイントみたいな一点豪華主義っていうか、皆さんの話題に上るような、例えば3ページのところにコンセプトがありますけど、ア、イ、ウ、エってありますけど、エに相当するところだと思うんですよね。光ならではの駅、「あ、光駅だ」っていう、光市民から愛される駅になるためのまあスポット、例えばさっきの展望スペースですか、そこになるかもしれないんですけどね。そこに名前がつくようなね設計っていうかデザイン、または、つくった後に市民からこの場所の名前を募集しますみたいな、みんなで名前つけましょうみたいなそういうスポットをつくっていただきたいなということを思ってますけども、その点については御意見いかがでしょうか。

○北川都市政策課長

今、委員から御提案ありましたまあ3ページの3のエですか、「なぎさの景観軸」ありますけれども、今回設計を進めるに当たっては、同じく3ページのところに「日常、非日常の様々な場面での出会いの演出」であったり、「訪れる人の原風景になるような駅」であったり、いわゆる来て電車に乗ってどっかへ行く、帰ってきて電車から降りて家に戻るだけではないプラスアルファのものというのもコンセプトに掲げております。まあ委員御提案のそのネーミングというか、そこができるかどうかはちょっとすみません、ここでは御明示というか御回答できませんけれども、そういったいわゆるただの乗るだけの駅ではないということは御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○井垣委員

さっき、展望テラスのところに階段状に3段下ったところがある、椅子にもなるっておっしゃってましたけど、それは、こういうふうに歩いてその同じところに足で踏むところに座るといえることですか。汚れるような気がするんですけど。

○北川都市政策課長

まさしく、足で踏むところに座ることもできるよというような、ベンチでここに座りなさいという明示するものではなくて、そういったベンチとしても機能としては使えますよというイメージいただけたらと思います。

以上でございます。

○井垣委員

いや、その靴で歩くところに座るっていうのがどうもイメージできないんですけども、そこに座ることもできるっていうのはどんなイメージなんですか。

○北川都市政策課長

なかなかこちらでいくと、例えばイメージしやすいものであれば、グラウンドと校庭

があるところの、例えば校舎からグラウンドに下りるところに段差があったりしますが、そこって踏んで歩くけども座ったりもしたりすると思うんですね。逆に、都会のほうに行けば、まさしくこういうふうないわゆるザ・ベンチではない、ベンチとしても使えるし通路としても自由に使っていい空間ですよというようなものっていうものはあったりします。イメージとすれば、まあ通路でもいいですし、座ってもいいですし、それこそそこでおしゃべりするかどうか分かりませんが、いわゆる自由に使っていいですよという空間ということで御理解賜ればと思います。

以上でございます。

○井垣委員

ここの展望テラスの階段があるところの前っていうのは、ここは横から見た図では何にもないわけですか。もう空気がそのまま、雨だったら降り込むような場所になってるんでしょうか。

○北川都市政策課長

10ページの立面図が一番分かりやすいかと思えますけれども、一番上のところですね。展望スペースのところ、正面は当然ないんですが、上は屋根が出張っておりますので横殴りの雨とかが来ればそれは濡れてしまうかもしれませんが、基本的には上からの日差し、雨についてはカバーができる。前については、今のところ手すりというか高欄を配置することで、転落防止ということでイメージをしているところでございます。

以上でございます。

○井垣委員

単純に考えればバリアフリーということですから、車椅子の乗客を想定すると、階段があるっていったらそこ階段下れませんよね。下ったとこであとちょっとしかないというところですけども。まあ付添いの方がいるとして、そういう展望スペースがあれば、じゃあそこで何時に待ち合わせしましょうとか、上りの人と下りの人とそこで一応待ち合わせて、どっか行きましょうっていう待ち合わせスペースになる可能性も高い場所だと思うんですけども、そこに雨とか降り込んだらそこ座れなくなるし。

単純に考えれば、何かおしゃべりなベンチを置いたほうが良いような気がして、そのベンチでもどっか両端か真ん中か切ってあげれば、そこも車椅子がそこまで行って、ベンチの人も付添いの人も同じ高さで座って景色を見れるっていうふうに思うんですけども。その点はどういうお考えなんでしょうか。

○北川都市政策課長

ベンチを置いたらどうかというお話でございますが、委員おっしゃるとおり、バリアフリーの観点からしてまあ切り込み入れたら確かに通れるというのがありますが、やっぱりリースペースというかある程度自由さを求めるには、ベンチを設けてもここは座りなさいというものではない一定の自由な空間というイメージで今図面を作っている

ころです。

例えば、ベンチを置いて座るとなると、例えば車椅子の方って我々が立って歩くよりも視線が下がるわけなんで、例えばベンチに座っている人が邪魔になる可能性というのでも否定はできないかと思います。

そういったいろんなことを勘案しながら、設計が上がっているということで御理解賜ればと思います。

以上でございます。

○井垣委員

そうですか。待ち合わせスペースになるときに、雨とか降り込んでちょっと濡れてたらもう座りにくいし、立って待ってなきゃいけないってなると、ホームに降りて、ホームにはベンチ多分あると思うのでそこで待つとか、せっかくのスペースがそういうすてきな有名な待ち合わせスペースにならないような気がするんですけども、いろいろなお考えが聞けたのでよかったですと思います。どうもありがとうございました。

○松並都市政策部長

展望スペースの階段のところに関しまして、腰かけられる、当然土足で歩くところではあるんですけども、座ることが取り上げられてるんですけども、設計の思想として、この考え方につきましては南北自由通路を設けて、「なぎさの景観軸」という海のほうを見渡せる、虹ヶ浜へのつながりというのを基本構想でも掲げているんですけども、展望スペースの先端部分に階段を設けて、この階段をトントントンと降りてもらって、そこで景色を眺めてもらえば、低いところにいらっしゃるんで自由通路を歩く人からの目線にその人たちが低いところにいるんで、その自由通路を歩く人たちの視界がこう真っすぐに開けるんですよ。そこが実はちょっと隠れたポイントといいますか、ここに階段を設けて一段下げるところが景観上のテクニックといいますか、そういったところも配慮した設計になっておりますので、あえて補足をさせていただきます。

以上でございます。

○大田委員

南北自由通路で北口に降りた場合、車路が直角に曲がって障害者専用通路に行くようになっているんですよ。じゃから普通は目の前が階段……

○委員長

大田委員、何ページですか。

○大田委員

9ページと14ページと、断面では11ページ。

要するに、9ページでは上部のところXとX4、Y7のところから右側に直角に曲がって車路ができると思うんですよ。10ページのところにYの3ところを見ると、階段

があそこへ、どんぐらいの段差がこれ6段になっているんですが。

○北川都市政策課長

14ページの北口駅前広場の自由通路の着床から交流広場というか、右に90度というのが委員さんのお話かと思いますが、着床して右についてはフラットな形になっています。6段というふうに委員さんがおっしゃっているのは、その南北自由通路の正面にある（「そう、そう」と呼ぶ者あり）ですよね。あれについては階段というか段差になっていて、北に行くにつれて低くなる傾斜になっております。（「分かるよ、分かるよ」と呼ぶ者あり）

○大田委員

だからね私が言うのは、バリアフリーで、車椅子で行ったらそこんとこで急に何も遮蔽物がなくて、直角に曲がらんにゃいけんわけよ、車椅子の人は。何も遮蔽物がないわけよ、いきなり階段になっちゃうから。曲がるときには直角に曲がらんにゃいけんのよ。そこんところはどういうふうを考えているかってお聞きしちよるだけ。曲がりゃあええじゃないかと言やあそれまでですが、うっかり真っすぐ行く場合があるんじゃないかという。

○北川都市政策課長

まだあくまでも基本設計というところで、今からそこら辺の詳細については詰めることになろうかと思いますが、当然真っすぐ行って落ちてけがされちゃいけませんので、そこら辺については配慮が必要であろうと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひ、そこんところはせっかくバリアフリーやられるんじゃないかと、そこまで考えてやってください。

○田邊委員長

他にありませんか。なければ、その他、都市政策部関係分に係る事務について、執行部に質しておきたい件がありましたら、順次、ご発言を願います。

○新見委員

それでは2項目について数点お伺いさせていただきます。

1点目、11月号の広報ひかりにおいて、公共交通に関するアンケート調査への協力が呼びかけられておりましたが、このアンケートを実施した目的についてお示してください。また、調査方法や設問内容、どのような視点で質問を設計したのかについても併せてお願いいたします。

○秋山公共交通政策課長

それでは、公共交通アンケートにつきましてお答え申し上げます。

現在の光市地域公共交通計画は翌年度が計画の最終年度となります。そのため次期公共交通計画の策定に先駆けまして、市民の皆様の公共交通の利用状況や移動に関するニーズの把握などを目的として、このたびアンケート調査を実施いたしました。

調査方法ですが、市民の方1,500世帯を対象としまして、10月の末にアンケートを発送し、郵送またはウェブ回答からの方法を採用しました。なお、市内各地区から一定の有効回答数を確保したいことから、特定の地区に偏らないよう配分して実施いたしました。

また、郵送による調査と併せまして、ウェブ回答フォーム用のQRコードを掲載したポスターを市内の駅などに掲示し、公共交通機関を利用される方も回答できるようにしたところでございます。

そして質問内容でございますが、現在の計画の策定の際に実施いたしましたアンケート結果との比較といった観点から、前回でも調査しました買物や通院などの日常生活での移動に関する項目のほか、新たに将来公共交通分野におけるスマートフォンアプリなどデジタル技術を活用した施策の可能性の点から、スマートフォンなどの使用環境に関する項目や、地域住民による互助的な交通サービスに対する意向を把握するための項目を設定したところでございます。

以上でございます。

○新見委員

調査目的や設問内容、どのような視点で質問を設定したのかについて理解いたしました。

続いての質問なんですけど、回答数それから回収率、年齢層、地域別などの回答者の傾向など、差し支えない範囲で現状の分かる点で説明をお願いいたします。

○秋山公共交通政策課長

調査結果でございます。詳細は現在集計中でございますので、概要のみとはなりますが、そして速報値ということでお答えをさせていただきます。

まず、アンケートの回収状況でございますが、調査対象1,500世帯に対しまして814名の方から回答いただいております、回答率では54.27%となります。また、アンケート送付者に加え、先ほど申しました、駅等に掲示してありますQRコードを読み取って御回答いただいた方が13名いらっしゃいまして、合計で申しますと827名の回答を頂いております。

回答者につきましては、基本的には各地区ごとでおおむね半数前後の割合で、ほぼ満遍なく回答を得られており、回答をいただいた方の7割近くは65歳以上の高齢者となっております。

以上でございます。

○新見委員

回答数など理解いたしました。前回の高校生のアンケートにおいても、その結果からバスの増便など公共交通の利便性の向上につながっておりますので、このアンケートの結果を生かしてよりよい公共交通の構築をお願いいたします。

またアンケートがまとまりましたら、引き続き質問させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続いての質問ですけれども、市営バス車体の広告についてお伺いします。

本年9月から、主に大和地区を運行する市営バス車体への広告掲載の募集が開始されているかと思っております。まず、この事業の概要と、どのような目的で導入されたのか市としての狙いをお示しください。また、募集を開始してからこれまでの応募状況や、どのように周知したかについても併せてお願いいたします。

○秋山公共交通政策課長

市営バスへの広告についてお答えを申し上げます。

市営バスの運行には多額の費用を要しておりますが、こうした中、新たな自主財源を確保するための取組としまして、本年9月より、多くの皆様の目に留まりやすいマイクロバス車両を活用し、車外広告の掲載に取り組んでおります。

車外広告は、左右両側面と後部面、計3枠としまして、規格につきましては、側面が横が2m、縦は40cm、後部につきましては横が1.8m、縦が35cmとし、掲載方法はマグネットシートによる車体への貼付けとし、このシートについては広告主のほうで作成をいただくこととしております。

そして受付は先着順としまして、募集に当たりましては、市広報8月号をはじめ、記者発表、市ホームページの活用、また光商工会議所や大和商工会への周知等を行ったところでございます。

その結果でございますが、9月分につきましては後部の1枠、10月分以降来年の3月までは全て埋まっているという状況でございます。

以上でございます。

○新見委員

事業の目的それから応募の状況を理解いたしました。

続いてですが、車体広告による収入は公共交通の維持やサービス向上において一定の役割を果たしているものと考えておりますが、広告料の設定や収入の見込みについてお示しください。

○秋山公共交通政策課長

広告料収入につきましてはでございますが、両側面につきましては月額3,000円、後部につきましては月額2,000円と設定し、今年度につきましては年度途中からの実施ということもございますので、5万円の収入になるという見込みでございます。

通年ベースで巻き直すと、年間フルに埋まると9万6,000円の収入となります。

以上でございます。

○新見委員

収益の見込みなどを理解いたしました。

最後の質問ですが、募集期間は来年の3月までということですが、来年度への事業継続についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

また、バス車内の広告やデジタル広告など、ほかの広告媒体の拡大の可能性について検討している事項がありましたらお聞かせください。

○秋山公共交通政策課長

この事業に関しましては、収入確保という面からも次年度以降も引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、委員さんからは車内広告などのお話もいただきましたが、バス車両を活用しましてさらなる収入確保策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新見委員

新たな事業展開について、検討されていることについて理解いたしました。

このような新しい取組をしながら、ネーミングライツなど大型の案件につながることもありますので、事業規模にかかわらず積極的な取組を期待いたします。

以上です。

○田中委員

3点お尋ねできたらと思います。

まず1点目が、先ほど光駅の拠点整備基本設計の説明があったんですけど、来週ぐらいにホームページのほうに公開するという事だったんですけど、光駅にも——以前にも提案させていただきましたが——お知らせをして、市民の方たちが、ああ光駅ってリニューアルするんだってというわくわく感につなげていただけたらと思うんですが、そういったお知らせ方法もできないものかと思うんですが、いかがでしょうか。

○北川都市政策課長

市民の方へのお知らせということで、まあ先ほどこの図面等についてはホームページでの掲載を検討しているというところでございますが、実際にまだこういう図面でしかお知らせができませんが、いずれ事業等が進捗してまいったら、そういった進捗度合いについては適宜ホームページ等でお知らせできればと考えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。市民の方も関心は高いけど、まだバリアフリーになっていくんだって

というのが届いていないところもございますので、しっかりやっていただけたらと思います。

2点目が、横断歩道周辺の安全確保についてお尋ねしたいと思うんですが、山口県自体が横断歩道でなかなか車が止まらないっていうことになってはいますが、一方で、植栽とかがあって見通しが悪くて車のほうも気づかないっていうそういう声を多々聞きます。ちょっと例として挙げるんですけど、今の浅江5丁目のマクスバリューさん——ちょっとお店の名前言ってあれなんですけど——からウォンツさんのほうに渡る横断歩道のところも含め、縦の通り、海まで行く通りの横断歩道周辺の植栽、そして虹ヶ丘東部連合自治会館の前にある横断歩道の辺の植栽については、通学路ということもあって危ないという声をよくお聞きするんですけど、その辺の植栽等の管理、撤去についてお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

街路樹や植栽につきましては、景観の形成や沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保など様々な機能を有しており、美しい景観や快適な道路環境を創出しています。

しかしながら、植栽後、長期間経過し、樹木が大きく成長し過ぎたことにより枝葉の張り出しや道路交通に支障をきたしている事例も見られます。こうした状況を把握した場合は、周辺環境に配慮しながら適切な維持管理に取り組んでおります。

街路樹や植栽の撤去等の基準についてでございますが、街路樹については、古木や枯損が進行し、倒木の恐れがあると判断した場合は順次伐採をしておりますが、それ以外の健全な樹木につきましては、支障となっている枝葉がある場合は原則として剪定により対応しているところでございます。また、植栽についても枯損しているものは撤去しますが、その他は原則年に1回刈り込みを行っているところでございます。

今、委員仰せの浅江5丁目付近と虹ヶ丘東部連合自治会館周辺につきましては、見通しが悪くなっている樹木等については現地の確認を行い、景観だけでなく、道路環境や安全対策の面からも対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。横断歩道周辺とか交差点周辺の部分については、安全管理っていう意味での基準を持ってらっしゃったと思いますので、箇所はたくさんそれ以外にもあると思いますので、順次安全確保のために、特に横断歩道周辺は対応いただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

最後もう一つ、下水道のマンホール蓋のことについてお聞きしたいと思うんですが。

今、新デザインの公募をして、先日もホームページのほう公表されて、選定をされていたと思うので、その進捗状況について報告をいただけたらと思います。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

こんにちは。

進捗状況ですが、8月29日に応募を締め切りまして52点の応募がございました。デザイン選考を終えまして、新デザインが決定しております。

今、設置場所も検討中でございます。

以上です。

○田中委員

すごいシンプルな答えだったんですが、設置場所について検討しているっていうことなんですけど、やはりこれ公募して新しいデザインが決まってということで、楽しいな事業という捉え方をしている中で、どうやってお知らせしていくかというところがせっかく取り組んだ事業の成果という部分になってくるとも思うんですが、何か発表の仕方とか、その辺についてどのような予定なのかお聞かせいただけたらと思います。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

発表の仕方なんですが、今年度末はお披露目会という形で、場所を検討しております。どういった形で行うかということも含めてではございます。

周知の方法、場所等決定しましたら、観光部局また文化社会教育部局と福祉部局等とも積極的に働きかけていって、ホームページにございます「ひかりピカピカマップ」に掲載しまして、ウォーキングまた景観情報ともに掲載をしていきたいと思っております。

以上です。

○田中委員

分かりました。何か他部署とか、ひかりピカピカマップにも掲載ということでお聞きしました。

新しいデザインが出てくるのでそれで楽しみにしている部分もありますし、多分、自分が思っている以上に——以前も取り上げさせていただいたんですが——マンホール蓋って何かすごい関心が高くて、いわゆるマンホールカードを集めていらっしゃる方とかも多数いらっしゃるって、光市にもないんですかって問合せを受けたこともあるんですけど。

その辺で、こういった取組と同時にマンホールカードを作ることによって相乗効果で近隣市だけではなくて全国に発信できるようになると思うんで、やっぱりその辺でマンホールカードには取り組まれる予定というものはないんでしょうか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

以前の委員会でマンホールカードを掲げさせていただいたと思います。検討中でございます。（笑声）

○田中委員

分かりました。思いは以前聞かせていただいた。

まあ検討中ということで、いろいろ予算等もかかるので、言えない部分も言える部分

もあるかと思いますが、私はこういったことでやっぱりせっかくやった事業をさらに効果が出るように、また多くの人に知っていただけるように取り組んでいただけたらと思っていますし、新しい今回のデザイン公募も手としてはすごいかかったと思うんですね。なので、それがいい結果を生むように併せて取り組んでいただけたらと思いますので、そのことをよろしく願いして、全て終わります。